

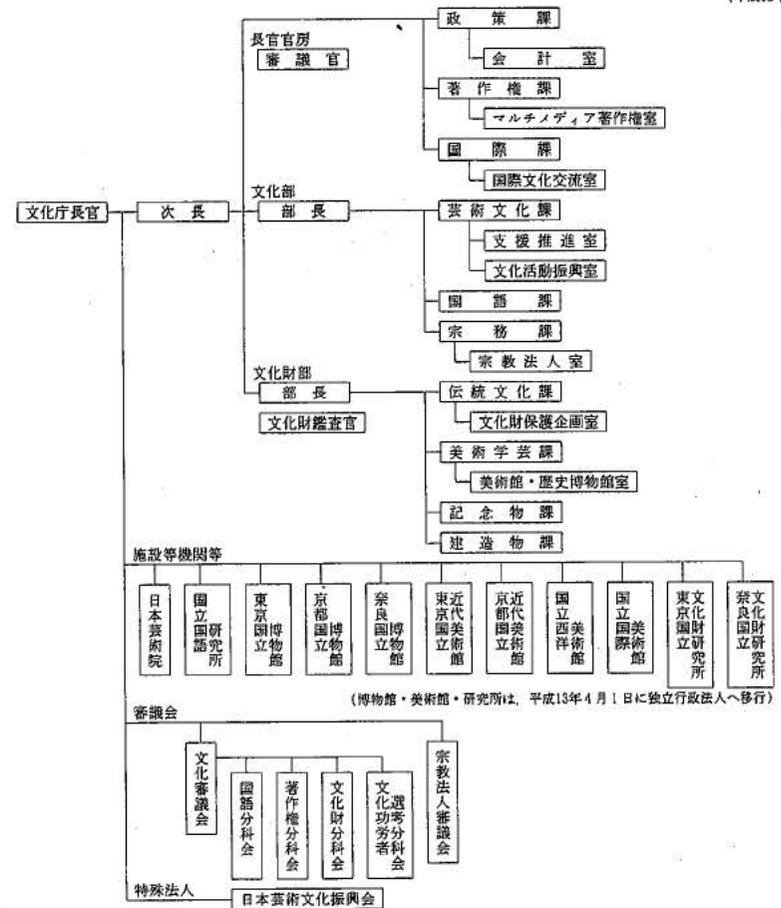
第 3 編

資料・統計

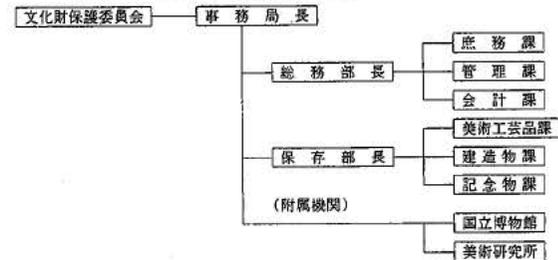


1 文化庁機構図

(平成13年1月6日現在)



〔参考〕 発足時（文化財保護委員会）



2 文化財関係法令等

(1) 古器舊物保存法

(明治4年5月23日本政官布告第251号)

古器舊物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ其利益不少候處自然歴蕃新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ實ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事

但品目並ニ所藏人名委詳記載シ其官廳ヨリ可差出事

(別紙)

- 一 祭器ノ部
 - 神祭ニ用ル榊牙其他諸器物等
- 一 古玉寶石ノ部
 - 曲玉 管玉 瑠璃 水晶等ノ類
- 一 石琴雷斧ノ部
 - 石琴 雷斧 霹靂磬 石鈸 天狗ノ飯匙等
- 一 古鏡古鈴ノ部
 - 古鏡 古鈴等
- 一 銅器ノ部
 - 鼎 爵其他諸銅器類
- 一 古玩ノ部
 - 名物並名物ナラスト雖古キ品
- 一 武器ノ部
 - 刀劔 弓矢 旌旗 甲冑 馬具 戈戟 大小 銃砲 彈
 - 九 戰鼓 呼囉等
- 一 古書畫ノ部
 - 名物 肖像 掛軸 卷軸 手鑑等
- 一 古書籍並古經文ノ部
 - 温古ノ書籍圖書及古版古寫本其他戲作ノ類ト雖モ中古以前ノモノニテ考古ニ屬スル者等
- 一 烏頑ノ部
 - 神社佛閣ノ烏頑並諸名家書畫ノ類等
- 一 楽器ノ部
 - 笛 笙 箏 太鼓 鐘鼓 羯鼓 箏 和琴 琵琶 假
 - 面其他猿樂裝束並諸樂器歌舞ニ屬スル品
- 一 鐵鉛碑銘墨本ノ部
 - 名物並名物ニアラスト雖モ古キ品
- 一 印章ノ部
 - 古代ノ印章類
- 一 文房諸具ノ部
 - 机案 硯 墨 筆架 硯屏ノ類
- 一 農具ノ部
 - 古代ノ用品
- 一 工匠器械ノ部
 - 同
- 一 車輿ノ部
 - 車 輿 籠輿等
- 一 屋內諸具ノ部

- 房室諸具 屏障類 燈燭類 銷燭類 庖厨諸具 飲食器
 - 皿 燻具等
 - 一 布帛ノ類
 - 古金襴並古代ノ布片等
 - 一 衣服裝飾ノ部
 - 官服 常服 山民ノ服 婦女服飾 簡袴ノ類 傘笠 雨衣 印籠 巾着 履履ノ類
 - 一 皮革ノ部
 - 各種ノ皮革並古染革ノ紋圖
 - 一 貨幣ノ部
 - 古金銀古錢並古貨幣等
 - 一 諸金製造器ノ部
 - 銅 黃銅 赤銅 青銅 紫金 錫等ヲ以テ製造セル諸器物
 - 一 陶磁器ノ部
 - 各國陶器磁器等
 - 一 漆器ノ部
 - 蒔繪 青貝 堆朱等ノ諸器物
 - 一 度量權衡ノ部
 - 秤 天平 尺 斗升 算盤等古代ノ用品
 - 一 茶器香具花器ノ部
 - 風爐 釜 茶碗等ノ茶器 香盒 香爐等ノ香具 花瓶 花臺等ノ花器類
 - 一 遊戯具ノ部
 - 碁 將棊 雙六 蹴鞠 八道行成 投壺 揚弓 投扇 歌骨牌等
 - 一 雜職等個人並兒玩ノ部
 - 道子 天兒 雛人形 幟人形 木偶 土偶 奈良人形等
 - 其他兒童玩具ノ諸器
 - 一 古佛像並佛具ノ部
 - 佛像 經筒 五具足 寶鐸等ノ古佛具
 - 一 化石ノ部
 - 動植物ノ化石並動物ノ骨角介殼ノ類
- 古品物ハ上ハ神代ヨリ近世ニ至ル迄和品船實ニ不均

(2) 古社寺保存法

(明治30年6月5日法律第49号)

- 第1條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得
- 第2條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證據、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存會ニ諮詢シテ内務大臣ノヲ定ム
- 第3條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官ノヲ指揮監督ス
- 第4條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證據又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ内務大臣

ニ於テ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第5條 特別保護建造物及國寶ハ之ヲ處分シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス

第6條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ在テハ官司、府縣郡社ニ在テハ社司、内村社以下ニ在テハ社掌、以下ニ之ニ做テ)若ハ住職ノヲ監守シ内務大臣ノ監督ニ屬スルモノトス

但シ内務大臣ノ許可ヲ經テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得

第7條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ命ニ對シテハ訴訟ヲ爲スコトヲ得

第8條 前條ニ依リ國寶ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ國庫ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス

第9條 神職住職其ノ他ノ監守者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳セサルトキハ内務大臣ハ其ノ出陳ヲ強要スルコトヲ得

第10條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官ノヲ管理シ保存金ノ豫算額ヲ以テ之ヲ下付ス但シ精算ノ上剩餘アルトキハ内務大臣ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得

第11條 社寺ニ下付シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ第12條 第10條及第11條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス

第13條 監守者其ノ監守スル所ノ國寶ヲ竊取シ、毀棄シ、隠匿シ若ハ他ノ物件ト變換シ又ハ第5條ノ規定ニ違背シタルトキハ2年以上5年以下ノ重禁錮ニ處ス

第5條ノ物件ナルコトヲ知りテ之ヲ讓受ケ、借受ケ、擔保ニ取リ、寄藏シ若ハ其ノ牙保ヲ爲シタル者ハ6月以上3年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第14條 監守者怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

過料ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス其ノ徵收ニ付テハ民事訴訟法第6編ノ規定ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ檢事ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス

第15條 第7條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監守者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ國庫ハ命令ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其ノ損害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評價額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第16條 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額ハ1箇年十五萬圓乃至二十萬圓トス

附 則

第17條 本法施行前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第10條乃至第12條ヲ適用スルコトヲ得

第18條 第4條ニ數當スル物件ハ社寺ニ屬セサルモノト雖所

有者ノ請求アルトキハ第7條第1項ニ掲ケタル博物館ニ出陳スルコトヲ許可シ之ニ補給金を支給スルコトヲ得

第19條 削除

第20條 本法施行上必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(3) 國寶保存法

(昭和4年3月28日法律第17号)

第1條 建造物、寶物其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ證據又ハ美術ノ模範ト爲ルベキモノハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ之レヲ國寶トシテ指定スルコトヲ得

第2條 主務大臣前條ノ規定ニ依リ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知ス

第3條 國寶ハ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第4條 國寶ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケン但シ維持修理ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第5條 主務大臣前2條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキハ國寶保存會ニ諮問スベシ

第6條 國寶ノ所有者ニ付變更アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所有者ヨリ主務大臣ニ届出ラ爲スベシ國寶滅失又ハ毀損シタルトキ亦同ジ

第7條 國寶ノ所有者ハ主務大臣ノ命令ニ依リ1年内ノ期間ヲ限リ帝室、官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ其ノ國寶ヲ出陳スル義務アルモノトス但シ祭祀法用又ハ公務執行ノ爲ニ必要アルトキ其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ命令ニ對シテ不服アル者ハ訴訟ヲ爲スコトヲ得

第8條 前條ノ規定ニ依リテ國寶ヲ出陳シタル者ニ對シテハ命令ニ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ補給金ヲ交付ス

第9條 第7條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶其ノ出陳中滅失又ハ毀損シタルトキハ命令ニ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ其ノ所有者ニ對シ通常生ズベキ損害ヲ補償ス但シ不可抗力ニ因リタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ損害補償額ハ主務大臣ノヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ決定通知ノ日ヨリ3月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第10條 第7條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ニ付其ノ出陳中所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ當該國寶ニ關シ本法ニ規定スル義務所有者ノ權利義務ヲ承繼ス

第11條 公益上其ノ他特殊ノ事由ニ依リ必要アルトキハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ國寶ノ指定解除ヲ爲スコトヲ得

主務大臣前項ノ規定ニ依リ指定解除ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知ス

第12條 神社又ハ寺院(佛堂ヲ含ム以下同ジ)ノ所有ニ屬スル國寶ハ神社ニ在リテハ神職(官國幣社ニ在リテハ官司、府縣郡社ニ在リテハ社司、村社以下ニ在リテハ社掌)、寺院ニ在リテハ住職(佛堂ニ在リテハ受持僧侶)ノヲ管理ス

但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ別ニ管理者ヲ定ムルコトヲ得

第13條 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ハ之ヲ處分シ、擔保ニ供シ又ハ差押フルコトヲ得但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ處分シ又ハ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ
主務大臣前項ノ規定ニ依ル許可ヲ爲サントスルキハ國寶保存會ニ諮問スベシ
主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ヲ處分シ又ハ擔保ニ供シタルトキハ之ヲ無効トス

第14條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ維持修理スルコト能ハザルトキハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ之ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

特ニ必要アルトキハ神社又ハ寺院以外ノモノノ所有ニ屬スル國寶ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

第15條 補助金ハ豫算額ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ精算ノ上剩餘アルトキハ之ヲ還付セシムルコトヲ得

第16條 補助金及補給金シテ國庫ヨリ支出スベキ金額ハ毎年度十五萬圓以上二十萬圓以下トス

前項ノ金額ノ外特ニ必要アルトキハ豫算ノ定ムル所ニ依リ臨時ニ補助金又ハ補給金ヲ支出スルコトヲ得

第17條 國寶保存會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第18條 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第19條 國ノ所有ニ屬スル國寶ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第20條 主務大臣ノ許可ナクシテ國寶ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ5年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第21條 國寶ヲ損毀、毀棄又ハ隠匿シタル者ハ5年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ國寶自己ノ所有ニ係ルトキハ2年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ料料ニ處ス

第22條 第4條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受クベキ者之ヲ受ケズシテ國寶ノ現状ヲ變更シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第23條 第6條ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サザル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

第24條 第7條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ノ管理者又ハ神社若ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理者怠慢ニ因リ其ノ管理スル國寶ヲ滅失又ハ毀損スルニ至ラシメタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第25條 非訟事件手續法第206條乃至第208條ノ規定ハ本法ニ規定スル過料ニ付之ヲ準用ス

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
古社寺保存法ハ之ヲ廢止ス
古社寺保存法ニ依リテ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムラレタル物件ハ之ヲ本法ニ依リテ國寶ニシテ指定セ

ラレタル物件ト看做ス
古社寺保存法ニ依リテ下付シタル保存金ハ之ヲ本法ニ依リテ交付シタル補助金ト看做ス

(備考)
本法ハ昭和4年勅令第209號ヲ以テ同年7月1日ヨリ施行

(4) 重要美術品等ノ保存ニ關スル法律

(昭和8年4月1日法律第43号)

第1條 歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル価値アリト認めラレタル物件(國寶ヲ除ク)、ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ現存者ノ製作ニ係ルモノ、製作後50年ヲ経ザルモノ及輸入後1年ヲ経ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第2條 前条ノ規定ニ依リ其ノ輸出又ハ移出ニ付許可ヲ要スル物件ハ主務大臣之ヲ認定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且当該物件ノ所有者ニ通知スベシ

特ニ前項ノ規定ニ依リ認定ノ告示アリタルトキハ売買、交換又ハ贈与ノ目的ヲ以テ当該物件ノ寄託ヲ受ケタル占有者ハ其ノ認定アリタルコトヲ知リタルモノト推定ス

第3條 主務大臣第1条ノ規定ニ依リ許可ノ申請アリタル場合ニ於テ許可ヲ爲サザルトキハ許可申請ノ日ヨリ1年ヨリ長カラザル期間内ニ当該物件ヲ國寶保存法第1条ノ規定ニ依リテ國寶ニシテ指定シ又ハ前条ノ規定ニ依リ認定ヲ取消スベシ

第4條 認定、其ノ取消及第2条ノ規定ニ依リ認定物件ノ所有者ニ付變更アリタル場合ノ届出ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第5條 主務大臣ノ許可ナクシテ第2条ノ規定ニ依リ認定物件ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ3年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ處ス

附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(5) 史蹟名勝天然紀念物保存法

(大正8年4月10日法律第44号)

第1條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第2條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ發掘障礙物ノ除去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第3條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サントスルトキハ地方長

官ノ許可ヲ受クベシ
第4條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命ジタルコトヲ得前項ノ命令若ハ處分又ハ第2條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第5條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス
國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第6條 第3條ノ規定ニ違反シ又ハ第4條第1項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ6月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ料料ニ處ス

附 則
本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
古社寺保存法第19條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
(備考一)
本法ハ大正8年勅令第261號ヲ以テ同年6月1日ヨリ施行

(備考二)
本法中内務大臣トアルノハ史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ移管ニ因リ昭和3年12月1日以降ニ於テハ文部大臣之カ主務大臣トナル

(6) 文化財保護法

(昭和20年6月30日法律第214号)

改正 昭和26年12月24日法律第318号

同	27年7月31日同	第272号
同	28年8月10日同	第194号
同	28年8月15日同	第213号
同	29年5月29日同	第131号
同	31年6月12日同	第148号
同	31年6月30日同	第163号
同	33年4月25日同	第66号
同	34年4月20日同	第148号
同	36年6月2日同	第111号
同	37年5月16日同	第140号
同	37年9月15日同	第161号
同	40年3月31日同	第36号
同	43年6月15日同	第99号
同	46年5月31日同	第88号
同	46年6月1日同	第98号
同	47年6月3日同	第52号
同	50年7月1日同	第49号
同	58年12月2日同	第78号
平成	5年11月12日同	第69号

目次

第1章	總則(第1条—第4条)
第2章	削除
第3章	有形文化財(第27条—第56条)
第1節	重要文化財(第27条—第29条)
第1款	指定(第27条—第29条)
第2款	管理(第30条—第34条)
第3款	保護(第34条の2—第47条)
第4款	公開(第47条の2—第53条)
第5款	調査(第54条・第55条)
第6款	雜則(第56条)
第2節	登録有形文化財(第56条の2—第56条の2の11)
第3節	重要文化財及び登録有形文化財以外ノ有形文化財(第56条の2の12)
第3章の2	無形文化財(第56条の3—第56条の9)
第3章の3	民俗文化財(第56条の10—第56条の21)
第4章	埋藏文化財(第57条—第68条)
第5章	史蹟名勝天然紀念物(第69条—第83条)
第5章の2	伝統的建造物群保存地区(第83条の2—第83条の6)
第5章の3	文化財ノ保存技術ノ保護(第83条の7—第83条の12)
第5章の4	文化財保護審議会(第84条—第84条の4)
第6章	補則
第1節	聴聞、意見ノ聴取及び不服申立て(第85条—第85条の8)
第2節	國ニ關する特例(第86条—第97条の5)
第3節	地方公共団体及び教育委員会(第98条—第105条の3)
第7章	罰則(第106条—第112条)
附則	(第113条—第130条)
第1章	總則
(この法律ノ目的)	
第1条	この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて國民ノ文化的向上ニ資するとともに、世界文化ノ進歩ニ貢献することを目的とする。
(文化財ノ定義)	
第2条	この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一	建造物、繪画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形ノ文化的遺産で我が國にとつて歴史上又は芸術上価値ノ高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)、並びに

考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生産、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、遊浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象が生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第4号、第84条の2第1項第1号、第88条、第94条及び第115条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第69条、第70条、第71条、第77条、第83条第1項第4号、第84条の2第1項第5号及び第6号、第88条並びに第94条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章 削除

第5条から第26条まで 削除

第3章 有形文化財

第1節 重要文化財

第1款 指定

（指定）

第27条 文部大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

（告示、通知及び指定書の交付）

第28条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、文部大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部省令で定める。

5 第3項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、30日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部大臣に返付しなければならない。

（解除）

第29条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

3 第1項の規定による指定の解除には、前条第2項の規定を準用する。

4 第2項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に指定書を文部大臣に返付しなければならない。

5 第1項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第2款 管理

（管理方法の指示）

第30条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第31条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第6章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第32条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第32条の2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有若しくは管理責任者による管理が善しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第28条第2項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第6章において「管理団体」とい

う。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第30条及び第31条第1項の規定を準用する。

第32条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第28条第2項の規定を準用する。

第32条の4 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の変更）

第34条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

第3款 保護

（修理）

第34条の2 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第34条の3 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第32条の2第5項及び第32条の4の規定を準用する。

（管理又は修理の補助）

第35条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経

費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設備その他の管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第37条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第35条第3項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第38条 文化庁長官は、左の各号の1に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 所有者、管理責任者又は管理団体が前2条の規定による命令に従わないとき。
- 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理

団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第39条 文化庁長官は、前条第1項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第1項の規定による修理又は措置の施行には、第32条の2第5項の規定を準用する。

第40条 第38条第1項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部省令の定めるところにより、第38条第1項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第1項第2号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

第41条 第38条第1項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、前項の補償の決定の通知を受けた日から3箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第42条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第36条第2項、第37条第3項若しくは第40条第1項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第40条第1項の規定による負担金については、同条第2項の規定

により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできな事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第1号に定める相続税額又は贈与税額と第2号に定める額との差額に相当する金額を第3号に定める年数で除して得た金額に第4号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第1項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第2項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行った時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第2項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第2号に掲げる第1項の補助金又は負担金の額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」

と読み替えるものとする。

7 第1項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第33条第1項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第1項の規定により納付する金額は、同条第3項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第43条の2 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第44条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第45条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対して

第3編 資料・統計

- は、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- (国に対する売渡しの申出)
- 第46条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。)その他文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。
- 2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。
- 3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後30日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。
- 4 第1項の規定による売渡しの申出のあつた後30日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、前項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
- 5 第1項に規定する者は、前項の期間(その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。
- (管理団体による買取りの補助)
- 第46条の2 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。
- (管理又は修理の受託又は技術的指導)
- 第47条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前2項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管

理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第4款 公開

(公開)

- 第47条の2 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。
- 2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。
- (文化庁長官による公開)
- 第48条 文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、1年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、1年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。
- 3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、1年以内の期間を限つて、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き5年をこえてはならない。
- 4 第2項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。
- 5 前4項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。
- 第49条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第100条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 第50条 第48条の規定による出品のために要する費用は、文部省令の定める基準により、国庫の負担とする。
- 2 政府は、第48条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部省令の定める基準により、給与金を支給する。
- (所有者等による公開)
- 第51条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧

告することができる。

- 2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。
- 3 前項の場合には、第48条第4項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前3項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
- 6 第2項及び第3項の規定による公開のために要する費用は、文部省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 第51条の2 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第34条の規定による届出があつた場合には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
- (損失の補償)
- 第52条 第48条又は第51条第1項、第2項若しくは第3項の規定により出品し、又は公開したこと起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- (所有者等以外の者による公開)
- 第53条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開承認施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者(文化庁長官を除く。)は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

- 3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第5款 調査

(保存のための調査)

- 第54条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
- 第55条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。
- 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当たる者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第1項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 第6款 雑則
- (所有者変更等に伴う権利義務の承継)
- 第56条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。
- 第2節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第56条の2 文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第98条第2項に規定する指定を地方公共団体がしているものを除く。)で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(告示、通知及び登録証の交付)

第56条の2の2 前条第1項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)の所有者に通知する。

2 前条第1項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第1項の規定による登録をしたときは、文部大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(登録有形文化財の登録の抹消)

第56条の2の3 文部大臣は、登録有形文化財について、第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき、又は第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

3 前2項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

4 第1項及び第2項の規定による登録の抹消には、前条第2項の規定を準用する。

5 第3項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に登録証を文部大臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

第56条の2の4 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のために必要な管理(当該登録有形文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行う団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第31条第3項、第32条、第32条の2第2項から第5項まで、第32条の3及び第32条の4の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第1項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失又はき損)

第56条の2の5 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の修理)

第56条の2の6 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第32条の2第5項、第32条の4及び第34条の3第1項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第56条の2の7 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第56条の2の8 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第56条の2の9 登録有形文化財の公開は、所有者が行うも

のとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第47条の2第3項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財の現状等の報告)

第56条の2の10 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第56条の2の11 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第3節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第56条の2の12 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第3章の2 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第56条の3 文部大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 文部大臣は、第1項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第56条の4 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部大臣は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合は、文部大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第56条の5 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部省令の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日)から20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(重要無形文化財の保存)

第56条の6 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たつたことを適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

(重要無形文化財の公開)

第56条の7 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は保持団体が重要無形文化財を公開する場合には、第51条第7項の規定を準用する。

3 重要無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第56条の8 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者若しくは保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)

第50条の9 文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

第3章の3 民俗文化財

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)

第56条の10 文部大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定には、第28条第1項から第4項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定の解除)

第56条の11 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財が重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部大臣は、重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定の解除には、第29条第2項から第4項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

(重要有形民俗文化財の管理)

第56条の12 重要有形民俗文化財の管理には、第30条から第34条までの規定を準用する。

(重要有形民俗文化財の保護)

第56条の13 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又はこれを輸出しようとする者は、現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、又は輸出しようとする日の20日前までに、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場

合は、この限りでない。

2 重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為又は輸出に関し必要な事項を指示することができる。

第56条の14 重要有形民俗文化財の保護には、第34条の2から第36条まで、第37条第2項から第4項まで、第42条、第46条及び第47条の規定を準用する。

(重要有形民俗文化財の公開)

第56条の15 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体(第56条の12で準用する第32条の2第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第6章において同じ。)以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開事前届出免除施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

2 前項本文の届出に係る公開には、第51条第4項及び第5項の規定を準用する。

第50条の16 重要有形民俗文化財の公開には、第47条の2から第52条までの規定を準用する。

(重要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第56条の17 重要有形民俗文化財の保存のための調査には、第54条の規定を、重要有形民俗文化財の所有者が変更し、又は重要有形民俗文化財の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第56条の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存)

第56条の18 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のために必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第56条の19 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第56条の7第3項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第56条の20 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第56条の21 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第56条の9の規定を準用する。

第4章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第57条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この章及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定

及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和23年法律第73号)第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第57条の5 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1箇月以内になければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六箇月を超えることとなつてはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることが

きる。

- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護に必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第57条の6 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項又は第58条の2第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遡りなく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護に必要な助言をすることができる。
- 5 前4項の場合には、第57条の3第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

- 3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。)及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第58条の2 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

- 5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

- 第59条 第58条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治32年法律第87号)第13条で準用する同法第1条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条において準用する同法第1条第2項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

- 第60条 遺失物法第13条で準用する同法第1条第1項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

- 第61条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとは認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

- 第62条 第59条第1項に規定する文化財又は同条第2項若し

くは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

- 第63条 第59条第1項に規定する文化財又は第61条第2項に規定する文化財(国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

- 第63条の2 第59条第2項に規定する文化財又は第61条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

- 3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

- 4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。

- 5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

- 第64条 政府は、第63条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するもの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第63条に規定する報償金の額から控除するものとする。

- 3 政府は、第63条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

- 第64条の2 都道府県の教育委員会は、第63条の2第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場

合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するもの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第63条の2に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

- 第65条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定のある場合の外、遺失物法第13条の規定の適用があるものとする。

第66条から第68条まで 削除

第5章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第69条 文部大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 文部大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る地域が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境庁長官の意見を聞かなければならない。

(仮指定)

- 第70条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部大臣に報告しなければならない。

らない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第70条の2 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、第69条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境庁長官に対し、意見を述べることができる。

(解除)

第71条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がある価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第69条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第70条第1項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部大臣は、これを解除することができる。

4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第69条第3項から第5項までの規定を準用する。(管理団体による管理及び復旧)

第71条の2 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第74条第2項の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するもの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知にする。

4 第1項の規定による指定には、第69条第4項及び第5項の規定を準用する。

第71条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第69条第4項及び第5項の規定を準用する。

第72条 第71条の2第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第6章において「管理団体」という。)は、文部省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第72条の2 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第73条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第73条の2 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第74条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当るものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当る所有

者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつて自ら自己に代り当該史跡名勝天然記念物の管理の責に任ずべき者(以下この章及び第6章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第75条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第72条第1項及び第2項(同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第72条第2項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第76条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に

関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。(復旧に関する命令又は勧告)

第77条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は喪失している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第78条 文化庁長官は、左の各号の1に該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。
二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは喪失している場合又は滅失し、き損し、喪失し、若しくは盗み取られる虞のある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第79条 国が復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置につき第73条の2及び第75条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第76条第2項で準用する第36条第2項、第77条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第80条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第70条の2第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。(関係行政による通知)

第80条の2 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第99条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。(復旧の届出等)

第80条の3 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の

30日前までに、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第80条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。(環境保全)

第81条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第80条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第81条の2 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建築物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第82条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第83条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、且つ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。但し、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼす虞のある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は喪失しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られる虞のあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物

又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第5章の2 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第83条の2 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第83条の3 市町村は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のために必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第1項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法による同意に当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行つた場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第83条の4 文部大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第83条の5 文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第83条の6 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第5章の3 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第83条の7 文部大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による選定をするに当たつては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第56条の3第3項から第5項までの規定を準用する。(選定等の解除)

第83条の8 文部大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 文部大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 前2項の場合には、第56条の4第3項の規定を準用する。

4 前条第2項の認定が保持者のみにしてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみにしてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第83条の9 保持者及び保存団体には、第56条の5の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第83条の10 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のた

めに必要と認められるものについて適当な措置を執ることができ。

(選定保存技術の記録の公開)

第83条の11 選定保存技術の記録の所有者には、第56条の19の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する奨助)

第83条の12 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たるとを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる奨助をすることができる。

第5章の4 文化財保護審議会

(設置及び所掌事務)

第84条 文部省に、文化財保護審議会を置く。

2 文化財保護審議会(以下この章において「審議会」という。)は、文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について文部大臣又は文化庁長官に建議する。(審議会への諮問)

第84条の2 文部大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 一 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第56条の2の3第1項の規定による登録の抹消を除く。)
- 二 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 三 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 四 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 五 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 六 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 七 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 八 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 九 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべ

- きもの選択
- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択
- 九の二 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十一 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十二 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十三 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 十四 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 十五 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 十六 第99条第1項の政令（同項第2号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案（委員等）
- 第84条の3 審議会は、文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する5人の委員で組織する。
- 2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員及び臨時専門委員を置くことができる。（政令への委任）
- 第84条の4 この章に定めるもののほか、審議会の内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。
- 第6章 補則
- 第1節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て（聴聞の特例）
- 第85条 文化庁長官（第99条第1項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成五年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 一 第45条第1項又は第81条第1項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの
- 二 第51条第5項（第51条の2（第56条の16で準用する場合を含む。）、第56条の15第2項及び第56条の16で準用す

- る場合を含む。）の規定による公開の中止命令
- 三 第57条第2項の規定による発掘の禁止又は中止命令
- 四 第57条の5第2項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第5項の規定によるこれらの命令の期間の延長
- 五 第80条第7項（第81条第3項で準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令
- 2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第43条第4項（第80条第3項で準用する場合を含む。）若しくは第53条第4項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。（意見の聴取）
- 第85条の2 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 一 第38条第1項又は第78条第1項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行
- 二 第55条第1項又は第83条第1項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行
- 三 第58条第1項の規定による発掘の施行
- 2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の10日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第1項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第1項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。（不服申立ての手続における意見の聴取）
- 第85条の3 次に掲げる処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求又は異議申立てを受理した日から30日以内に、審査請求人若しくは異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。
- 一 第43条第1項又は第80条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可
- 二 第71条の2第1項の規定による管理団体の指定
- 2 前項の意見の聴取を行う者は、当該意見の聴取の期日及

- び場所をその期日の10日前までに審査請求人又は異議申立人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。（参加）
- 第85条の4 審査請求人又は異議申立人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第1項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該意見の聴取を行う者にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。（証拠の提示等）
- 第85条の5 第85条の3第1項の意見の聴取においては、審査請求人若しくは異議申立人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。（裁決又は決定前の協議等）
- 第85条の6 証人又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。
- 2 関係各行政機関の審査請求又は異議申立てに係る事案について意見を述べるることができる。（手続）
- 第85条の7 前4条及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手続は、文部省令で定める。（不服申立てと訴訟との関係）
- 第85条の8 第85条の3第1項各号に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。
- 第2節 国に関する特例（国に関する特例）
- 第86条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。（重要文化財等についての国に関する特例）
- 第87条 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部大臣が管理する。ただし、そのものが文部大臣以外の者が管理している同法第3条第2項に規定する行政財産であるときその他文部大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部大臣が管理するかは、文部大臣、関係各省各庁の長及び大蔵大臣が協議して定める。
- 第87条の2 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文

- 化財又は史跡名勝天然記念物を文部大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第15条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。
- 第88条 国の所有に属する有形文化財又は有形民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第28条第1項又は第3項（第56条の10第2項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部大臣に返付しなければならない。
- 2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第29条第2項（第56条の11第2項で準用する場合を含む。）又は第5項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部大臣に返付しなければならない。
- 3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第69条第3項（第70条第3項及び第71条第4項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。
- 第89条 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理しなければならない。
- 第90条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。
- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは喪失し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第1項第1号の

規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部省令の定める場合を除く。。

六 所管に属する重要有形民俗文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又はこれを輸出しようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第1号及び第2号の場合に係る通知には、第32条第1項並びに同項を準用する第56条の12及び第75条の規定を、前項第3号の場合に係る通知には、第33条並びに同条を準用する第56条の12及び第75条の規定を、前項第4号の場合に係る通知には、第34条及び同条を準用する第56条の12の規定を、前項第5号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第80条の3第1項の規定を、前項第6号の場合に係る通知には、第56条の13第1項の規定を、前項第7号の場合に係る通知には、第72条第2項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第1項第5号又は第6号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第91条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項但書及び同条第2項並びに第80条第1項但書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第92条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の修理若しくは復旧又は滅失、き損、

喪失若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第2号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第3号に規定する施設に要する経費の分担については、文部大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第93条 文化庁長官は、左の各号の1に該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部大臣の所管に属するものであるときは、文部大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第1項第2号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは喪失している場合又は滅失し、き損し、喪失し、若しくは盗み取られる虞のある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第94条 文部大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第95条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団

体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定には、第32条の2第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第30条、第31条第1項、第32条の4第1項、第33条、第34条、第35条、第36条、第47条の2第3項及び第54条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第72条第1項及び第2項、第72条の2第1項及び第3項、第76条並びに第82条の規定を準用する。

第95条の2 前条第1項の規定による指定の解除については、第32条の3の規定を準用する。

第95条の3 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第95条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第95条第2項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第32条の4第1項及び第35条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第35条、第72条の2第1項及び第73条の規定を準用する。

第95条の4 第95条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第96条 文化庁長官は、第58条第1項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部大臣であるときは、その承認を受けるべきものである。

第97条 第63条第1項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。（登録有形文化財についての国に関する特例）

第97条の2 国の所有に属する有形文化財で建造物であるものについて第56条の2第1項の規定による登録をしたときは、第56条の2の2第1項又は第3項の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財について、第56条の2の3第1項又は第2項の規定による登録の抹消をしたときは、同条第3項の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部大臣に返付しなければならない。第97条の3 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 登録有形文化財を取得したとき。
- 二 登録有形文化財の所管替えを受け、又は所屬替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。

四 登録有形文化財の現状を変更しようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる場合に係る通知には第32条第1項の規定を、第1項第3号に掲げる場合に係る通知には第56条の2の5の規定を、同項第4号及び前項に規定する場合に係る通知には第56条の2の7第1項の規定を準用する。

4 第1項第4号及び第2項に規定する現状の変更には、第56条の2の7第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。

5 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項第4号又は第2項に規定する現状の変更に関し、文部大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第97条の4 文部大臣は、国の所有に属する登録有形文化財に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第97条の5 国の所有に属する登録有形文化財については、第56条の2の4第3項から第5項まで、第56条の2の6第2項及び第56条の2の9第3項の規定は、適用しない。

第3節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第98条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化

財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第98条の2 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第99条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第35条第3項(第36条第3項(第56条の14、第76条第2項(第95条第5項で準用する場合を含む。))及び第95条第5項で準用する場合を含む。)、第37条第4項(第56条の14及び第77条第3項で準用する場合を含む。)、第46条の2第2項、第56条の6第2項、第56条の9第2項(第56条の21で準用する場合を含む。)、第56条の14、第56条の18第2項、第73条の2、第75条、第81条の2第2項、第95条第5項及び第95条の3第3項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督
- 二 第43条又は第80条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 三 第51条第5項(第51条の2(第56条の16で準用する場合を含む。)、第56条の15第2項及び第56条の16で準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令
- 四 第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第54条(第56条の17及び第95条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第82条(第95条第5項で準用する場合を含む。))又は第83条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第57条第1項(第57条の2第1項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、第57条の2第2項の規定による指示、第57条の3第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による催告、第57条の5第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第57条の6第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による催告

による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第57条の6第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による催告

- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第5号に掲げる第55条又は第83条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
 - 3 都道府県又は市の教育委員会が、第1項の規定により、同項第6号に掲げる事務のうち第57条の3第1項から第4項まで又は第57条の6第1項から第4項までの規定によるものを行う場合には、第57条の3第5項又は第57条の6第5項の規定は適用しない。
 - 4 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第1項第2号に掲げる第43条又は第80条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第43条第5項又は第80条第5項
 - 二 第1項第5号に掲げる第55条又は第83条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第55条第3項又は第83条第2項
 - 三 第1項第6号に掲げる第57条の5第2項の規定による命令 同条第9項
 - 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
 - 6 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
 - 7 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
 - 8 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。
- (出品された重要文化財等の管理)
- 第100条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第48条(第56条の16で準用する場合を含む。))の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文

化財又は重要有形民俗文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

- 第101条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第38条第1項又は第93条の規定による修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第58条第1項の規定による発掘の施行及び第78条第1項又は第93条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。
- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基き、第38条第1項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第39条の規定を、第58条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第3項で準用する第39条の規定を、第78条第1項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第2項で準用する第39条の規定を準用する。
- (重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第102条 都道府県の教育委員会は、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

(書類等の届出)

第103条 この法律の規定により文化財に関し文部大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を届出すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見をもつてこれを文部大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部大臣又は文化庁長官が発する命令、催告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を届出すべきものとする。但し、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第104条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第105条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要

事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第105条の2 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第105条の3 第70条第1項及び第2項、第71条第1項並びに第70条第3項及び第71条第4項において準用する第69条第3項及び第4項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

第7章 罰則

(刑罰)

第106条 第44条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

第107条 重要文化財を損壊し、棄し、又は隠匿した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第107条の2 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は喪失するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第107条の3 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第43条又は第80条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないうて、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第57条の5第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第107条の4 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第39条第3項（第101条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第58条第3項（第101条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第78条第2項（第101条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、喪亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第107条の5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前5条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
(行政罰)

第108条 第39条第1項（第47条第3項（第56条の14で準用する場合を含む。）、第78条第2項、第101条第2項又は第102条第2項で準用する場合を含む。）、第49条（第56条の16で準用する場合を含む。）又は第10条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、喪亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

第109条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第36条第1項（第56条の14及び第95条第5項で準用する場合を含む。）又は第37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第76条第1項（第95条第5項で準用する場合を含む。）又は第77条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

第110条 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第48条（第56条の14で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後同条第5項（第56条の14で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者

に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は同条第1項（第56条の14で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第48条第4項（第51条第3項（第56条の16で準用する場合を含む。）及び第56条の16で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項（第51条の2（第56条の16で準用する場合を含む。）、第56条の15第2項及び第56条の16で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わなかつた重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第54条（第56条の17及び第95条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第56条の2の10、第82条（第95条第5項で準用する場合を含む。）又は第83条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第57条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第81条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第111条 次の各号の1に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 第28条第5項、第29条第4項（第56条の11第2項で準用する場合を含む。）、第56条第2項（第56条の17で準用する場合を含む。）、第56条の2の3第5項又は第56条の2の11の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財の登録証を文部大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第31条第3項（第56条の2の4第4項、第56条の12及び第74条第2項で準用する場合を含む。）、第32条（第56条の2の4第4項、第56条の12及び第75条で準用する場合を含む。）、第33条（第56条の12、第73条の2、第75条及び第95条第5項で準用する場合を含む。）、第34条（第56条の12及び第95条第5項で準用する場合を含む。）、第43条の2第1項、第56条の2の5、第56条の2の7第1項、第56条の5、第56条の13第1項、第56条の15第1項本文、第57条第1項、第57条の5第1項、第72条第2項（第75条及び第95条第5項で準用する場合を含む。）又は第80条の3第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第32条の2第5項（第34条の3第2項（第56条の14で準用する場合を含む。）、第56条の2の4第4項、第56条の2の6第2項及び第56条の12で準用する場合を含む。）

又は第72条第4項の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

第112条 削除

附 則 抄

(施行期日)

第113条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して3箇月をこえない期間内において、政令で定める。
(昭和25年政令第276号で昭和25年8月29日から施行)
(関係法令の廃止)

第114条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。
国宝保存法（昭和4年法律第17号）
重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）
史跡名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）
国宝保存法施行令（昭和4年勅令第210号）
史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正8年勅令第499号）
国宝保存会官制（昭和4年勅令第211号）
重要美術品等調査審議会令（昭和24年政令第251号）
史跡名勝天然記念物調査会令（昭和24年政令第252号）
(法令廃止に伴う経過規定)

第115条 この法律施行前に行つた国宝保存法第1条の規定による国宝の指定（同法第11条第1項の規定により解除された場合を除く。）は、第27条第1項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第3条又は第4条の規定による許可は、第43条又は第44条の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第7条第1項の規定による命令及び同法第15条前段の規定により交付した補助金については、同法第7条から第10条まで、第15条後段及び第24条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第9条第2項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第6条及び第23条の規定を除く外、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際現に国宝保存法第1条の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第28条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならない。

6 第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5,000円以下の過料に処する。

7 この法律施行の際現に国宝保存法第1条の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に通知しなければならない。但

し、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

8 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第28条に規定する重要文化財の指定書を交付するものとする。

第116条 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定されている物件については、同法は当然の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護法ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化庁長官」と、「当該物件ヲ国宝保存法第1条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。

2 文化財保護審議会においては、当然の間、文化庁長官の諮問に応じて重要美術品等の保存に関する法律第1条の規定による輸出及び移出入の許可、同法第2条の規定による認定の取消に関する事項その他重要美術品等の保存に関する重要事項を調査審議し、且つ、これらの事項に関し必要と認める事項を文化庁長官に建議する。

3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当然の間、第103条の規定を準用する。

第117条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第1条第1項の規定による指定（解除された場合を除く。）は、第69条第1項の規定による指定、同法第1条第2項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第70条第1項の規定による仮指定とみなし、同法3条の規定による許可は、第80条第1項の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第4条第1項の規定による命令又は処分については、同法第4条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第4条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、史跡名勝天然記念物保存法は、なおその効力を有する。
(従前の国立博物館)

第124条 法律（これに基く命令を含む。）に特別の定のある場合を除く外、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基く国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基く研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律に基く東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

附 則（昭和26年12月24日法律第318号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第20条、第22条、第23条及び第124条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、昭和27年4月1日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の文化財保護法第34条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和27年7月31日法律第272号）抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和27年8月1日から施行する。但し、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定）

2 この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。

附 則（昭和28年8月10日法律第194号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年8月15日法律第213号）抄

1 この法律は、昭和28年9月1日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附 則（昭和29年5月29日法律第131号）抄

1 この法律は、昭和29年7月1日から施行する。

2 この法律の施行前にした史跡名勝天然記念物の仮指定は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第71条第2項の規定にかかわらず、新法第69条第1項の規定による指定があつた場合の外、この法律の施行の日から3年以内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、その効力を失う。

3 この法律の施行前6月以内にこの法律による改正前の文化財保護法第43条第1項若しくは第80条第1項の規定によつてした現状変更等の許可若しくは不許可の処分又は同法第45条第1項若しくは第81条第1項の規定によつてした制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われたものに不服のある者は、この法律の施行の日から30日以内に委員会に対して異議の申立をすることができる。この場合には、第85条の2第2項及び第3項並びに第85条の3から第85条の9までの規定を準用する。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和28年政令第289号）は、廃止する。

6 旧史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令第1条第1項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体及び同令附則第2項の規定により同令第1条第1項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体とみなされたもので法人であるものは、新法第71条の

2第1項又は第95条第1項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の法人とみなす。

7 前項に規定する団体で法人でないものには、新法第71条の2、第95条又は第95条の3の規定にかかわらず、この法律の施行の日から1年間は、新法第71条の2第1項、第95条第1項又は第95条の3第1項に規定する管理及び復旧を行わせることができる。この場合には、新法中第71条の2第1項又は第95条第1項の規定による指定を受けた法人に関する規定を準用する。

附 則（昭和31年6月12日法律第148号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝昭和31年9月1日）

附 則（昭和31年6月30日法律第163号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和33年4月25日法律第86号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、特別職の職員に給与に関する法律第4条、第9条及び第14条第1項の改正規定、文化財保護法第13条の次に1条を加える改正規定、自治庁設置法第16条の次に1条を加える改正規定並びに附則第2項の規定を除くほか、昭和33年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年4月20日法律第148号）抄

（施行期日）

1 この法律は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和35年1月1日）

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第2章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第2条第12号に規定する強制換領手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和36年6月2日法律第111号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

（行政機関職員定員法の廃止）

2 行政機関職員定員法（昭和24年法律第126号）は、廃止する。

（常勤の職員に対する暫定措置）

3 昭和36年4月1日において、現に2月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第19条第1項若しくは第2項又は第21条第2項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができ

る。

附 則（昭和37年5月16日法律第140号）抄

1 この法律は、昭和37年10月1日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第18条後段及び第21条第2項から第5項までの規定を準用する。

附 則（昭和37年9月15日法律第161号）抄

1 この法律は、昭和37年10月1日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政

不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第3項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前8項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和37年法律第140号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和40年3月31日法律第36号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和40年4月1日から施行する。

（その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則）

第5条 第2章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和40年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和39年分以前の所得税又は当該法人の同日に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年6月15日法律第99号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に文部省文化局、文化財保護委員会事務局、文部省の附属機関（この法律の規定により文化庁の相当の附属機関となるものに限る。）又は文化財保護委員会の附属機関（文化財専門審議会を除く。）の職員である者は、別に命令の発せられない限り、同一の勤務条件をもつて文化庁の相当の職員となるものとする。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、就労刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣に対してされている申請、届出その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官に対してされた手続とみなす。

5 この法律の施行の際現に効力を有する文化財保護委員会規則は、文部省令としての効力を有するものとする。

附 則（昭和46年5月31日法律第88号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月1日法律第96号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年6月3日法律第52号）抄
（施行期日等）

第1条 この法律は、公布の日から起算して30日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和47年政令第235号で昭和47年7月1日から施行）

（土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置）

第10条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

附 則（昭和50年7月1日法律第49号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3個月を経過した日から施行する。

（遺跡発見の場合の停止命令等の特例）

2 この法律の施行の日から起算して5年間は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第57条の5の規定の適用については、同条第2項ただし書中「3箇月」とあるのは「6箇月」と、同条第5項ただし書中「6箇月」とあるのは「9箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して5年を経過する日前に執った同条第2項に規定する措置については、同日以後も、なお、同日前の同条の例によるものとする。

（経過措置）

3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第56条の3第1項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第56条の3第2項の規定による保持者の認定に代えて新法第56条の3第2項の保持団体の認定をする必要が

あると認められるものについては、この法律の施行後1年以内に、旧法第56条の3第2項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第56条の3第2項の規定により保持団体の認定をしなければならない。この場合においては、新法第56条の3第3項及び第56条の4第3項の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に旧法第56条の10第1項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第56条の10第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第56条の10第2項において準用する旧法第28条第3項の規定により交付された重要民俗資料の指定書は、新法第56条の10第2項において準用する新法第28条第3項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第57条の2第1項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第57条の2及び第57条の3の規定にかかわらず、旧法第57条の2の規定の例による。

6 この法律の施行前に新法第57条の3第1項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等（当該事業計画の実施につき旧法第57条の2第1項の規定による届出をしたものを除く。）に対する新法第57条の3の規定の適用については、同条第1項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遡及なく」とする。

7 この法律の施行前に旧法第84条第1項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第57条の5（旧法第87条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第57条の3第1項に規定する国の機関等にあつては、新法第57条の6）の規定にかかわらず、旧法第84条の規定は、なお、その効力を有する。

8 この法律の施行前に旧法第87条に規定する各省各庁の長が旧法第90条第1項第8号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第57条の6の規定にかかわらず、旧法第90条第1項第8号の通知に係る旧法第90条第3項の規定は、なお、その効力を有する。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

10 前7項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成5年11月12日法律第89号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成6年10月1日）

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁

明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成6年6月29日法律第49号）抄
（施行期日）

1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成6年法律第48号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第12章の改正規定の施行の日から、第2章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の日から施行する。

（第2編第12章の改正規定の施行の日＝平成7年4月1日）

附 則（平成6年11月11日法律第97号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化財保護法の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第4条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の文化財保護法第46条第1項（同法第56条の14において準用する場合を含む。）の規定による申請又は第4条の規定による改正前の文化財保護法第46条第1項ただし書（同法第56条の14において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請については、第4条の規定による改正後の文化財保護法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第20条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第2条、第4条、第7条第2項、第8条、第11条、第12条第2項、第13条及び第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第1条、第4条、第8条、第9条、第13条、第27条、第28条及び第30条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第21条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成8年6月12日法律第66号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成8年政令第261号で平成8年10月1日から施行）

（重要文化財等の公開の届出に関する経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第53条第1項の規定による許可を受け、又はその申請を行つている改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第2項の規定による届出を行つたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第53条第1項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であつて、新法第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第2項の規定による届出を行つたものとみなす。

4 文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第56条の15第1項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において展覧会その他の催しを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するものうち、この法律の施行前に旧法第56条の15第1項の規定による届出を行つたものは、新法第56条の15第1項ただし書の規定による届出を行つたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

6 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成11年7月16日法律第87号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に6条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定

に係る部分を除く。)並びに第472条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条並びに第164条の規定 公布の日
(文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

第58条 施行日前に発見された文化財でこの法律の施行の際現にその所有者が判明しないものの所有権の帰属及び報償金については、第135条の規定による改正前の文化財保護法(以下この条及び次条において「旧文化財保護法」という。)第59条第1項に規定する文化財及び旧文化財保護法第61条第2項に規定する文化財のうち国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものについては第135条の規定による改正後の文化財保護法(以下この条において「新文化財保護法」という。)第63条の規定を適用し、その他のものについては新文化財保護法第63条の2の規定を適用する。

第59条 旧文化財保護法第63条第1項の規定により国庫に帰属した文化財のうち、この法律の施行の際現に地方公共団体において保管しているもの(物品管理法第8条第3項又は第6項に規定する物品管理官又は分任物品管理官の管理に係るものを除く。)の所有権は、施行日において、当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するものとする。ただし、施行日の前日までに、文部省令で定めるところにより、当該地方公共団体から別段の申出があつた場合は、この限りでない。

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第161条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(7) 文化財保護法の施行期日を定める政令

(昭和25年8月26日政令第276号)

内閣は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条の規定に基づき、この政令を制定する。

文化財保護法の施行期日は、昭和25年8月29日とする。

(8) 文化財保護法施行令

(昭和59年9月9日政令第267号)

改正 昭和52年11月25日政令第310号

同	53年6月27日	第280号
同	55年9月29日	第242号
同	55年9月29日	第245号
同	55年11月29日	第313号
同	56年8月3日	第268号
同	56年11月17日	第321号
同	59年6月30日	第239号
同	60年3月5日	第24号
同	60年3月8日	第27号
同	60年3月16日	第31号
同	60年4月23日	第111号
同	61年10月3日	第324号
同	62年3月20日	第54号
同	63年7月22日	第232号
同	63年9月13日	第269号
同	63年9月24日	第277号
平成3年1月25日	第6号	
同	3年9月25日	第304号
同	4年8月12日	第278号
同	8年8月12日	第242号
同	8年9月19日	第280号
同	10年9月17日	第308号
同	10年10月21日	第336号
同	11年5月28日	第165号
同	11年6月23日	第204号
同	11年8月18日	第256号
同	11年9月29日	第276号
同	11年9月29日	第306号
同	13年2月16日	第42号

(法第57条の3第1項の政令で定める法人)

第1条 文化財保護法(以下「法」という。)第57条の3第1項の政令で定める法人は、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、簡易保険福祉事業団、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、電源開発株式会社、東海旅客鉄道株式会社、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本鉄道建設公団、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、年金福祉事業団、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道

株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

(法第80条の2の政令で定める処分)

第2条 法第80条の2の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採石法(昭和25年法律第291号)第33条及び第33条の5第1項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。)
- 二 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条及び第20条第1項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。)

(関係行政庁による通知事項)

第3条 前条各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第80条の2の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる認可の別
- 二 当該認可に係る区域
- 三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第4条 法第83条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。)の許可を受けなければならないものとする。

- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
 - 二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
 - 三 宅地の造成その他の土地の形質の変更
 - 四 木竹の伐採
 - 五 土石の類の採取
 - 六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの
- 3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準(市町村の長にあつては、

第8号に定める基準)に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

一 伝統的建造物群を構成している建築物等(以下「伝統的建造物」という。)の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

二 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地況その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 第2項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第2項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第2項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の採掘に係る行為(当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。)

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、第1種電気通信事業、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。)(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が等に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務(法第57条第1項の規定による届出の受理及び法第57条の3第1項又は第57条の6第1項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第35条第3項(法第56条の14、第73条の2、第75条及び第95条第5項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第36条第3項(法第56条の14、第76条第2項(法第95条第5項において準用する場合を含む。))及び第95条第5項において準用する場合を含む。)、第46条の2第2項及び第81条の2第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督

二 法第43条第4項(法第80条第3項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

三 法第51条第5項(法第51条の2(法第56条の16において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開

に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第56条の15第2項において準用する法第51条第5項の規定による公開の停止命令

四 法第53条第4項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第57条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第57条の3第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第57条の6第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 法第57条の2第1項において準用する法第57条第1項の規定による届出の受理、法第57条の2第2項の規定による指示、法第57条の5第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第57条の2第1項において準用する法第57条第1項の規定による届出の受理及び法第57条の5第1項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号及び第3号に掲げるものにあつては第1号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第2号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第43条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に

存するもののみである場合に限る。)

三 法第54条(法第95条第5項において準用する場合を含む。))及び第55条の規定による調査(第1号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第43条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからロまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号ナに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからロまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る法第80条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。))で、3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。))であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。))の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。))

ニ 法第72条第1項(法第75条及び第95条第5項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への保護若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相

互間における譲受け又は借受け
 リ 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、程度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
 二 法第82条（法第95条第5項において準用する場合を含む。）及び第83条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第80条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
 5 文化庁長官は、前項第1号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
 6 第4項第1号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部省令で定める。
 7 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
 （出品された重要文化財等の管理）
 第6条 文化庁長官は、法第100条第1項の規定により、法第48条（法第56条の16において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。
 2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
 （事務の区分）
 第7条 第5条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第3項（第2号に係る部分を除く。）及び第4項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

る。
 附 則 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、昭和50年10月1日から施行する。
 （改正法附則第10項の規定に基づく経過措置）
 2 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為で文化財保護法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に着手しているものについては、改正法による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第43条の規定は、適用しない。この場合において、当該行為に着手している者は、改正法の施行後遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。
 5 改正法の施行前に発見された遺跡と認められるもの（改正法附則第7項又は第8項の規定の適用のあるものを除く。）については、なお、従前の例による。
 附 則（昭和52年11月25日政令第310号）
 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和53年2月1日）から施行する。
 附 則（昭和53年6月27日政令第260号）
 この政令は、公布の日から施行し、第3条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和53年度の予算から適用する。
 附 則（昭和55年9月29日政令第242号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、昭和55年10月1日から施行する。
 附 則（昭和55年9月29日政令第245号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、昭和55年10月1日から施行する。
 附 則（昭和55年11月29日政令第313号）
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（昭和56年8月3日政令第268号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、昭和56年10月1日から施行する。
 附 則（昭和56年11月17日政令第321号）
 この政令は、外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律の施行の日（昭和57年3月31日）から施行する。
 附 則（昭和59年6月30日政令第239号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（昭和60年3月5日政令第24号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、昭和60年4月1日から施行する。
 附 則（昭和60年3月8日政令第27号）
 この政令は、法の施行の日（昭和60年3月31日）から施行する。
 附 則（昭和60年3月15日政令第31号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月23日政令第111号）
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（昭和61年10月3日政令第324号）
 この政令は、東北開発株式会社法を廃止する法律の施行の日（昭和61年10月6日）から施行する。
 附 則（昭和62年3月20日政令第54号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、昭和62年4月1日から施行する。
 附 則（昭和63年7月22日政令第232号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和63年7月23日）から施行する。
 附 則（昭和63年9月13日政令第269号）
 この政令は、沖縄復興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和63年10月1日）から施行する。
 附 則（昭和63年9月24日政令第277号）
 この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日（昭和63年10月1日）から施行する。
 附 則（平成3年1月25日政令第6号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、平成3年4月1日から施行する。
 附 則（平成3年9月25日政令第304号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、平成3年10月1日から施行する。
 附 則（平成4年8月12日政令第278号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成4年法律第39号）の施行の日（平成4年10月1日）から施行する。
 附 則（平成8年8月12日政令第242号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、平成8年10月1日から施行する。
 附 則（平成8年9月19日政令第280号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、平成8年10月1日から施行する。
 附 則（平成10年9月17日政令第308号）
 この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成10年10月1日）から施行する。
 附 則（平成10年10月21日政令第336号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の施行の日（平成10年10月22日）から施行する。
 附 則（平成11年5月28日政令第165号）

この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成11年7月1日）から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。
 附 則（平成11年6月23日政令第204号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、平成11年7月1日から施行する。
 附 則（平成11年8月18日政令第256号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成11年10月1日）から施行する。
 附 則（平成11年9月20日政令第276号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成11年10月1日）から施行する。
 附 則（平成11年9月29日政令第306号）抄
 （施行期日）
 第1条 この政令は、平成11年10月1日から施行する。
 附 則（平成12年2月16日政令第42号）抄
 （施行期日）
 1 この政令は、平成12年4月1日から施行する。
 （文化財保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 3 この政令の施行前に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第135条の規定による改正前の文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「旧文化財保護法」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に旧文化財保護法の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第135条の規定による改正後の文化財保護法（以下「新文化財保護法」という。）及び第18条の規定による改正後の文化財保護法施行令（以下「新文化財保護法施行令」という。）の適用については、新文化財保護法及び新文化財保護法施行令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(9) 文化財保護審議会令

(昭和43年6月15日政令第171号)
 改正 昭和49年6月14日政令第209号
 同 50年9月30日同 第293号
 同 59年6月28日同 第229号

(委員の任命等)

第1条 委員は、文化庁長官の申出により、文部大臣が内閣の承認を経て任命する。

2 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。
一部改正（昭和59年6月政令第229号）
（会長）

第2条 文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長のあらかじめ指名する者が、その職務を代理し、又はその職務を行なう。
（議事）

第3条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（専門委員及び臨時専門委員）

第4条 専門の事項を調査審議するため、審議会に専門委員を置く。

2 特別の専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時専門委員を置くことができる。

3 専門委員及び臨時専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者の中から、文化庁長官が任命する。

4 専門委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わつたときは、選任するものとする。

6 専門委員及び臨時専門委員は、非常勤とする。
一部改正（昭和49年6月政令第209号）
（専門調査会）

第5条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、次の表のとおり、専門調査会を置く。

名称	調査審議事項
第一専門調査会	建造物以外の有形文化財（土地に埋蔵されているものを除く。）に関する事項
第二専門調査会	建造物である有形文化財（土地に埋蔵されているものを除く。）及び伝統的建造物群保存地区に関する事項
第三専門調査会	記念物及び埋蔵文化財に関する事項
第四専門調査会	無形文化財及び文化財の保存技術に関する事項
第五専門調査会	民俗文化財（土地に埋蔵されているものを除く。）に関する事項

2 専門調査会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その

結果を審議会に報告する。

3 専門委員及び臨時専門委員は、文化庁長官の指名により、第1項の専門調査会のいずれかに分属する。

一部改正（昭和50年9月政令第293号）

第6条 各専門調査会に、専門調査会長を置く。

2 専門調査会長は、その専門調査会に属する専門委員が互選する。

3 専門調査会長は、専門調査会の会務を掌理する。

4 専門調査会長に事故があるとき、又は専門調査会長が欠けたときは、その専門調査会に属する専門委員のうちから専門調査会長のあらかじめ指名する者が、その職務を代理し、又はその職務を行なう。
（庶務）

第7条 審議会の庶務は、文化庁文化財保護部伝統文化課において処理する。

一部改正（昭和59年6月政令第229号）
（雑則）

第8条 この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 文化財専門審議会令（昭和25年政令第309号）は、廃止する。

附 則（昭和49年6月14日政令第209号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年9月30日政令第293号）
この政令は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月28日政令第229号）
この政令は、昭和59年7月1日から施行する。

10 通 達

①文化財保護法の一部改正について

（昭和29年6月22日 文委第30号
文化財保護委員会事務局長から 各都道府県教育委員会教育長へ送達）
昭和29年5月29日法律第131号をもって文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、7月1日から施行されることとなりました。このたびの改正は、昭和25年8月文化財保護法（以下「法」という。）施行後3年有半の周法の運用の経験にかんがみ、その規定を整備したものでありますが、その主要な点は、次の通りであります。

1 重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと。

2 無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備強化したこと。

3 民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立したこと。

4 異議申立の制度等史跡名勝天然記念物等の保護と所有権等の財産権及び他の公益との調整に関する規定を設けたこと。

5 史跡名勝天然記念物の無新現状変更等に対し、原状回復命令の制度を設けるとともに、刑罰を課するものとしたこと。

以上のようにこのたびの改正は、基本的な事項の改正を含みその他法全体にわたる改正を行つたものでありますので、その実施適用に当つては、別記事項を御参照の上、遺憾のないよう御配慮下さい。

なお、このたびの法改正に伴う所要の委員会規則については、追つて制定改廃の上通達する予定であります。

記

第1 総則及び文化財保護委員会関係

1 文化財に関する定義を整備したこと（法第2条）。
法にいう「文化財」として、従来、有形文化財、無形文化財及び史跡名勝天然記念物があげられ、前2者についてのみその内容が明らかにされていたのであるが、今回の改正により、有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物に分け、更に民俗資料及び記念物について内容を明記することとした。その理由及び字句については後述に譲る。

註(1) 有形文化財の定義の改正において、「筆跡」を削除した理由は、建造物、絵画、彫刻等他部門の例示との均衡上「書跡、筆跡」の例示は、細別に過ぎるきらいがあり、且つ、「筆跡」は、「書跡」のうちに含まれるものと解されるからである。

註(2) 法の規定において「重要文化財」には「国宝」を、「史跡名勝天然記念物」には「特別史跡名勝天然記念物」をそれぞれ含むものとした規定（法第2条第2項及び第3項）の改正は、改正に伴う条文整理である。

2 委員会の権限に関する規定のうち、法人に関するものを民法の規定に合せて整備したこと（法第7条第1項第11号）。

註(1) 従来のこの規定は、所事事務に関する法人の設立を認可することとされていたのであるが、委員会の所管に属する法人は、民法第34条の公益法人のみであるので、民法の規定に照合するよう字句を改めた。許可というのは、設立の許可であり、認可というのは、寄附行為等の変更等の認可であり、又、許可の取消というのは、設立許可の取消のことである。

註(2) なお、都道府県の教育委員会所管中の法人で、その目的、事業内容等からみて、当然委員会に移管を必要とすると思われるものについては、別途移管手続を促進したい所存であるので、この点十分御協力を願わしたい。

3 文化財保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）

制定の根拠規定について整備したこと（法第15条第1項）。

註 委員会規則は、法の執行のためばかりでなく、例えば銃砲刀剣類等所持取締令による美術刀剣類の製作承認、登録等の法律により委員会の権限に属せしめられた事項についても、委員会規則を制定する必要がある場合もある。従来法の執行に関することに限られていたので、この点を改めて一般に法律（これに基く政令を含む。）で特に定める場合は委員会規則（委任に基く委員会規則）を定めうることとし、それ以外については、権限に属する事項を執行するため必要な手続についてのみ委員会規則（手続に関する委員会規則）を定めうることとし、委員会規則に対する委任の範囲を明確にしたのである。

4 委員会の附属機関である文化財研究所の名称を国立文化財研究所とし、これに伴い、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所を、それぞれ東京国立文化財研究所及び奈良国立文化財研究所と改称したこと（法第20条及び第23条第2項）。

註(1) 文化財研究所に国立を冠したのは、民間の研究所との混同を避けるためである。

註(2) 国立文化財研究所の研究対象を有形文化財及び無形文化財から広く文化財とした（法第23条第1項）理由は、前述した通り民俗資料を有形文化財から切り離したので、民俗資料を従前通り研究対象とする必要があること及び国立文化財研究所において、記念物に関する調査研究等を行うことができるようにする必要があるからである。

5 重要民俗資料及び重要無形文化財の指定制度等今回の改正により、新たな制度が設けられたので、それに伴い、文化財専門審議会に諮問すべき事項を新たに追加するとともに、従来諮問事項についても調整のあるものについて明確に規定することとしたこと（法第21条）。

註(1) 新たに諮問事項としたものは、次の通りである。

(a) 重要無形文化財の指定及びその指定の解除（法第21条第2項第7号）

(b) 重要無形文化財の保持者の認定及びその認定の解除（法第21条第2項第8号）

(c) 重要無形文化財以外の無形文化財のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択（法第21条第2項第9号）

(d) 重要民俗資料の指定及びその指定の解除（法第21条第2項第10号）

(e) 無形の民俗資料のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択（法第21条第2項第13号）

(f) 重要民俗資料の管理に関する命令（法第21条第

2項第11号)

- (a) 重要民俗資料の買取（法第21条第2項第12号）
 (b) 史跡名勝天然記念物に関する無断現状変更及び環境保全命令違反をした者に対する原状回復の命令（法第21条第2項第21号）

註(2) 従来の諮問事項の改正については、規定を明確にしたもの（法第21条第2項第2号、第3号、第14号、第16号、第17号及び第18号並びに同条第3項）、規定の不備な点を改めたもの（法第21条第2項第4号、第19号及び第22号）等がある。

註(3) 委員会に置かれる職員の人事管理に関する規定（法第25条）の改正において、国家公務員法の外に「その特例に関して規定する法律」の定めるところによるとした理由は、国立博物館及び国立文化財研究所の長及びその職員のうちもつばら研究に従事する者については、教育公務員特例法の準用があるからである（同法第22条）。

第2 重要文化財関係

1 重要文化財の指定及び解除の手續に関する規定を整備したこと（法第28条及び第29条）

(1) 重要文化財の指定の手續としては、委員会内部の調査、文化財専門審議会に対する諮問、委員会における議決等があるが、一般外部に対する指定行為の手續については明確でない点があつたので、委員会内部の手續を終つた後の指定行為の手續として官報に告示するとともに所有者に通知するむねを規定した（法第28条第1項）。

(2) 従来その時期が不明確であつた指定の効力発生の時期は、一般的には官報告示のあつた日、所有者に対しては通知の到達した時とした（法第28条第2項）。この改正に伴い、指定書は、指定証明書の性格のみを持つものとなつた。

(3) なお、国宝の指定書を交付した場合の重要文化財の指定書の返付期限は、従来20日とされていたのであるが、これを30日とし、所有者の立場を考慮することとした（法第28条第5項）。

(4) 重要文化財の指定の解除に関する規定の改正は、右の指定に関する規定の改正と同趣旨のものである。

註(1) 従来指定書は、指定証明書とともに指定通知書の性格を有すべきものとされていたが、指定書の交付が種々の事情で遅れていたため従来指定書の交付に先立つて事実上指定通知を行つていた。今後は、この指定通知が法律上の指定行為の要件となつたわけである。

註(2) 指定の効力が一般的に官報の告示があつた日から生ずるとするのは、第三者及び行政庁の取扱としてということであり、所有者については、指定のあつたことを知らないのに、その効力を及ぼすことは妥当でないので、指定の通知の到達した時からとしたのであ

る。委員会としては、官報告示の日と所有者に通知が到達すべき時との間にあまりのずれが生じないように取りはからいたい所存である。

註(3) 「当該所有者に到着した時」というのは、当該所有者が了知しうべき状態におかれた時をいう。

註(4) 所有者が判明しない場合には、指定の通知は民法第97条ノ2の規定による公示送達によることができる。

2 重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと（法第32条の2、第32条の3、第32条の4、第34条の2、第34条の3、第35条、第47条の2等）。

(1) 従来史跡名勝天然記念物について認められていた管理団体の制度を重要文化財の場合にも及ぼしたものであるが、この管理団体には、地方公共団体が指定される事例が多いと予想されるので、その理解と協力を期待したい。

(2) 管理団体指定の要件（法第32条の2第1項及び第2項）

第1に、重要文化財について所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると客観的に認められる場合に限るのである。このように、限定的に規定した理由は、管理団体の指定は、所有者に対して相当の制限を課することとなるからである。

第2に、所有者及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人双方の同意を必要とすることである。このように同意を要件とした理由は、双方の意思を尊重して運用の全きを期するためである。

(3) 地方公共団体が管理団体となる場合は、教育委員会がその事務を行うのであるが、同意する場合には、予算上の措置とも関連して長の部局と協議を要するものと思われるので、その点運営に留意されたい。

註(1) 重要文化財について所有者が判明しない場合は、例えば各地方に散在する五輪塔のごとく慣習上部落有となつていても法律上の所有者が判明しない場合等を含む。

註(2) 権原に基く占有者とは、賃借人等占有することについて法律上正当な原因に基いている者をいうのであつて単なる事実上の占有者とは異なる。

註(3) 同意は、統一的な要件であるが、管理団体の指定に際して管理団体及び所有者が同意した場合は、その後においては、正当な事由がなければ同意を撤回することはできないものと解される。

註(4) 管理団体は、その責務の重要性にかんがみ、任意団体を認めず、法人に限定することとした。この法人としては、保存会等の民法第34条の法人が予想される。

註(5) 史跡名勝天然記念物と重複する重要文化財については、同一の管理団体を指定することとなる。

註(6) 国の所有に属する重要文化財についても同種の制度を設けた（後述第7、3参照）。

(4) 管理団体指定の手續（法第32条の2第3項及び第4項）

指定の手續は、官報告示及び通知によつて行うのであり、その効力発生の時期は、重要文化財の指定の場合と同様である。

(5) 管理団体の行うべき管理の内容

法にいう管理の内容は、保存行為と利用行為である。管理団体の行う管理は、そのうち保存行為に属する保存のための管理であり、それには、保護保守及び小修理が含まれるが利用行為（例えば建造物の賃貸、仏像による宗教行為等）は含まれない。保護保守には、見廻り、除草、清掃、排水等の消極的な管理と、防火施設、保存施設の設置等の積極的な管理とがある。又、小修理には、雨漏防止等の応急措置がある。

次に管理団体は、単に当該重要文化財のみならずその保存のため必要な施設、設備その他の物件（防火施設、敷地等）の管理も行うことができるようにした。

保存のため必要な施設、設備その他の物件とは、管理事務所、倉庫、休憩所等管理の事務に必要なもの、当該重要文化財の防火施設その他の保存施設、当該重要文化財の敷地等が考えられるが、所有者の所有又は管理に係るものに限られる（法第32条の2第1項）。

註 防火施設の管理は、必要によつては、管理団体から更に第三者に委託する必要の生ずる場合も予想される。この場合の委託は、あくまで任意の委託であり、法上のものではなく、法上は管理責任は管理団体にある。こうした場合に、本来の管理団体以外に防火施設のみについて管理団体を指定することはありえない。

(6) 管理団体の行う管理以外の事務

管理団体は、前記の管理のほか、重要文化財の修理及び公開を行う義務と権限がある（法第34条の2及び第47条の2）。

(7) 管理団体の行う管理等に要する費用

管理団体の行う管理及び修理に要する費用は、管理団体の負担であるが（法第32条の4第1項及び第34条の3第2項）、この点に関連して次の措置を講じようよう規定した。

第1に、管理団体に対してその管理及び修理に要する費用の一部を国庫より補助しうることとした（法第35条第1項）。

第2に、管理団体が行う管理又は修理により所有者が利益を得た場合には、管理団体と所有者との協議により所有者が受ける利益の限度においてその費用の一部を所有者の負担としうるものとした（法第32条の4

第2項及び第34条の3第2項）。

第3に、管理団体が行う公開による観覧料は、管理団体の収入とした（法第47条の2第3項）。

註(1) 当該重要文化財についての自由意思に基く宗教行為によるさいせん等は、もとより所有者の収入とすべきである。

註(2) 「管理団体の管理又は修理により所有者が利益を受ける場合」というのは、次のような事情からである。すなわち、管理団体は、その費用負担において管理又は修理を行うのであるから、所有者は行うべき管理を免れ、又、き損していたものが修理されて、所有者の所有物件の価値が増加することがありうるからである。

註(3) 将来地方財政平衡交付金法に基く特別平衡交付金の配分に当つて管理団体の指定ある地方公共団体については、その点を考慮するよう自治庁に申し入れる予定である。

(8) 管理団体と所有者との関係

第1に、管理団体が指定された場合には、重要文化財の保存のための管理、修理及び公開の権限は管理団体に移るので、所有者には、所有権に基く処分権及び公開の場合以外の利用権が残るのみである。

第2に、所有者は、正当な理由がなくて管理団体が行う管理及び修理を拒み、妨げ、又は回避してはならないこととされている（法第32条の2第5項及び第34条の3第2項）。

第3に、管理団体が修理を行う場合には、その修理の方法及び時期については、所有者の意見を聞かなければならない（法第34条の3）。又、所有者は、管理について管理団体に意見を申し出ること、委員会に申し出て、管理に関する委員会の指示の発動を求めることもできる。

最後に、管理団体と所有者との関係は、以上によつて大体律せられるが、実際になると種々の問題を生ずると思われるので、管理団体の指定又は指定のための同意に先立つて、両者が管理、修理又は公開上の具体的問題（前述の費用分担の問題も含めて）について十分協議し、必要によつては文書による協定を結ぶことが望ましい場合も予想される。

(9) 管理団体と管理責任者との相俟

第1に、管理責任者は、本来管理能力のある所有者が海外旅行等特別の事情により自ら重要文化財の管理に當り得ない場合に専ら自己に代つて重要文化財の管理を行わせるため選任する自然人である代理人である。これに対し、管理団体は、前述のように委員会が重要文化財の管理のため指定する法人である。

第2に、管理責任者は、管理についてのみ所有者に代る権利義務を有するものであるのに対し、管理団体

は、保存のために必要な管理の外、修理及び公開についての義務と権限を有する。

第3に、管理責任者は、費用負担の責を負わないのに対し、管理団体は管理又は修理の費用負担の責を負い、管理団体に対しては、国庫補助も行いのである。

(3) 管理団体の指定の解除（法第32条の3）

管理団体の指定の解除の理由としては、所有者による管理が可能となつた場合、当該重要文化財の指定が解除された場合、その他特殊の事由がある場合であり、その手続は、指定の場合の手続と同様である。

(4) 管理団体に関する権利義務の承継（法第56条第3項）

管理団体が指定された場合には、所有者の法における権利義務は、管理団体に承継されるのであり、解除の場合は、逆の承継が行われる。但し、管理団体の行う管理の内容に入らないもの（例えば法第30条の管理の指示として、利用権について指示した場合等）は、承継しないのである。

3 重要文化財の管理及び保護に関する規定を整備したこと。

(1) 重要文化財の亡失又は盗難の場合を届出事項に加えたのは（法第33条）、従来これらの場合を滅失、き損の場合として取り扱ってきたが、法律上無理があると考えられるからである。

註(1) 滅失とは、そのものが物理的になくなることをいう。き損とは、そのものが物理的に損害を受けることをいう。これに対し、亡失とは、物を見失う状態であつて必ずしもそのものの物理的滅失をきたさない。

註(2) 管理団体がある場合は、管理団体が届け出る旨を規定した。

(2) 重要文化財の所在の場所の変更の届出について、管理団体がある場合は、管理団体がなすべき旨を規定した（法第34条）。

註 所在の場所とは、現実に重要文化財の所在する場所をいい、指定書記載の所在の場所と異なる場合もありうる。

(3) 重要文化財の修理の責任と権限を明らかにし、管理団体がある場合は、管理団体が修理の責任と権限を有する旨を規定した（法第34条の2）。但し、所有権等を尊重する趣旨でこの場合には、所有者及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならないものとした（法第34条の3）。

註(1) 重要文化財の修理の責任と権限が所有者にあることは、当然の事理であるが、管理団体がある場合は管理に伴い当然修理をも管理団体が行い得るものと規定した点に、法第34条の2の重点がある。

註(2) 管理団体が管理及び修理を行う場合は、所有者と

同様国庫補助を受けうる旨を規定した（法第35条）。

(4) 委員会の行う重要文化財の管理又は修理に関する命令又は勧告については、管理団体にも行い得ることとし、従来管理責任者に対しても行い得ることとされた重要文化財の修理に関する命令又は勧告は、管理責任者の性格上（修理の権限と責任を有しないから）適当でないので廃止することとした（法第36条及び第37条）。

(5) 委員会による国宝の修理等の施行に関する規定等について若干の整備を行った（法第38条から第40条まで及び第42条）。

註(1) 法第39条第3項を追加して、所有者等がその措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない旨を明らかにしたのは、委員会による国宝修理等の施行を確保するためである。

註(2) 法第40条第2項を改正して直接旅行の場合の費用の強制徴収の場合を限定して、所有者等の責に帰すべき事由がなく、且つ、所有者等が負担能力がないときは徴収できないこととしたのは、直接旅行の趣旨及び所有者の立場を考慮したためである。

註(3) 法第42条の改正は、相続税法の改正に伴う条文整理である。

(6) 重要文化財の現状変更の制限に関連して許可を要しない維持の措置の範囲を委員会規則で定めることとし、所有者その他の第三者の利益に資することとした（法第43条）。

(7) 重要文化財の自費修理について、事前の届出制を定め、委員会がこの場合、技術的な指導と助言を与えることとした（法第43条の2）。

重要文化財の修理は、現況では所有者等が国庫補助を得て行うのが大部分であるが、所有者が自費で修理を行う事例もありうる。後者の場合に、所有者は善意ではあつても、許可を要すべき現状変更が無断で行われたり、あるいは技術面についての無知から修理がかえつて改悪となることもないでもない。こういう弊害をなくするようにとの趣旨から届出制を定めたのである。現状変更の許可申請があつた場合等には、修理のあることを委員会が知りうる状況にあるので届出を要しないものとした。これらの場合については委員会規則で定められる。

(8) 管理、修理等の委員会に対する委託は、管理団体は修理についてのみなすこととし、管理については、管理団体の性格上当然除くこととした。但し技術的指導に関しては、管理に関するものでも委員会に対して求めることができるようにした（法第47条）。

4 重要文化財の公開に関する規定を整備したこと。

(1) 重要文化財の公開に関する責任と権限を明らかにし、管理団体がある場合は管理団体が管理に伴い当然

公開の責任と権限を有する旨を規定した。この場合、管理団体は、当該重要文化財について観覧料を徴収することができる（法第47条の2）。

註(1) 法第47条の2第1項の規定の重点が借書にあることは法第34条の2の場合と同様である（前記3(3)註参照）。

註(2) 法第47条の2第1項は、重要文化財の公開を、所有者又は管理団体が行うべきことを定めたが、第2項は、第三者が所有者又は管理団体の出品を受けて行う重要文化財の公開を禁ずる趣旨ではないことを明らかにするためのものである。

註(3) 法第47条の2第3項は、管理団体がその費用負担において重要文化財を管理することに応じ、史跡名勝天然記念物の管理団体に現に認められていると同様に、管理団体に特に観覧料の徴収権を与えたものである。

註(4) 重要文化財の出品の命令及び勧告は、管理団体がある場合は、管理団体に対して行うものとし、従って出品給与金も管理団体に支給するものとした（法第48条及び第50条）。

(2) 以上のほか、委員会の勧告により所有者が行う場合の公開の費用は、所有者から申出があり、委員会が適当と認める場合に国庫の負担とする旨を規定した（法第51条第7項）。

註 委員会による公開のための出品又は委員会による命令、勧告又は承認による公開の場合の損害補償は、滅失又はき損の場合のみであり、盗難による場合は含まれていないのであるが、この場合は、盗品の返還請求期間である2年を経過した後（民法第193条）は、滅失に準じて損害補償を行う趣旨と解すべきである。

(3) 重要文化財の所有者が所在の場所を変更して公開を行うため、事前届出をした場合に、委員会が当該公開及び公開に係る重要文化財の管理に關し、指示又は公開の停止若しくは中止命令をなすことができるものとした（法第51条の2）。

最近における文化財の各館の展覧会の開催は、文化財の活用という面からみれば好ましいともいえるが、他方文化財をき損する危険がないでもない。そこで、こういう危険をできるだけ防ぐためにこの規定を設けたのである。この場合所有者以外の第三者の主権の場合のように許可制とせず、届出、指示及び公開の停止又は中止に止めたのは、所有権の尊重の趣旨からである。

註 従来法第34条の所在の場所の変更の届出は、30日以内の変更であれば届出を要しないものとしていたが（国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則第8条第7号）、近く同規則を改正して公衆の観覧に供するための重要文化財の所在の場所の変更

は、その期間のいかんを問わずすべて届出を要するものとする予定である。

第3 無形文化財関係

1 無形文化財について新たに重要無形文化財の指定制度を設けたこと。

(1) 重要無形文化財には、無形文化財（法第2条第1項第2号）のうち重要なものを指定するのである（法第56条の3第1項）。

従来の無形文化財に関する取扱は、価値の高いもので国が保護しなければ喪失するおそれのあるものについて、助成の措置を講ずべきものとされていたのであるから、国が保護しなければ喪失するおそれのあるものでない限りは、価値は高くとも助成の措置を講ずることができないこととなつていたのであるが、今回の改正により、価値の観点からのみ指定する制度をとり、保護については、その状況に応じて助成措置を講ずるものとしたのである。

(2) 重要無形文化財として指定されるものは、無形のわざのものであり、その存在を具体化するため、重要無形文化財の指定に当つては、保持者の認定を行うこととした（法第56条の3第2項）。

(3) 重要無形文化財の指定後に、従来の保持者のほかに保持者として認定するに足りるものがあると認めるときは、追加認定を行うことができるものとした（法第56条の3第4項）。

(4) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定は、官報告示及び保持者として認定しようとする者に対する通知で行う（法第56条の4第3項及び第5項）。

註(1) 重要無形文化財の指定には保持者の認定が当然含まれる。従つて官報告示には、重要無形文化財に関する事項及び保持者に関する事項が併せて掲載されることとなる。

註(2) 保持者とは、重要無形文化財の体現者である。その数、1人に限らず、複数の場合もありうるのである。但し保持者は、体現者であるので、自然人に限り、団体ではあり得ない。

(5) 重要無形文化財の指定基準については、検討を進めているので、別途通知する予定であるが、指定制度をとることになつたことに伴い、従来の助成の措置を講ずべきものとして選定されたものをも含めて根本的再検討を行い、厳選主義をもつてのぞみたいので、教育委員会等におかれても調査その他の取扱において十分その点を御了知の上御協力を願うしたい。

(6) 重要無形文化財の指定の解除は、重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときに、行われるのであるが、保持者がすべて死亡した場合は、当然に解除されたものとなる（法第56条の4第1項及び第4項）。

(7) 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合等の場合には、保持者の認定解除を行うこととした(法第56条の4第2項)。

註(1) 保持者が死亡したときは、保持者の認定は、当然に解除されたものとなる(法第56条の4第4項)。

註(2) 保持者が数人ある場合においてその一部について認定の解除があつても、他に保持者として認定された者があれば、当該重要無形文化財の指定は何ら影響を受けない。

(8) 保持者に関しては、氏名及び住所の変更、死亡の場合等は10日以内に届出を要することとした(法第56条の5)。

2 重要無形文化財の保存措置についての規定を整備したこと。

(1) 委員会が自ら行う保存措置としては、記録の作成、伝承者の養成その他その保存のための適当な措置をあげた(法第56条の6第1項)。

(2) 委員会は、(1)に掲げる保存措置のために保持者、地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者(保存会等)に対して補助をなすものとした(法第56条の6第1項)。

註(1) 重要無形文化財の補助金交付の相手方は、重要文化財の場合と異なり、範囲を広くして運用の円滑を期した。

註(2) 地方公共団体に対して行う補助としては、例えば公立の伝承者養成施設を設置する場合の補助等が考えられる。

註(3) その他その保存に当ることを適当と認める者としては、重要無形文化財の保存会等が考えられる。

3 重要無形文化財の公開に関する規定を整備したこと。

(1) 委員会は、重要無形文化財の保持者に対してその公開を勧告しうものとしたが、勧告の相手方を保持者に限つたのは、無形文化財の性質上公開は保持者のみが行うからであり、又、従来の公開命令の制度を廃止して勧告に止めたのは、保持者の人格を尊重する趣旨に基づくものである(法第56条の7第1項)。

(2) 重要無形文化財の記録の重要性にかんがみ、記録の所有者に対する公開勧告の規定を設けた(法第56条の7第1項)。

(3) 重要無形文化財又はその記録の公開について国庫の費用負担による公開の制度を設けた(法第56条の7第2項)。

(4) 国庫の費用負担による重要無形文化財の記録の公開の場合に、重要文化財の公開に係る損害補償の規定を準用した(法第56条の7第3項)。

4 委員会は、保持者、地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対して、重要無形文化財の保存のために必要な助言又は勧告をなすものとしたこと

(法第56条の8)。

5 重要無形文化財以外の無形文化財についても必要あるものを選択して記録の作成等の措置を講ずるものとしたこと(法第56条の9)。

無形文化財のうちには、重要無形文化財に指定してそのままの形で存続措置を講じても社会状況その他の関係で到底効力はあげないが、資料的価値の高いもの等があり、これらについては、委員会自ら記録の作成、記録の保存、記録の公開を行い、又は、適当な者に対して、当該無形文化財の公開、若しくはその記録の作成、記録の保存若しくは記録の公開に要する経費の一部を補助しうることとして、将来の無形文化財の発展に資することとした。

註 この選択の場合には、特に慎重を期して重要無形文化財の指定の場合と同様文化財専門審議会に諮問することとした。

第4 民俗資料関係

1 民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立し、これに伴い、民俗資料の内容を明らかに規定したこと(法第2条第1項第3号)。

従来、民俗資料は、有形文化財に含まれていたもので、そのうち重要なものは重要文化財に指定されることとなっていたが、民俗資料は、重要文化財とは、価値の観点を異にするばかりでなく、民俗資料には、無形のものもあり、且つ、有形の民俗資料でも無形のもの背景とするので従来重要文化財に指定されたものではなく民俗資料の保護上支障となつていたので、このたび別個の体系の下に保護することとしたのである。

註(1) 民俗資料は、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、無形の民俗資料とは、衣食住、生業、信仰(主として民間信仰をいう)、年中行事等に関する風俗慣習そのものであり、有形の民俗資料とは、無形の民俗資料である前記の風俗慣習に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件である。従つて、風俗慣習や有形の民俗資料に関して記録した文書等は、単に記録であつて、用いられる物件でない限り、これらの記録を法上重要民俗資料に指定して保護することはない。

註(2) 民俗資料は、そのもの自体の芸術的な価値が高いというものでなく、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、重要文化財とは価値の観点を異にするのである。

註(3) 無形の民俗資料と無形文化財との相異はおおよそ、次のように考えられる。

(a) 無形文化財は、芸能、工芸技術等の如く、特定の型や技術を特定の個人が伝授し、体現しているものであつて、いわば洗練されたわざといふことができる

が、無形の民俗資料は、国民の生活様式や慣習そのものであつて、社会一般の人々が伝承しているものといふことができる。

(b) 無形文化財には、重要無形文化財に指定してそのものをそのままの形で保存する措置を講ずる必要のあるものも多いのであるが、無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅して行く民俗資料の性質に反し、意味のないことである。例えば、「小正月行事」をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであつて、これらは、記録保存の措置をもつて是るべきである。

2 民俗資料について新たに重要民俗資料の指定制度を設けたこと(法第56条の10)。

(1) 重要民俗資料に指定されるものは、有形の民俗資料のうち重要なものに限られるのであり、無形の民俗資料についてはその性質上当然指定ということとは考えられない(前記1註(3)参照)。

(2) 重要民俗資料の指定及びその解除の手続は、重要文化財の場合と全く同様である(法第56条の10第2項及び第56条の11第2項)。

(3) 重要民俗資料の指定基準は追つて制定の上通知するが、民俗資料の調査については、将来にまつ面が極めて多いので、都道府県の教育委員会の御協力を得たい。

3 重要民俗資料に関して重要文化財に準ずる保護規定を設けたこと。

(1) 重要文化財の場合と異なる取扱をしたのは、次のような事項である。

第1に、重要民俗資料の現状変更及び輸出を事前届出制としたこと(法第56条の13第1項)。

註(1) 重要民俗資料の現状変更について一々許可制にすることは、余りに厳に過ぎるきらいがあり、実情を考慮して届出制に止めた。

註(2) 重要民俗資料の輸出については、コレクションのうち比較的軽微な一部を外国の資料と交換する場合等当該重要民俗資料の価値を高める場合すら考えられるので、許可のごとき強度の制限をさけたのである。

第2に、重要民俗資料の所有者及び管理団体以外の第三者による公開を事前届出制としたこと(法第56条の15第1項)。

註 民俗資料に対する一般の認識の程度は、たお低い現況にあるので、むしろ公開が積極的に行われることが望ましいので、あえて許可制をとらなかつたが、き損、散いつを防止するため事前届出制としたのである。

(2) 重要民俗資料の前記(1)以外の管理、保護、公開等については、重要文化財の場合の規定を準用した(法第

56条の12、第56条の14、第56条の16及び第56条の17)。

4 無形の民俗資料の保護に関する制度を設けたこと(法第56条の18)。

重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等の場合と同様の趣旨で、無形の民俗資料のうち、特に資料的価値の高いもの等についてはこれを選択して、委員会自ら記録の作成、記録の保存若しくは記録の公開を行い、又は適当な者に対し当該無形民俗資料の公開若しくはその記録の作成、記録の保存若しくは記録の公開に要する経費の一部を補助しうることとした。この選択の場合には、特に慎重を期して文化財専門審議会に諮問することとした。

第5 埋蔵文化財関係

1 埋蔵文化財については、従来有形文化財の章中に規定されていたのであるが、今回の改正において、民俗資料を有形文化財から切り離して規定したことに伴い、埋蔵物である「文化財」には当然有形文化財のみならず、民俗資料も含まれることとなるほか、貝塚、住居跡等の記念物もこれに含まれると解すべきであるから、今回、埋蔵文化財に関する規定は、独立した1章として、第4章に規定したこと。

註(1) 埋蔵文化財に関する章は、右の趣旨から明らかのように、むしろ、史跡名勝天然記念物に関する章の次に規定するのが適当であると考へられるのであるが、改正上の技術的制限もあつて、今回は独立した1章として、民俗資料に関する章の次に規定することに止めたのである。

註(2) 従来埋蔵文化財とは、地下、水底その他の人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいうものとされ、法第57条は、この埋蔵物である有形文化財を発掘しようとする場合の届出義務を規定したものと解されていたのであるが、発掘の対象となるのは土地であつて埋蔵文化財は調査の対象なのであり、住居跡、寺跡等も埋蔵文化財である。そして、この調査の結果発見された動産である文化財については、遺失物法に基づく事後手続が行われるものと解するのが適当であると考へる。このことについては、以下の改正点の説明を参照されたい。

2 埋蔵文化財の発掘を防止し、委員会による指導を十分にするため、埋蔵文化財の調査のための発掘の事前届出期限を10日間延長して30日としたこと(法第57条第1項)。

註 従来、法第57条第1項において、史跡に指定された土地の発掘について届出を不要とした趣旨は、当然現状変更の許可申請があるものとしたことによるのであろう。しかし、その他の場合でも現状変更の許可申請が行われれば、発掘調査の届出を要しないし、又、緊急を要し30日前に正規の届出を行う暇のない場合等も

予想されるので、正規の届出を要しない場合は別に委員会規則で定めることとして、その他の場合は、広く届出を要するものと規定を改めたのである。

3 土木工事、開墾その他埋蔵文化財の調査以外の目的で行われる発掘についても、それが古墳、貝塚その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとするものであれば、30日前の事前届出を要するものとし、委員会は、これについて必要な指示を行うこととしたこと（法第57条の2）。

(1) 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地とは、貝塚、古墳等外形的に判断しうるものほか、伝説、口伝等により、その地域社会において埋蔵文化財を包蔵する土地として広く認められている土地をいう。できうれば都道府県教育委員会において包蔵地域として周知されているものをあらかじめ調査されておかれることを希望する。

(2) 本条第2項の指示の内容としては、比較的重要な遺跡を発掘しようとするものについて特に慎重な発掘方法を指示するとか、或は発掘後遺跡の復旧又は報告書の提出に協力を求めるとか、又は出土品について遺失物法に従って手続を行うよう指示する等が考えられるのであつて、発掘の中止、停止に至る内容をもつものは、指示し得ないものと解する。

(3) 法第57条の2の規定を設けた趣旨は、土木工事等により貴重な遺跡が破壊される以前に調査を行い、又は工事中立ち合つて遺物の散逸を防止し、記録を作成する等遺跡の保存、記録等のためできる限り適切な措置をとらうとするにあるのであるから、この趣旨を徹底され届出の励行、指示内容の尊重について関係者の協力を得られるよう指導されるときに、特に法第57条の発掘調査の届出を行うべきものが、法第57条の2の規定に該当するもの如く偽装して行われることのないよう、脱法行為には、厳に注意されたい。

註(1) 従来は埋蔵文化財の発掘が直接の目的でなくとも、古墳等を発掘し、結果において埋蔵文化財を発掘することが明白な場合は法第57条第1項の届出を要するものとして取り扱っていたのであるが、工事に発見された遺跡についてさらに工事を続行する場合等を発掘調査の場合と同様に取り扱うことには実際上無理があるので、今回取扱を明確にして届出の励行を期したのである。

註(2) 法第57条の2第1項の届出をせず、又は同条第2項の指示に従わなかつた場合については、特に罰則の規定は設けていない。

註(3) 法第57条の2第1項の届出の有無に拘らず土木工事等により遺跡を発見した場合は法第84条第1項の遺跡発見の届出を行わなければならない。発見届出を行った遺跡についてさらに工事を続行する場合には法

第57条の2第1項の届出を要する（法第57条の2第1項の届出に係る工事により遺跡を発見した場合を除く。）と解されるが、これについてはなお法第84条に関する項を参照されたい。

4 以上のほか、必要な条文の整理を行ったこと。

(1) 法第58条の改正は、法第57条について説明したとおり、発掘の対象は土地であるとしたことに応じて字句を整理したものである。

(2) 法第59条の改正は、従前の規定は、発掘により文化財を発見した場合において、そのものの所有者が判明している場合でもこれを所有者に返還するか否か不明確であるので、所有者が判明している場合は、所有者に返還する旨を明確にしたものである。

(3) 法第64条の改正は、第1項については、従前の規定は、文化財を警察署長から提出されたものに限り、委員会が自ら発見したものが含まれていないこと及び国庫帰属の不明のものについても適用があると解される点に不備があるのでこれを国庫に帰属した文化財と改めて明確にしたものであり、第2項については、第1項と同趣旨の改正のほか、埋蔵文化財は、埋蔵物である文化財であつて発掘により発見されたものはすでに埋蔵物ではなく有形文化財又は民俗資料としての文化財であることを明らかにしたものである。なお前記したとおり埋蔵物である文化財としては、記念物も含まれるのであるが、発見された文化財として、警察署長への差出、委員会への提出、国庫帰属、譲与、譲渡等の対象となるのは動産である文化財に限ると解すべきである。

第6 史跡名勝天然記念物関係

1 従前の法第2条第1項第3号において、文化財の定義の1として「史跡、名勝及び天然記念物」が掲げられ、しかも、法第69条第1項においては、史跡名勝天然記念物は委員会が指定すると規定されていたため、指定名称が一般名称的に用いられていたきらいがあつたので、今回、法第2条の文化財の定義中に有形文化財、無形文化財等と並んで「記念物」を掲げ、その記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することとして規定の不備を補ひ、趣旨を明確にしたこと（法第2条第1項第4号、法第69条第1項及び第2項）。

註(1) 記念物の定義中、動物及び植物については、保護の対象が、生息地、自生地等土地を含むものであることを明確にし、地質、鉱物については、間歇温泉、地震による新層等特殊な自然現象については、その生じている地域を保護の対象とするものであることを明確にした。

註(2) 記念物の定義を規定したことにより、従来史跡名勝天然記念物に指定されていたものの範囲に変更が生ずることはない。

2 史跡名勝天然記念物の指定及び仮指定並びにその解除の通知について、指定地域が広範囲にわたり、所有者及び権原に基く占有者が多数に上るため権利関係の移動が多く所有者又は占有者の一々について確認し難い場合には、指定の効力発生時期をこれらについて同時とする必要もあるので、民法の公示による意思表示の規定（第97条ノ2）に準じ、公示による通知をなすこととしたこと（法第69条第4項、第70条第3項、第71条第4項）。

註(1) 「著しく多数」とは、おおむね百人以上程度を予想しているが、この場合でも権利関係の移動が少い場合には、できる限り個別に通知することとする。

註(2) 「これに準ずる施設」とは、民法の公示による意思表示の規定にいう「之ニ準スヘキ施設」と同様の内容であり、具体的には農業協同組合の事務所等がこれに当る。

3 史跡名勝天然記念物の指定及び仮指定並びにその解除の効力発生時期を重要文化財の場合と同様に明確にしたこと（法第69条第3項及び第5項、第70条第3項、第71条第4項）。

4 史跡名勝天然記念物の保護は、土地に関する権利に関連する面が強く、又、広汎な地域にわたることもあるため、所有権その他の財産権及び産業開発、電源開発、道路建設等の公益との調整には特に慎重を要するので、史跡名勝天然記念物の指定及び仮指定並びに現状変更等の許可にあたり、これら財産権及び他の公益との調整に留意すべき旨の訓示規定を設けたこと（法第70条の2、第80条第4項）。

都道府県教育委員会においても、必要があると認めるときは文化財専門員に関係通商産業局長を加えるよう措置する等、調整については十分留意されたい。

註(1) 所有権等の財産権の尊重については、法第4条の規定があるのであるが、史跡名勝天然記念物については特に調整の必要が強く、又他の公益との調整にも留意すべきであるのでこの規定を設けたものである。

註(2) この趣旨を具体化するため異議申立の制度を設けた（後記第7、2参照）。

5 史跡名勝天然記念物の仮指定の効力については、従来は、委員会の行う指定と全く同様とされていたのであるが、国の指定前緊急の場合に限り行うべきものである仮指定の性格にかんがみ、その有効期間を2年に限定し、2年間に委員会の指定がないときは、仮指定は効力を失うものとしたこと（法第71条第2項）。

(1) 今後仮指定が行われる場合は、緊急性を十分考慮されるときに、できる限り事前に委員会に連絡されるよう配慮されたい。仮指定が効力を失つたときは、都道府県の文化財保護条例による指定を行つてその保護をはかる措置も考えられる。

(2) 現に仮指定されているものについては、整理の必要

上経過規定を設けて改正法施行の日から3年間有効であるものとした（改正法附則第2項）。

註 仮指定の史跡名勝天然記念物の標識、境界線等については、委員会指定のもの異なる取扱をすべきものと考えられるが、これについては別途通知する。

6 史跡名勝天然記念物の管理団体に関する規定を整備したこと。

(1) 従来は、史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和28年政令第289号）で規定されていたのであるが、重要文化財について管理団体の制度を規定したこと及び管理団体の制度は権利の制限に関する面が強いことから前記政令を廃止し（改正法附則第5項）、その事項を整備して本法に規定することとした（法第71条の2—第73条の2）。

(2) この機会に標識、説明板等の施設の設置、土地の所在等の異動の届出その他管理団体の任務については、貴管下各管理団体に十分徹底指導せられたい。

(3) 法第71条の2第1項は政令第1条と同趣旨の規定であるが、補助金の交付先となるものであり、確実な責任をとりうよう管理団体として指定すべきものを法人に限るとともに管理団体の行うべき事務は、保存のため必要な管理及び復旧であつて利用に係るものは含まないことを特に明かにした。

(4) 保存のための管理には、第1には、標識、説明板、注意札、境界線、覆屋、囲さく等管理のため必要な施設の設置、警火装置、防火施設、護岸施設等の防災施設の設置及び除草、清掃、見廻り等指定物件の保護管理、第2には、屋根の雨漏止、城の石垣又は古墳の封土のくずれ止め等のための応急措置その他応急的又は緊急な復旧に属するものが含まれる。

(5) 法第71条の2第2項では、従前の政令が撤換による指定を認めていたのを改めて、重要文化財の場合にならつて指定しようとする法人の同意を得べきものとした。

(6) なお、現に管理団体として指定されているもので法人であるものは、改正法附則第6項により、改正法による管理団体とみなし、法人でないものについては、附則第7項により改正法施行の日から1年間は管理団体として取り扱うものとしたので、これらの団体を1年以内に法人に切り換えるか、又は他の法人を管理団体に指定しなければならないこととなる。

註(1) 旧政令を法律化するに当り、管理団体の指定の効力発生時期を明確にした（法第71条の2第4項）。

註(2) 旧政令の場合は、解除の規定は特に設けなかつたが、明確を期して法律に規定した（法第71条の3）。

註(3) 法第72条第2項の届出を行わなかつた場合には罰則の適用（法第111条第2号）があるので注意されたい。

注(4) 法第72条第3項は、重要文化財の場合と同様史跡名勝天然記念物の復旧について所有者及び権原に基づく占有者の権利を尊重して特に設けたものである。

(7) 管理団体の行う管理又は復旧により所有者が利益を得た場合には、重要文化財の場合と同様に両者の協議により、その費用の一部を所有者の負担としうものとした(法第72条の2)。

(8) その他管理団体の規定を整備したこと。

注(1) 法第73条の2は、管理団体の管理及び復旧について補助金交付を行うことを明らかにしたほか、滅失、き損等の届出は、管理団体が行うこと等を規定したものであるが、管理団体は、委員会に復旧の委託を行い得ることとした(法第47条の準用)点は、従来と異なる点である。

注(2) 法第74条の改正は、技術的なものであり、法第75条は所有者及び管理責任者の行うべき管理及び復旧について重要文化財に関する規定を準用して内容を明らかにしたものであるが、従来、管理団体、所有者及び管理責任者を総称して「管理者」と称したことは、とかくまざらわしい点があつたので、今回これを廃止したので特に注意されたい。なお、管理団体、所有者及び管理責任者相互の関係については、重要文化財の項で説明したところを参照の上明確に知されたい。

注(3) 法第76条から第79条までは、概ね技術的な改正であるが、盗難に関する規定を加えたこと及び復旧の勧告、命令は管理責任者に対しては行わないこととしたことにも注意されたい。

7 史跡名勝天然記念物の現状変更について、維持の措置として許可を必要としない範囲を委員会規則で明確にすることとし、又、保存に影響を及ぼす行為については影響の程度である場合は許可を必要としないものとしたこと(法第80条第1項及び第2項)。

注 この改正は、もとより所有者その他の第三者の立場を考慮したものである。

8 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為について、委員会の許可を受けず、又は許可の条件に従わなかつた者及び環境保全命令に違反した者に対しては、委員会は、原状回復を命じることとしたこと(法第80条第5項、第81条第3項)。

(1) この規定は、次に説明する無断現状変更等に対する罰則の改正とともに、従来悪質な行為に対して、とかく保存の徹底を欠きがちであつた史跡名勝天然記念物の保護の強化に資するものであるが、実施上慎重を要することは勿論であるので、各都道府県教育委員会の御協力を得て、運用の適正を期したい。

(2) 原状回復命令に従わない場合には、行政執行法により、委員会は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を義務者か

ら強制的に徴収することができるのである。

注(1) 史跡名勝天然記念物の性質上、全く破壊されて原状に復する方法のない場合は、原状回復命令は、その性質上なし得ないものと解される。

注(2) 原状回復を命令する場合は文化財専門審議会に諮問するとともに(法第21条第2項第21号)事前に公開による聴聞を行うこととして(法第85条第1項第8号)慎重と公正を期した。

9 史跡名勝天然記念物の無断現状変更等に対する罰則としては、従来は、2万5千円の過料を科するのみであつたが、これでは悪質な無断現状変更等による滅失、き損等については相当の制裁が行われない結果保護に欠けるうらみがあり、又重要文化財については、その損壊、き損、隠匿について体刑又は罰金を科していることと比較して均衡を失うので、今回、無断現状変更等は条件違反の現状変更等により史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は喪失するに至らしめた者に対しては、重要文化財の損壊等の場合と同量の5年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金若しくは科料を科することとしたこと(法第107条の2)。

注(1) 委員会の許可を受けてその条件に従つて行う現状変更等により滅失、き損等に至る場合は、当然、法令に因り行う行為として処罰の対象にならない(刑法第35条)。

注(2) 無断現状変更を行つても、それにより滅失、き損又は喪失をきたさない場合は、過料が科せられる(法第109条第4号)。

10 史跡名勝天然記念物の自費復旧について、重要文化財の場合と同様の趣旨により、30日前の届出を要するものとしたこと(法第80条の2)。

注 国庫補助金の交付を受けて行う場合、現状変更等の許可申請をした場合その他法の他の規定により委員会が自費復旧を了知しうべき場合は、届出を要しないものとして委員会規則で定めるのである。

11 遺跡発見の届出があつた場合は、委員会は、当該遺跡の保護に必要な事項を指示し得ることとしたこと(法第84条第2項)。

(1) この場合は、緊急に現状を変更する必要があるか否かを考慮し、遺跡の現況に応じて調査方法、保存上望ましい措置等必要事項を指示するのであるが、土木工事等により工事中に発見された場合等特に緊急を要する場合には、委員会は、都道府県教育委員会その他専門家による調査に対する協力方依頼、出土品の取扱方法、事後の工事施工上注意すべき事項等を指示することとならう。

(2) 遺跡発見の場合は「その現状を変更することなく」届け出ることとなつており、第2項の指示があるまでは、現状を保存するよう指導されることが望ま

い。

注(1) 工事の停止、中止等が指示し得ないのは、法第57条の2第2項の指示の場合と同様である。

注(2) 法第57条の届出を行つて、遺跡を発見した場合は、発見届出は不要とした(法第84条第1項但書)。これは、発掘調査報告書の提出等が行われるからである。

注(3) 法第57条の2の届出を行つた場合でも、遺跡発見の届出を行う義務はあり、発見届出に係る遺跡について工事等を続行する場合は、法第57条の2の届出を要する(法第57条の2第1項の届出に係る工事等により遺跡を発見した場合を除く)。但し、緊急の場合には、電報その他をもつて委員会の承認を得ることにより、正規の届出に代えよう措置する方針である。

第7 補則関係

1 聴聞事項に史跡名勝天然記念物についての原状回復の命令並びに重要無形文化財及び重要民俗資料の公開の中止命令を加えるとともに条文の整理を行つたこと(法第85条)。

注 聴聞を行う場合の公示事項に処分又は措置の内容を加えた。

2 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可若しくは不許可の処分、環境保全命令又は史跡名勝天然記念物の管理団体の指定に関する者は、委員会に対して異議の申立をなすものとし、この場合には、公開による聴聞を経て決定を行うこととしたこと(法第85条の2—第85条の7)。

(1) この規定は前述第6の所有権その他の財産権及び他の公益との調整に関する訓示規定を設けた趣旨を具体化するものとして設けたものであり、これにより利害関係者に十分意見陳述の機会を与え、その権利の保護を考慮するとともに委員会の処分の適正を期そうとするものである。

(2) 改正法施行の日前の処分について全く異議申立を認めないことは均衡を失うので、異議申立を施行前の処分についても認めることとして、無制限にさかのぼつて認めることは、処分により一旦確定された法的秩序の安全を害するので、施行前6月内の処分に限る。異議申立を、施行後30日以内に限り認めることとした(改正法附則第3項)。

注(1) 広く法に基く処分に不服のある者に対して異議申立を認めることは、いたずらに差訴の弊と行政事務の非効率を招くので、権利の制限の具体化された前述の3つの事項に申立事項を制限したのである。

注(2) 史跡名勝天然記念物の管理団体の指定については、広い地域におたる場合とか、所有者が多数である場合が多いので、重要文化財の場合と異なり、所有者及び権原に基づく占有者の同意を要件としなかつたから

である。

注(3) 環境保全命令は指定物件の外部における制限であり、特に慎重を期するため事前の聴聞の後、さらに異議申立を認めることとしたのである。但し、法第85条の聴聞と第85条の4の聴聞とは全く同趣旨のものであり、両者を重複させることは不要であるので、環境保全命令についての異議申立の場合は、公開の聴聞は行わないこととした(法第85条の4第1項)。

(3) 異議の申立は、処分に不服のある者であれば、処分の相手方に限らず何人も行い得る(法第85条の2第2項)。しかし異議の申立について現実に利害関係を有する者でなければならぬ。すなわち、異議申立による処分の取消又は変更により、申立者の利益が保全又は回復されるような関係にあることを要するので、単に処分に対して精神的な不満を有するに過ぎないものは、異議の申立をすることはできないのである。又、法定の申立期間を経過している場合は、当該異議申立は、却下される。

(4) 聴聞に参加し得る利害関係者は、異議申立に係る事案について具体的に利害関係を有する者でなければならない(法第85条の5)。

(5) 右の異議申立に係る事業が鉱業、採石業との調整に関するものであるときは、委員会は、決定に先立って土地調整委員会に協議する等、他の行政機関の処分との調整については特に規定を設けて慎重を期した(法第85条の8)。

3 国の所有に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物についても、その保存上特に必要があると認めるときは、委員会は、関係各省各庁の長及び指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得て、管理団体の指定を行いうるものとしたこと(法第95条)。

注(1) 従来は国の所有に属する史跡名勝天然記念物について、史跡名勝天然記念物の管理団体に関する規定がそのまま適用され、法第95条はこの場合の収益の帰属について規定していたのであるが、国有的重要文化財、重要民俗資料についても管理団体の制度を設ける必要があるとともに、国有的ものについては、管理団体指定の理由及びその管理等の態様が後記のとおり一般の場合と必ずしも同一ではないので、国有的ものについては別建に管理団体の制度を設けたのである。

注(2) 法第95条第4項は、従前の法第95条の規定には、史跡名勝天然記念物から生ずるすべての収益を管理団体に帰属させるかの如く、又、委員会の意思によつてその帰属が決定されるものと解される等表現上不明確な点があつたので、管理によつて生ずる収益は、一律に当然に管理団体に帰属するものとしたのである。

注(3) 管理により生ずる収益とは、例えば天然記念物の蜜柑の原木を管理する場合の蜜柑の売却代金等であ

る。

註(4) 国有の指定物件につき管理団体の行う管理の内容は一般の指定物件に係る場合と同様であるが、公開については、管理団体指定の趣旨（一般の場合は、所有者の管理能力が否定されるのであるが、国有の場合は、管理団体による管理がより適当であることによる。）から各省各庁の長による公開を認めないこととする必要はないので特に準用規定を設けず、事実上両者の協議にまづこととした。

4 国の所有に属する指定物件の管理団体には、一般の場合の如く、当然に修理又は復旧を行わせることなく、原則的には関係各省各庁の長がこれを行い、委員会は、特に必要があると認める場合に関係各省各庁の長及び管理団体の同意を得て、管理団体に修理又は復旧を行わせようこととしたこと（法第95条の3）。

註(1) これは、各省各庁の長は、その所管する財産につき修理の責を負うのであり、又、国有の指定物件に係る管理団体指定の趣旨からも管理団体に管理の延長として修理まで行わせることは適当でないからである。

註(2) 管理団体が修理又は復旧を行う場合は、国庫補助が可能である（法第95条の3第3項）。なお管理費の補助も可能である（法第95条第5項）。

5 以上の管理団体の制度のほか、国の特例に関する規定を整備を行ったこと。

(1) 国又は国の所有に属する文化財に対し、法を適用するに当たっては、例えば法第90条第1項第3号においては、所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の滅失、き損等について関係各省各庁の長は、文部大臣を通じて委員会に通知すべき旨を定めているが、この場合には、この規定に対応する法第33条の規定の適用は当然排除されるのであるから、この趣旨を一般的に明らかにするため法第86条を規定したものである。この規定を設けたことに応じ、個々の条文の適用除外を規定した従前の法第98条は、理解が困難であり、特に設ける必要もないと考えられるので削除した。

(2) 法第91条の改正は、一般の場合と同様国の機関の行う現状変更等について、維持の措置として委員会の同意を不要とする範囲を委員会規則で定めることとするともに、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微なものについては同意を必要としないことを明らかにしたほか（第3項）、例えば営林署長がその権限の範囲内で現状変更等に該当する行為をしようとする場合にも農林大臣から文部大臣を通じて委員会の同意を求めなければならないこととしていた従前の制度を簡略にするため、このような場合は、各省各庁の長以外の国の機関が直接委員会に同意を求め得ることとしたものである（第2項）。

註(1) 法第87条から第89条までに係る改正は、重要民俗

資料を加える等技術的な改正である。

註(2) 法第90条第1項及び第2項の改正は重要文化財又は史跡名勝天然記念物の自費修理又は自費復旧、重要民俗資料の現状変更及び輸出、史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在等の異動を通知事項に加えたほかは、技術的な改正である。

註(3) 法第90条第3項を設けたのは、重要文化財の自費修理等一般の場合に委員会が指導、助言あるいは指示を行う事項について、一般の場合と同様関係各省各庁の長に対して委員会が助言し、勧告することができるようにするためである。

註(4) 法第92条から第94条まで、第96条及び第97条の改正は、重要民俗資料を加える等技術的なものである。

6 地方公共団体及び教育委員会の文化財の保護に関する事務については特に一節を設け、これを明確にしたこと。

(1) 地方公共団体の文化財保護のための補助に関する従前の法第105条の規定を整備して法第98条第1項とした。なお補助金の額等の報告義務は煩を避けるため廃止した。

(2) 文化財保護のために地方自治法に基く行政事務条例又は教育委員会規則が制定されているが文化財保護法に基く条例事項とした（法第98条第2項）。

(3) 現に教育委員会規則で制限、義務を課することを内容とする事項を規定されている場合は、7月1日以降は、条例に切替える必要があるので留意された。但し、補助規則的なものであれば、教育委員会規則で差し支えないから、条例に切り替えることが困難な場合は、その内容を補助規則的な、制限、義務を伴わないものに改められた。地方公共団体の制定すべき条例については、追ってそのサンプルを例示したい。

(4) 地方公共団体が指定すべき文化財は、法の規定による指定文化財以外の文化財に限ることに留意された（法第98条第2項）。

(5) 文化財保護条例の制定改廃及びこれに基く文化財の指定解除について委員会に報告すべきものとしたのは、地方公共団体の指定文化財と国の指定文化財との間の連絡調整等に資するためである（法第98条第4項）。

7 今回の改正に伴い、従前の例に準じて、都道府県教育委員会に対する権限委任事項を追加したほか、都道府県教育委員会関係規定を整備したこと（法第99条第105条）。

新たに権限委任事項として追加したものは、無形文化財、民俗資料関係の補助金交付に伴う指揮監督権、重要文化財の管理団体及び国有の指定物件の管理団体に対する補助金交付に伴う指揮監督権、重要無形文化財及び重要民俗資料の公開の停止命令権、重要文化財

の所在の場所以外の場所における所有者による公開の停止命令権、重要民俗資料の保存のための調査権、国有の指定物件の管理団体に対する当該指定物件の保存のための調査権等である（法第99条）。

註 法第100条から第102条まで、第104条の3及び第105条の改正は、今回の改正に伴う技術的な整理である。なお、法第102条の改正については、法第47条の改正に関する説明を参照（第2、3、(8)）されたい。

第8 罰則関係

1 従来の罰金又は科料若しくは過料の額としての25,000円は、すべて30,000円と改めたこと。

2 無断現状変更等による史跡名勝天然記念物の滅失、き損等に対し刑罰を課することとしたこと（前記第6、9参照）。

3 以上のほか、罰則については、今回の改正に伴ってあらたに義務を課した事項について従前の基準に従ってそれぞれ過料を科することとする等、所要の技術的な整理を行ったこと。

註(1) 法第107条の3の改正は、第1に、従前の法第112条で過料について罰則規定を設けていることは過料の性質上不合理であり又他の立法にも例を見ないので、この点を改めて、罰則、罰金についてのみ行うこととし、第2に、従前の法第112条但書は、当然のこととして、最近の立法例では特に規定しないこととしていたので、これにならって但書を削つたものである。

註(2) 法第57条の2第1項の届出をせず、又は同条第2項の指示に違反した者、法第72条第1項の標識、説明板等の設置を行わなかつた者、法第84条第2項の指示に違反した者については、いずれも罰則の規定を設けたいないことに注意されたい。

第9 附則関係

改正法の施行期日については、今回の改正が全般的にわたって行われ、新たな制限を課し、あるいは新たな制度を設ける等の措置がとられているので、一般に周知徹底のための必要な期間を見込んで7月1日としたこと。

(1) 埋蔵文化財の発掘調査の事前届出等届出期間を延長したものと及び土木工事等による発掘の届出等新たに事前届出を規定したものについては、新旧規定の切替の際注意すべき点が生ずるので、以下に記すところを御了知の上、円滑な処理を期せられたい。

第1に、事前届出期間が延長されたものについてであるが、6月30日までに届出を受理されたものについては、7月1日以降においても発掘の届出をした日から20日を経過すれば発掘調査ができる。7月1日以降届出のものについては、30日経過後でなければ発掘調査ができない。

第2に、あらたに事前届出義務を課したもののについては、例えば土木工事等による発掘についていえば、

届出義務が生ずるのは7月1日以降であるから、届出を要するのは、7月31日以降の発掘であり、事実上、この関係の規定については、施行が1月遅れることとなるわけである。

(2) 現状回復命令は、改正法施行前の無断現状変更等については、原則としてなし得ないが、無断現状変更が改正法施行の日の前後にわたって継続して行われている場合には、現状回復を命じうると解する。

註(1) 附則第2項（仮指定の効力についての経過規定）、第3項（異議申立期間の特例）、第6項（史跡名勝天然記念物の管理団体についての経過規定）及び第7項（同上）については、それぞれ前述したところを参照されたい。

註(2) 附則第8項から第11項までは、他の法律の関係条文について、今回の改正に伴う整理を行ったものである。

②文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について

(昭和50年9月30日 法律第191号
文化庁次長から 各都道府県教育委員会あて通達)

文化財保護法の一部を改正する法律（別紙1略）が、さきの第75回国会において成立し、昭和50年7月1日、法律第49号をもって公布され、同年10月1日から施行されることとなり、これに伴い、文化財保護法施行令（以下「施行令」という。）（別紙2略）が同年9月9日、政令第267号をもって公布され、また、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）（別紙3略）が、同年9月30日、政令第293号をもって公布され、両政令とも同年10月1日から施行されることとなりました。

このたびの改正は、昭和29年に制定された文化財保護法の一部を改正する法律の施行から今日までの間における広範で急激な経済的社会的変動とこれに伴って生じた文化財保護の一面の充実強化の必要性にかんがみ、緊急に措置すべき事項について制度の整備を図るため行われたものであり、その主要な点は次のとおりであります。

- 1 民俗文化財の制度を整備したこと。
- 2 埋蔵文化財に関する制度を整備したこと。
- 3 伝統的建造物群保存地区制度を設けたこと。
- 4 文化財の保存技術の保護制度を設けたこと。
- 5 地方公共団体における文化財保護行政体制を整備したこと。

このたびの法改正は、以上のような主要な事項を含めて法律全体にわたる大規模なものであり、その実施運用に当たっては、下記事項を参照の上、遺憾のないよう措置するとともに、関係機関及び、管下市町村等に対し趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

なお、このたびの法改正等に伴う文部省令の改正等については、おつて通知します。

記

第1 総則関係

文化財に関する定義を拡充、整備したこと（文化財保護法の一部を改正する法律（昭和50年法律第49号。以下「改正法」という。）による改正後の文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第2条）。

(1) 有形文化財の定義の中に、建造物その他の有形の文化的所産で価値の高いものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含むことを規定した（第1項第1号）。

(注) 従来の定義では、有形の文化的所産で価値の高いものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件についても、これを区別して取り扱わなければならないかつたので、この点を改め、突如に即して保護できるような定義の拡大を図つたものである。

このようなものの例としては、美術工芸品関係では仏像及びそれと本来一体をなしている基壇、厨子等（これらのうち一部のものは重要文化財に指定するに当たつて「附」として運用されてきた。）、磨崖仏とその所在する土地、建造物関係では社寺建築とその敷地である境内地、民家建築とその屋敷地等がある。

(2) 有形文化財の定義の中に学術上価値の高い歴史資料が含まれることを明記した（第1項第1号）。

(注) 学術上価値の高い歴史資料とは、必ずしも歴史上又は芸術上の価値が高いものではないが、主要な歴史事象に関する遺品、歴史上重要な人物に関する遺品、我が国の歴史の理解に欠くことのできない遺品等をいい、改正法による改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）においては、これらを有形文化財として取り扱うことができることが必ずしも明らかでなかつたので、この点を改めたものである。

(3) 民俗資料の名称を民俗文化財に改めるとともに、民俗芸能を民俗文化財の中に統一的に位置づけることとした（第1項第3号）。

(注) 旧法上は民俗芸能がどの文化財の種別に関するかにについては明文の規定がなく、運用上は無形文化財と民俗資料のいずれにも属するものとして取り扱われてきたが、これを改め民俗文化財に属するものとして明記したものである。

(4) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを伝統的建造物群として新たに文化財として定義づけた（第1項第5号）。

(注) 伝統的な建造物群とは、例えば宿場町、門前町、城下町（武家屋敷等）、明治屋風の建造物群等であつて、建築後相当年数を経過した建造物により構成され、全体としてその位置、形態、意匠等において特色を有す

るものをいう。なお、建築物以外の工作物例えば石垣が特色となつて傾斜地の集落の石垣等が中心となつている場合も含まれる。

第2 有形文化財関係

1 重要文化財について、規制する行為の範囲を拡大し、その保存に影響を及ぼす行為をも文化庁長官の許可を要するものとしたこと（法第43条第1項）。

(注1) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為とは、物件の形状に直接物理的变化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起し、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為であり、例えば美術工芸品の場合には模造のための複製、物件に直接触れる手法による模写（揚写し等）、拓本取り、長時間高照度の照明下に置くこと、建造物の場合には構造上安全許容度を超える重量物の搬入等がこれに当たる。

(注2) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為については、法第80条第1項同様、影響の程度である場合を本条の規定の適用除外とするとともに、重要文化財の現状の変更については、新たに非常災害のために必要な応急措置を執る場合を許可を要しないものとして規定した。非常災害のために必要な応急措置を執る場合とは、現に災害が発生し、又は発生が明らかに予測される急迫の事態においてこれに対する応急の措置を執る場合をいい、今回の改正によつて、本条のほか遺跡の発見に関する届出等（法第57条の5及び第57条の6）及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（法第80条）の制度中にそれぞれこのような措置についての適用除外の規定が設けられた。

2 重要文化財の現状変更等につき許可を受けようとしてできなかったことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと（法第43条第5項）。

3 重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）を、当該重要文化財の管理団体である地方公共団体その他の法人が買い取る場合の国庫補助の規定を設けたこと（法第46条の2）。

(注) 補助対象となるのは、建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして重要文化財に指定された土地に限られ、通常の美術工芸品は対象外である。

第3 無形文化財関係

重要無形文化財の指定に当たつては、従来の保持者の認定のほかには保持団体を認定することができることとしたこと（法第56条の3第2項）。

(注1) 重要無形文化財の保持者は、従来自然人に限ることとされてきた。このため、例えば工芸技術である

無形文化財のうちには、その性格上保持者とすべき者の保持する無形文化財に個人的特色が薄く、かつ、保持者とすべき者が多数存在する場合があつて、運用上はそれらの者の代表者を「保持者（代表者）」として認定してきた。しかし、このような保持者の認定の方式によれば、当該保持者が死亡した場合は重要無形文化財の指定が解除されたものとされ（旧法第56条の4第4項）、後継者の養成等の保護措置の法的根拠を失うほか突如に合わない事態があつた。このため今後は、必要に応じ、保持者の認定に代えて、無形文化財を保持する者を主たる構成員とする団体で代表者の定めのあるものを保持団体として認定することができることとし、無形文化財の性格、実情等に即応した指定方式の運用を図ることとなつたものである。

(注2) 保持団体は社団に限り、財団は含まれないこととした。

(注3) 主たる構成員以外の構成員としては、指定される技術等について研究、指導する者（試験場長、大学教授等）、その保存対策に協力し、又はこれを保護する者等が考えられる。

第4 民俗文化財関係

1 有形の民俗文化財については、旧法の重要民俗資料と同様の重要有形民俗文化財としての指定制度を置くこととし、及び旧法の重要民俗資料を新法の重要有形民俗文化財とみなすこととしたこと（法第56条の10第1項及び改正法附則第4項）。

2 重要有形民俗文化財については、その保存に影響を及ぼす行為についても新たに現状変更行為と同じ規制を行うこととしたほかは、その保護の制度は旧法における重要民俗資料に関するものと同じとしたこと（法第56条の12から第56条の17まで）。

3 無形の民俗文化財については、新たに重要無形民俗文化財としての指定制度を設けたこと（法第56条の10）。

(注1) 無形の民俗文化財としては、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能があるが、それらは国民の生活そのものに密着したものであり、無形文化財の保持者のような体現者を認定することは突如に合わないことが多いと考えられるので、重要無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定制度は採らないこととした。

(注2) 重要無形民俗文化財の保護には、広く一般の人々の理解が必要であることはもとよりであるが、特に地元の関係住民と市町村の理解と協力が不可欠のものと考えられる。

4 重要無形民俗文化財の保存に関する規定を整備したこと（法第56条の18から第56条の20まで）。

(1) 文化庁長官が自ら行う保護の措置として重要無形民

俗文化財の記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができることとした（法第56条の18第1項）。

(注) 保存のため適当な措置としては、重要無形民俗文化財の公開の機会を設けること等が考えられる。

(2) 国は、重要無形民俗文化財の保存に要する経費の一部について、地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、補助することができることとした（法第56条の18第1項）。

(注) 保存に当たることを適当と認める者は、通常当該重要無形民俗文化財の保存に主として携わっている民間の団体、例えば特定地域の民俗芸能保存会等が考えられる。

(3) 文化庁長官による重要無形民俗文化財の記録の所有者に対するその公開の勧告及び国の補助による記録の公開の申出に対する承認の制度を設けた（法第56条の19）。

(4) 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができることとした（法第56条の20）。

(5) 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財については、旧法の無形の民俗資料におけると同様に、必要のあるものを選択して記録作成等の措置を講ずることができることとした（法第56条の21）。

第5 埋蔵文化財関係

1 調査のための発掘の届出に関する規定を整備したこと（法第57条）。

(1) 旧法においては、調査の対象として「埋蔵物である文化財」と規定されていたが、「埋蔵物」の語は、民法及び遺失物法における用例と混同されるおそれがあつたため、これを「土地に埋蔵されている文化財」に改めた（第1項）。

(2) 調査結果の報告書の提出は、従来から発掘届に対する指示の一部としてきたのであるが、これを指示事項の一つとして規定上明らかにした（第2項）。

2 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事前届出の時期を30日間早めて土木工事等の着手の60日前としたこと（法第57条の2）。

(注) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等と埋蔵文化財の保護との調整については、法第57条の3の規定による国の機関等の場合の特例的取扱いを除いて、これまで行われてきたところと異なるものではないので、この点を留意の上従前どおり適切な運用に配慮されたい。

なお、法第57条の3に規定する場合を含め、土木工事等が非常災害のために必要な応急措置として行われるときは、適用がない。

- 3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下「国の機関等」という。）が周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行うときは、法第57条の2の規定を適用しないものとし、協議等の特例的取扱いをすることとしたこと（法第57条の3）。
- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行うとする国の機関等は、当該土木工事等の事業計画の策定に当たり、あらかじめ、文化庁長官に通知しなければならないこととした（第1項）。
- (注1) 国の機関等とは、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で施行令第1条に列挙するもの（宇宙開発事業団はじめ42法人）及び同条の規定により文化庁長官が指定するものをいう。なお、文化庁長官が指定するものについては、おつて通知する。
- (注2) 本条の規定による国の機関等の通知の時期については、事業の性格等に応じて合理的な時期とする必要があるが、当該通知は、国の機関等が各省各庁の長である場合を除き、都道府県教育委員会を經由して行われることとなる（第5項及び法第103条）。ついては、土木工事等の事業計画について当該国の機関等と都道府県教育委員会との間で本条第1項の通知の前のできるだけ早期に事実上の連絡調整が行われるようにするのが望ましく、本条の規定による文化庁長官への通知を遅滞する場合は、事前の調整、協議の経過及び結果の概要と都道府県教育委員会の意見を付するよう配慮されたい。
- (注3) 本条の規定による国の機関等の行う土木工事等についての特例的取扱い、従来の各種公団等との覚書等による慣行を前提として制度化されたものであるため、従来の覚書等による慣行のうち今回の改正によって制度化されなかつた協議の具体的方法等の細目に係るものについては、従前どおり運用することとなっているので、留意されたい。
- (2) 本条第1項の規定による通知があつた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該国の機関等に対して、当該土木工事等の事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができ、通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならないこととした（第2項及び第3項）。
- (注) 協議を求めべき旨の通知及び(3)の勧告は、可能な限り速やかに行う方針であり、具体的取扱いとしては、60日以内に行うこととした。また、協議を進めるに当たつても、可能な限り速やかに当該協議

を終了することが望ましいので、各都道府県教育委員会においても適切な措置につき配慮されたい（第57条の6の規定による場合も同様である。）。

- (3) 本条第1項の規定による通知があつた場合において、協議を求めない場合においては、文化庁長官は、当該事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができることとした（第4項）。

(注1) 勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の立会いに関する事等の軽微な事項が考えられる。

(注2) 本条第3項の規定による協議を要するか又は第4項の規定による勧告で足りるかについては、個々具体的な事業計画、埋蔵文化財との関係等に則して、合理的かつ適切に判断することとしている（第57条の6の規定による場合も同様である。）。

- 4 周知の埋蔵文化財包蔵地について、国及び地方公共団体は、その周知の徹底を図るため、資料の整備その他の必要な措置の実施に努めなければならないこととし、国は、地方公共団体の行うそれらの措置につき指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができることとしたこと（法第57条の4）。

(注1) 埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底のための措置は、文化庁及び各地方公共団体において分布調査の実施、遺跡台帳の作成、遺跡地図の作成・配布等を行つてきたが、本条にいう資料の整備その他の措置は、従来行つてきたこれらの措置全体を示すものであり、今後その一層の計画的推進と拡充について十分な配慮と努力が要請されることとなつた。

(注2) 地方公共団体に対する国の指導、助言、援助としては、資料の提供、技術的指導、地図等の配布等及び財政的な援助措置等も含まれるものである。

(注3) 未知の遺跡が発見された場合等新たに埋蔵文化財包蔵地が確認されたときは、この旨を文化庁に報告し、また、これを遺跡台帳に登録する等により、その所在の周知の措置を講ずるよう配慮されたい。

- 5 遺跡と認められるものの発見について、旧法第84条において規定されていたと同様に届出を要することとし、発見された遺跡の保護上必要がある場合における遺跡の現状を変更することとなる行為の停止命令等の措置について新たな制度を設けたこと（法第57条の5）。

(1) 土地の所有者又は占有者が、出土品の出土等によつて貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に届け出なければならないこと

とした（第1項）。

(注) 法第57条第1項の規定による届出をして実施した調査によつて遺跡を発見した場合は、同条第2項の規定による指示として報告書の提出が義務づけられるので、本条の規定による届出は不要とした（第1項）。

(2) 遺跡発見の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、文化庁長官は、関係地方公共団体の意見を聴いて、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、遺跡の現状を変更することとなる行為の停止又は禁止を命ずることができることとした（第2項及び第3項）。

(注1) 停止（遺跡と認められるものの発見に至るまで継続していた行為を中断したままとすることをいう。）又は禁止（遺跡と認められるものの発見後に着手を予定されている行為の実行をあらかじめ止めることをいう。）の命令は、遺跡発見の届出があつた日（届出書が都道府県教育委員会に到達した日（法第103条第4項）以下同じ。）から1箇月以内になければならず、命令によつて遺跡の現状を変更することとなる行為を止めさせておくことのできる期間は、遺跡発見の届出があつた日から起算して3箇月（改正法施行後5年間は6箇月）を超えることができないが、命令された期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、一回に限り、最初の命令の期間と通算して6箇月（改正法施行後5年間は9箇月）を超えない範囲でその期間を延長することができることとした（第2項、第5項、第6項及び改正法附則第2項）。

(注2) 遺跡の現状を変更することとなる行為の停止等の期間について、改正法施行後5年間に限り、特例を設けているのは、地方公共団体における発掘調査体制の現状にかんがみ、今後5年間にその充実を図り、停止等の命令に伴う、定められた期間内の調査に十分対応できるようにする趣旨の措置である。ついては、都道府県教育委員会においては、地方公共団体における埋蔵文化財保護担当職員の確保等の体制の充実

(注3) 停止等の命令の措置を執つた場合を除き、遺跡の保護上必要な指示をすることができることとした（第7項）。

(注4) 遺跡と認められるものが発見されているにもかかわらず、届出が行われない場合においても、停止等の命令及び必要な事項を指示するこ

とができることとした（第7項）。

(注5) 停止等の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとした（第9項）。

(注6) 発見された遺跡の保護については、その所在する土地の所有者又は占有者その他の関係者と十分話し合い、その協力を得て適切な措置を執ることが肝要であり、土木工事等の停止等の命令は、そのような話し合いや事実上の協力が得られない特殊な事態における最終的な手段として運用すべきものとする。また、これらの命令は、私有財産権に対する強い規制となるものであるため、その運用には、当然に、特に慎重を期すべきものである。ついては、都道府県教育委員会においても、発見された遺跡の保護については、従来と同様関係者と十分話し合い、その協力を得て遺憾なきを期するよう配慮することが望まれる。なお、重要な遺跡が発見された場合における緊急の事態に対処する方法としては、本条の規定による命令等のみならず、史跡指定又は仮指定の活用等制度全体の有機的かつ合理的な運用も必要と考えられる。

- 6 国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、法第57条の5の規定を適用しないものとし、協議等特例的取扱いをすることとしたこと（法第57条の6）。

(1) 国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に通知しなければならないこととした（第1項）。

(注1) 本条の規定による通知も、国の機関等が各省各庁の長である場合を除き、都道府県教育委員会を經由して行われることとなるので（第5項及び法第103条）、本条の規定による制度の運用に当たつても前記3(1)(注2)において述べたところに準じて措置されたい。

(注2) 法第57条第1項又は法第98条の2第1項の規定による調査によつて遺跡を発見した場合は、報告書の提出があるため、本条の規定による通知は不要とした（第1項）。

(2) 本条第1項の規定による通知があつた場合において、当該遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のために調査を行う必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該国の機関等に対し、その調査、保護等について協議を求めべき旨の通知をすることができ、通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならないこととした（第2項及び第3項）。

(注) 協議を求めべき旨の通知及び(3)の勧告は、可能な限り速やかに行う方針であり、具体的取扱いとしては、30日以内に行うこととした。

(3) 本条第1項の規定による通知があつた場合において、協議を求めらるる必要のない場合においては、文化庁長官は、当該遺跡の保護に必要な勧告をすることができるとした(第4項)。

(注1) 勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の見解に関する事項等が考慮される。

(注2) 国の機関等による遺跡の発見は、法第57条の3の規定による協議等の対象となつた土木工事等によるものが相当数にのぼるものと考えられるので、適用上は法第57条の3の規定による協議に際し、遺跡が発見された場合の取扱いについても、あらかじめ決めておくことが望ましい。

7 文化庁長官の行う発掘の施行に関する規定(法第58条)を地方公共団体の行う発掘に関する権限についての改正と関連して改正したこと(第11-1を参照された)。

第6 史跡名勝天然記念物関係

1 史跡名勝天然記念物(以下「史跡等」という。)の現状変更につき許可を受けることができなかったことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと(法第80条第5項)。

2 史跡等の指定地域内における行為であつて、他の法令の規定により許可等の処分が政令で定められるものについては、当該法令の規定による許可等の処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときに、文化庁長官に通知しなければならないこととしたこと(法第80条の2)。

(注1) 史跡等の保護の適切、円滑を期するためには、重大な関連を有する開発行為について、あらかじめ、その内容を了知し、これと必要な調整を行うことが望ましいことにかんがみ、一定の開発行為につき監督権限を有する行政庁との連絡に関する制度を設けたものである。

(注2) 他の法令による処分が政令で定められるものは、採石法及び砂利採取法の規定による認可とした(施行令第2条)。これらの処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、採石法、砂利採取法、河川法等の規定により都道府県知事、地方建設局長又は北海道開発局長とされているので、各都道府県教育委員会においては、関係部局との連絡等につき連絡のないよう措置されたい。

3 史跡等の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物、当該史跡等の管理団体である地方公共団体等が買い取る場合の国庫補助の規定を設けたこと(法第81条の2)。

第7 伝統的建造物群保存地区関係

1 伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、伝統的建造物群保存地区制度を設けたこと(法第83条の2)。

(注) 伝統的建造物群保存地区制度は、伝統的建造物群が周囲の環境と一体をなして形成している歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を、主として外観上認められるその位置、形態、意匠等についての特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的としている。

2 市町村は、都市計画区域内においては都市計画に、都市計画区域以外の区域においては条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)を定めることができるとし、都道府県知事が、都市計画法の規定によりその都市計画を承認するに当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならないこととしたこと(法第83条の3第1項から第3項まで)。

(注1) 都市計画の承認は、保存地区を変更する場合の都市計画の変更の承認についても同様である。

(注2) 保存地区の決定は、都市計画区域内にあつては市町村が、都市計画区域以外の区域にあつては条例の定めるところにより市町村の教育委員会が、それぞれ行うこととなるが、いずれの場合にあつても、市町村長及び市町村教育委員会において、あらかじめ、十分協議し調整を図る必要がある。

(注3) 保存地区は、伝統的建造物群及びこれと不離一体の関係にある周囲の環境に限定することとし、必要以上に広大な地域としないよう、また、本来保存地区となじまないような施設(例えば防衛施設等)、地域(例えば工場団地等)等を含めないよう留意すること。

(注4) 保存地区を定めるに当たつては、都市計画区域以外の区域にあつては、所有者その他の利害関係人及び関係行政機関と十分協議する必要がある。保存地区の決定についての条例の手続の定めについても、住民等の意思が反映できるように都市計画法の都市計画決定の手続に準じた手続を定める等の配慮が必要である。

3 保存地区内の現状変更の規制については、政令の定める基準に従い条例で定めることとしたこと(法第83条の3第1項)。

(注1) 条例で現状変更の規制を定めるに当たつては、政令で定める基準に従わなければならないこととしたのは、保存地区の性格、その実態上の必要性等にかんがみ、保存地区の住民の財産権及び他の公益との調整等についても配慮しつつ、保存地区の有効、適切な保存のため必要な規制の特組みの

基準を法令上明らかにして、条例による規制の適正を期する必要があるからである。

(注2) 現状変更の規制は、建造物(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)については、主としてその外観(それと密接な関連を有する内部を含む。)を維持することを目的とするものであることに留意されたい。

(注3) 政令においては、保存地区内における現状変更行為は、原則として、市町村の教育委員会(都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会)の許可(国又は地方公共団体の機関にあつては、協議)を要するものとし、また、特定の公益の事業については、許可又は協議を要せず通知をもつて足りることとした(施行令第4条第2項、第5項及び第6項)。

(注4) 日本専売公社はじめ25法人については、施行令第4条第5項の規定について、国の行政機関又は地方公共団体とみなしてこの規定を準用することとした(整備政令第11条から第35条まで)。また、日本国有鉄道については、国とみなされている(日本国有鉄道法第63条)。

4 保存地区の保存については、条例で保存のため必要な措置を定めることとしたこと(法第83条の3第1項及び第2項)。

(注1) 保存の対象は、伝統的建造物群を構成する伝統的建造物及び周囲の環境(伝統的な建造物以外の建造物を含む。)であるが、市町村はこれらの保存を図るため、自らこれらの管理、修理、修景、復旧等を行うとともに、所有者等が行うこれらの措置について経費の一部の補助等を行う必要がある。

(注2) 保存地区内においては、市町村は、建設大臣の承認を得て、条例で、建築基準法の一部の規定につきその全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができることとした(改正法附則第13項)。なお、保存地区に関連して屋外広告物法が改正され、保存地区を広告物の規制地域とすることができることとされた(改正法附則第12項)。

(注3) 「保存のため必要な措置」には、現状変更の規制は含まれない。

5 市町村は、保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならないこととしたこと(法第83条の3第4項)。

6 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、保存地区の保存に関し必要な指導又は助言をすることができることとしたこと(法第83条の3第5項)。

(注) 文化庁長官及び都道府県の教育委員会は、市町村に対し、保存地区の案の作成(保存地区の変更の場合を含む)、保存地区の条例の制定、保存計画の策定その他保存のため必要な措置について必要な指導、助言を行うことができることとしたので、市町村は、これらについてあらかじめ密接に連絡をとり、十分な事前指導を受けるようにされたい。

7 文部大臣は、市町村の申出に基づいて、保存地区の区域の全部又は一部が我が国にとつてその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定することができることとしたこと(法第83条の4第1項)。また、文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができることとしたこと(法第83条の5第1項)。

なお、選定及びその解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該市町村に通知してすることとしたこと(法第83条の4第2項及び第83条の5第2項)。

(注) 保存地区がその価値を失つた場合とは、例えば保存地区内に所在する伝統的建造物群の大部分が火災で焼失した場合等が考えられる。

8 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができることとしたこと(法第83条の6)。

(注) 国が行う補助は、市町村が保存地区の保存のために直接自ら実施する事業に要する経費又は所有者等の行う事業に対して補助する経費の一部を対象として行うものである。

9 以上のほか、伝統的建造物群保存地区制度の創設に伴い、保存地区について、新都市基盤整備法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部改正し、また、保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為等について、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令、首都圏近郊緑地保全法施行令、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令及び都市緑地保全法施行令の一部改正し、他の文化財と同様の特例的取扱いを行うこととした(整備政令第1条から第3条まで、第5条、第6条及び第10条)。

10 その他、保存地区の決定及び現状変更行為の規制等の詳細については、おつて通知する。

第8 文化財の保存技術関係

1 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能で保存の措置を講ずる必要があるものについては、文部大臣が選定保存技術として選定することができることとしたこと(法第83条の7)。

(1) 有形文化財の修理・復元等又は無形文化財のための用具の製作等に関する伝統的な技術・技能は、文化財の保存につとめて欠くことのできないものであるにもかかわらず、近年その技術者等の減少、高齢化、後継者の確保の困難等の傾向が著しいため、その保存についての制度を設けたものである。

(注) 無形文化財である技術は、技術そのものが歴史上又は芸術上の価値の高いものであるのに対し、文化財の保存技術は、技術の歴史上、芸術上の価値のいかんにかかわらず、文化財の保存のため欠くことのできないものをいうものである。

(2) 選定保存技術を選定するに当たっては、当該選定保存技術の保持者又は保存団体を認定しなければならないこととした(第2項)。

(注) 保存団体とは、当該選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者又は管理人の定めのあるものをいい、一の選定保存技術につき保持者と保存団体とを併せて認定することができる(第2項及び第3項)。

(3) 選定保存技術の選定、選定の解除、保持者又は保存団体の認定、認定の解除の手続は、重要無形文化財に関する手続と同様の制度を設けた(法第83条の7から第83条の9まで)。

2 選定保存技術の保存に関する制度を設けたこと(法第83条の10から第83条の12まで)。

(1) 文化庁長官が行う保存の措置として、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他その保存のため必要と認められるものについて適当な措置を執ることができることとした(法第83条の10)。

(注) 保存のため必要と認められるものとしては、美術工芸品の修理に要する原材料(漆、カヤ、キリ等)、建造物の修理用資材(ヒツダ、ヒノキ等)の確保等が考えられる。

(2) 文化庁長官による選定保存技術の記録の所有者に対するその公開の勧告及び国の補助による記録の公開の申出に対する承認の制度を設けた(法第83条の11)。

(3) 国は選定保存技術について、その保持者、保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができることとした(法第83条の12)。

(注) 援助の具体的内容としては、伝承者の養成事業を行う保存団体等に対する補助、保持者に対する助成等が考えられる。

第9 文化財保護審議会関係

1 今回の改正により、重要無形民俗文化財の指定並びに重要伝統的建造物群保存地区及び選定保存技術の選定制度等新たに制度が設けられたので、それに伴い、文化財

保護審議会に諮問すべき事項を新たに追加したこと(法第84条の2)。

2 新たに諮問事項としたものは、次のとおりである。

(1) 重要無形文化財の保持団体の認定及びその認定の解除

(2) 重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(3) 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

(4) 選定保存技術の選定及びその選定の解除

(5) 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

(6) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可

(7) 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

第10 補則関係

1 公開による聴聞を要する事項に、遺跡発見の際の調査のための停止命令若しくは禁止命令又はこれらの命令の期間の延長を加えるとともに条文の整理を行ったこと(法第85条)。

2 異議申立ての手続における公開の聴聞を要する事項に、重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可を加えたこと(法第85条の3)。

3 国有財産である重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理を行つている地方公共団体は、その管理する重要文化財等でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができることとしたこと(法第95条の4)。

(注1) 現在、文化庁長官の指定を受けて国有の重要文化財等を管理している地方公共団体が、その管理のために当該指定に係る土地及び建造物を使用する場合においては、国有財産法上これを無償として取扱う旨の直接の規定がない(単に、地方公共団体が国有財産を政令で定める小規模な施設(敷地面積50㎡未満)の用に供するときは無償とすることができる旨の規定があるのみである(国有財産法第19条及び第22条。))ため、国有財産法の特例規定を設けたものである。

(注2) その使用が無償として取り扱われるのは、国有の重要文化財等の保存管理のために必要な保存施設、管理棟等のための土地及び建造物(指定物件に限る。)であり、その使用が営利を目的とし、又はそれによつて利益をあげる場合には、無償の取扱いを受けることができない(第2項)。

第11 地方公共団体及び教育委員会関係

1 地方公共団体は、法第58条の規定により文化庁長官が行うものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、発掘を施行することができるこ

ととし、地方公共団体の発掘調査に関する権限を明らかにするとともに、これに伴い関係の事項につき規定を整備したこと(法第98条の2及び第98条の3)。

(注1) 地方公共団体の発掘調査に関する権限を明らかにしたことに関連し、文化庁長官が発掘を施行することのできる埋蔵文化財についての要件を定め、文化庁長官が施行することのできる発掘の範囲を明らかにした(法第58条第1項)。

(注2) 本条の規定の適用を受ける地方公共団体には、学術的研究を行う大学、博物館、研究所等の機関は含まれない。

(1) 埋蔵文化財の発掘調査に関する地方公共団体の権限を明らかにしたことに伴い、地方公共団体の行う発掘調査については、法第57条の規定は適用されないこととなるので、地方公共団体の行う発掘については、別途、文化庁長官に対し、その着手の30日前までに法第57条第1項の規定による届出に準ずる方式により、通知された。

(2) 地方公共団体が国の所有に属し、又は国の機関の占有する土地において発掘をしようとするときは、教育委員会は、発掘の目的等について関係各省各庁の長等と協議しなければならないこととした(法第98条の2第2項)。

(注) 法第57条の3又は第57条の6の規定による協議の結果調査を行う場合にあっては、実質上本項の協議を了したのものとして取り扱って差し支えない。

(3) 地方公共団体は、その実施する発掘に関し事業者に協力を求めることができることとした(法第98条の2第3項)。

(注) 地方公共団体の行う発掘は、実態上開発行為の事前調査として行われることが多いことにかんがみ、発掘の原因となつた開発行為の事業者に対して、発掘費用の負担を含め、従来のような協力を求めることができるよう規定を整備したものである。なお、地方公共団体は、協力を求めようとする場合、当該事業の性格、規模、事業者の能力等を勘案し、埋蔵文化財の保護及び調査の施行等が円滑、適切に推進されるよう配慮することが望まれる。

(4) 地方公共団体の行う発掘に要する経費につき、国はその一部を補助することができることとした(法第98条の2第5項)。

(5) 文化庁長官は、地方公共団体の行う発掘に関して必要な指導及び助言をすることができることとした(法第98条の2第4項)。

(6) 都道府県教育委員会の行った発掘によつて発見された出土品については、文化庁長官の行う発掘によつて発見されたものに関する手続と同様、遺失物法の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをも

つて足りることとした(法第98条の3)。

2 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国において適切な配慮をするものとすることとしたこと(法第98条の4)。

3 今回の改正により新たに補助規定が設けられたものの補助金交付に伴う指揮監督権を都道府県教育委員会に押し渡すことができる事項として追加したこと(法第99条)。

4 都道府県教育委員会に、現行の文化財専門委員制度に代えて都道府県文化財保護審議会を置くことができることとし、同審議会は、都道府県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県教育委員会に建議することができることとしたこと(法第105条)。

(注1) 従来の文化財専門委員制度に代えて合議制の審議会制度に切り換えた理由としては、合議制の方が、一般に幅広い意見の聴取や慎重な審議が期待され、文化財保護の体制の拡充、強化により効果的であること、現実には都道府県においては合議制による運営を行っているところが多く、それらの実態に合わせたこと、従来文化財専門委員が果たした調査研究については、審議会の部会の設置等運用によつて同様の効果も期待されること等が挙げられる。

(注2) 都道府県文化財保護審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めなければならないこととした。

都道府県文化財保護審議会の委員の選任に当たつては、上記の趣旨にかんがみ、文化財に関する専門的な学識経験者のほか、一般的学識経験者についても配慮することが望ましい。

(注3) 審議会の委員は、特別職の地方公務員である。

5 都道府県教育委員会に、非常勤の文化財保護指導委員を置くことができるものとし、文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとしたこと(法第105条の2)。

(注1) 文化財保護指導委員の設置については、教育委員会規則で定めるのが通常であるが、もとより条例により設置しても差し支えない。

(注2) 文化財保護指導委員は、特別職の地方公務員である。

第12 罰則関係

1 罰金の額の最高限度額について、10万円を50万円に、3万円を20万円に、1万円を10万円にそれぞれ引き上

- げ、所有者の場合を除いて、料金を廃止したこと。
- 2 遺跡発見の際の文化庁長官による現状変更行為の停止又は禁止命令違反に対し、10万円以下の罰金を科することとしたこと。
- 3 従来、過料であつたものについて、次のように罰金を科することとしたこと。
- (1) 重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の無許可現状変更等又は現状変更等の停止命令違反に対し、従来の3万円以下の過料を改め、10万円以下の罰金を科することとした。
- (2) 文化庁長官による国宝又は特別史跡名勝天然記念物の修理若しくは復旧又は滅失、き損等の防止の措置の履行の拒否等に対して、従来の1万円以下の過料を改め、5万円以下の罰金を科することとした。
- (3) 文化庁長官による発掘の履行の拒否等に対して、従来の5千円以下の過料を改め、5万円以下の罰金を科することとした。
- 4 過料の額について、3万円を20万円に、1万円を5万円に、5千円を3万円にそれぞれ引き上げたこと。
- 5 以上のほか、今回の改正に伴って新たに義務を課した事項について従前の基準に従ってそれぞれ過料を科することとする等、所要の整理を行ったこと。
- (注) 法第57条の2第1項の届出をせず、又は同条第2項若しくは第57条の5第8項の指示に違反した者については、いずれも罰則を設けていない点に注意された。
- 第13 附則関係
- 1 改正法の施行期日については、今回の改正が法律全般にわたつて行われ、新たに制限を課し、あるいは新たな制度を設ける等の措置がとられているので、改正法施行の準備と一般に周知徹底のための必要な期間を見込んで、公布の日から起算して3箇月を経過した日(10月1日)としたこと(改正法附則第1項)。
- 2 重要文化財関係
重要文化財の保存に影響を及ぼす行為で、改正法施行の際現に着手しているものについては、法第43条の規定は適用しないこととし、当該行為者は、改正法の施行後遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬこととした(施行令附則第2項)。
- 3 無形文化財関係
改正法の施行の際現に指定されている重要無形文化財のうち、保持者の認定に代えて保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、改正法施行後1年以内にすべての保持者の認定を解除するとともに、保持団体の認定をしなければならないこととした(改正法附則第3項)。
- 4 民俗文化財関係
(1) 旧法の規定により指定されている重要民俗資料は、

- 法の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなし、旧法の規定により交付されている重要民俗資料の指定書は、法の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなすこととした(改正法附則第4項)。
- (2) 重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為で改正法施行の際現に着手されているものについては、法第56条の13及び第90条の規定は適用しないこととし、当該行為者は、改正法の施行後遅滞なく、文化庁長官にその旨の届出(各省各庁の長にあつては通知)をしなければならないこととした(施行令附則第3項)。
- また、改正法の施行後20日以内に、重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為を新たにしようとする者に対する法第56条の13(法第90条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条の規定による届出(各省各庁の長にあつては通知)は、昭和50年10月1日に行わなければならないこととした(施行令附則第4項)。
- 5 埋蔵文化財関係
- (1) 遺跡発見の際の文化庁長官による停止又は禁止命令の期間については、法第57条の5の規定により届出のあつた日から3箇月を超えてはならず、延長の場合においても6箇月を超えてはならないこととしたが、改正法施行後5年間は、地方公共団体の発掘調査体制の現状等にかんがみ、それぞれ6箇月、9箇月とする事とした(改正法附則第2項)。(第5-5(2)参照)
- (2) 改正法施行前に旧法第57条の2第1項の規定によつてした届出に係る発掘については、法第57条の2及び第57条の3の規定にかかわらず、旧法第57条の2の規定の例によることとした(改正法附則第5項)。
- (3) 改正法施行前に法第57条の3第1項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等は、当該事業計画の実施につき旧法第57条の2第1項の規定による届出をしたものを除き、改正法施行後遅滞なく、文化庁長官に通知しなければならないこととした(改正法附則第6項)。
- (4) 改正法施行前に発見された遺跡と認められるものについては、旧法第84条第1項の規定による届出又は同法第90条第1項の規定による通知の有無にかかわらず、なお、従前の例によるものとした(改正法附則第7項及び第8項並びに施行令第5項)。
- 6 文化財専門委員会関係
改正法の施行の際現に旧法第104条の3の規定により置かれている文化財専門委員の設置については、昭和51年3月31日(それまでの間において当該文化財専門委員が廃止されたときは、当該廃止の日)までの間は、なお、従前の例によることとした(施行令附則第5項)。
- 7 改正法附則第11項から第15項までは、他の法律の関係

条文について、今回の改正に伴う整理を行ったものである。

第14 その他

- 1 文部省組織令関係
文化財保護部の課の所掌事務を次のとおり一部改正した(整備政令第36条)。
- (1) 民俗資料(改正法による改正後は民俗文化財)の保護に関する事務を記念物課から無形文化課に移行し、無形文化課の名称を無形文化民俗文化課とした。
- (2) 伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務は建造物課において所掌することとした。
- (3) 文化財の保存技術の保護に関する事務は無形文化民俗文化課において所掌することとした。
- 2 文化財保護審議会令関係
専門調査会について次のとおり一部改正した(整備政令第37条)。
- (1) 民俗資料(改正法による改正後は民俗文化財)に関する事項は第三専門調査会の調査審議事項から削除し、新たに第五専門調査会を設けて調査審議することとした。
- (2) 伝統的建造物群保存地区に関する事項は第二専門調査会において調査審議することとした。
- (3) 文化財の保存技術に関する事項は第四専門調査会において調査審議することとした。

③文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について

(平成8年8月30日 庁保臣第143号
文化庁次長から 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会教育長あて通告)
「文化財保護法の一部を改正する法律」(別冊)が、さきの第136回国会において成立し、平成8年6月12日、法律第66号をもって公布され、同法は、「文化財保護法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令」(別紙1)(平成8年政令第261号。同年8月30日公布、同年10月1日施行)により同年10月1日から施行されることとなりました。

この改正は、文化財保護審議会の下に設置された文化財保護企画特別委員会により平成6年7月にとりまとめられた『時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について』及び文化庁長官の諮問機関として設置された文化政策推進会議により平成7年7月にとりまとめられた『新しい文化立国をめざして』において提言された事項を踏まえたものであり、近年における文化財を取り巻く社会状況の急激な変化に対応して文化財保護施策の充実を図るとともに、地方公共団体の果たすべき役割の強化の必要性にかんがみ、主として下記の点について制度的な充実を図ったものであります。

- 1 文化財登録制度の導入
- 2 指定都市等への権限の委任等及び市町村の役割の明確化

- 3 重要文化財等の活用の促進
また、この改正に伴い、次のとおり文部省令の制定等が行われました。
- 1 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(別紙2)
(平成8年文部省令第29号。同年8月30日公布、同年10月1日施行)
 - 2 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部を改正する省令(別紙3)
(平成8年文部省令第30号。同年8月30日公布、同年10月1日施行)
 - 3 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開の申出及び費用負担に関する規則の一部を改正する省令(別紙4)
(平成8年文部省令第31号。同年8月30日公布、同年10月1日施行)
 - 4 登録有形文化財登録基準(別紙5)
(平成8年文部省告示第152号。同年8月30日告示)
については、下記事項を御了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び管下市(区)町村等に対し趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

記

- 第1 文化財保護法の一部を改正する法律関係
- 1 文化財登録制度の導入
近年、近代の多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が定まりつつあり、また、他方では、開発の進展、生活様式の変化等により、これら貴重な国民的財産である文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされているという状況にあることにかんがみ、国民の貴重な文化財を幅広く後世に継承していくために、今回の法改正においては、文化財の保護手法の多様化を図り、国及び地方公共団体の重要文化財等としての指定とそれに伴う保護制度(以下「指定制度」という。)を補完するものとして、保護対象の登録、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を内容とする文化財登録制度を導入することとした。
- (1) 有形文化財の登録(文化財保護法の一部を改正する法律(平成8年法律第66号)による改正後の文化財保護法(以下「法」という。)第56条の2関係)。
ア 文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財(地方公共団体が条例の規定により有形文化財の保護のための指定を行っているものを除く。)で建造物であるものうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることとしたこと。
イ 文部大臣は、登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くこととしたこと

と。

ウ 文化財登録原簿に記載すべき事項は、文部省令で定めることとしたこと。

(注) ① 文化財登録制度は、近年の都市の開発や近代化の進展等により、文化財の中でも特に近代の建造物について、社会的評価を受ける間もなく、取壊しの危機にさらされているものが多いこと等の理由から、有形文化財のうち建造物の分野を対象として導入することとした。

② 登録制度は国及び地方公共団体による指定制度を補完するものであることから、国又は地方公共団体が現に重要文化財等として指定している文化財が登録されることはない。したがって、登録された文化財が国又は地方公共団体により重要文化財等に指定された場合、登録は抹消されることとなる。

③ 登録の対象となる建造物の選択の基準については、登録有形文化財登録基準（平成8年8月30日文部省告示第152号）及び本通知「第5登録有形文化財登録基準関係」を参照されたい。

④ 登録に当たっては、あらかじめ関係地方公共団体（当該建造物の所在する都道府県及び市（区）町村をいう。以下同じ。）の意見を聴くことにより、登録制度の円滑かつ適切な運用に資することとした。

これは、(ア) 当該地方公共団体において、将来、当該文化財を条例に基づいて、保護すべき文化財として指定する予定の有無を含め、法による登録が適切であるかどうかを確認する必要があること、(イ) 地方公共団体が独自の登録制度をもっている場合、国の登録と地方公共団体による登録が重複して行われることを避ける必要があること、(ウ) 登録しようとする建造物の保護については、他の公益あるいは安全の観点（例えば都市計画、河川管理、道路管理等）からの諸行政等と調整を図りつつ行う必要があること、等から、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴くこととしたものである。

なお、関係地方公共団体が意見を述べるに際しては、教育委員会は、上記の各観点に関わる関係部局と十分な調整を図ることとされた。

⑤ なお、各地方公共団体が条例により、そ

れぞれ文化財の登録制度を設けることは可能であり、その際、法に基づく制度の内容にかかわらず、対象文化財の範囲、登録文化財に係る保護措置の内容等は当該地方公共団体の独自の判断で設定できるものである。

⑥ 文化財登録原簿の記載事項を定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年8月30日文部省令第29号）第1条を参照されたい。

なお、文化財登録原簿は、請求があれば閲覧できるよう公開することとしている。

(2) 告示、通知及び登録証の交付（法第56条の2の2関係）

ア 文部大臣は、登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知することとしたこと。

イ 登録は、官報の告示があった日から効力を生じることとしたこと。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、通知が到達した時から効力を生じることとしたこと。

ウ 登録をしたときは、文部大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付することとしたこと。

エ 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部省令で定めることとしたこと。

(注) 登録証の記載事項等を定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年8月30日文部省令第29号）第2条から第4条までを参照されたい。

(3) 登録有形文化財の登録の抹消（法第56条の2の3関係）

ア 文部大臣は、登録有形文化財について、重要文化財に指定したとき、又は地方公共団体が条例の規定により有形文化財の保護のための指定を行ったときは、その登録を抹消することとしたこと。

イ 文部大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができることとしたこと。

ウ 文部大臣は、登録の抹消をしたときは、その旨を官報で告示するとともに、所有者に通知することとし、この通知を受けたときは、所有者は、30日以内に登録証を文部大臣に返付しなければならないこととしたこと。

エ 登録の抹消は、官報の告示があった日から効力を生じることとしたこと。ただし、当該登録有形文化

財の所有者に対しては、通知が到達した時から効力を生ずることとしたこと。

(注) ① 「その保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合」とは、非常災害又は建替え等の現状変更によって、登録有形文化財が滅失し、又は原状に大きな改変を受け、登録有形文化財としての価値が失われた場合である。

② 「その他特殊の事由があるとき」とは、登録有形文化財の保護に優先する他の公益や安全の確保のために登録有形文化財としての存続を期し難い事情がある場合である。

(4) 登録有形文化財の管理（法第56条の2の4関係）

ア 登録有形文化財の所有者は、法及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととしたこと。

イ 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができることとしたこと。

ウ 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明しない場合、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである場合で、その旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理を行う団体（以下「管理団体」という。）に指定することができることとしたこと。

エ 登録有形文化財の管理には、法第31条第3項、第32条、第32条の2第2項から第5項まで、第32条の3及び第32条の4の規定を準用することとしたこと。

オ 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体は、所有者と同様に法及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととしたこと。

(注) ① 管理責任者を置く「特別の事情」とは、例えば、登録有形文化財の所有者が一定期間遊外に滞在する場合、登録有形文化財の所在地を離れて居住している場合等で、その管理を十分に行うことができな状況にあること等である。

② 関係地方公共団体の申出があった場合に、関係地方公共団体の意見を聴いて管理団体の指定を行うこととしたのは、国が登録有形文化財の管理団体を設けて保存を図

るべきか否かを判断するに当たり、登録制度においては、滅失又はき損の届出を除けば、所有者等の変更や現状変更の届出しかないため、登録有形文化財の管理の現状をより知り得る立場にある、関係地方公共団体からの情報の提供（申出）を受け、その上で文化庁長官は関係地方公共団体の意見を聴いて管理団体を指定する仕組みとすることが適当であることによる。

したがって、各地方公共団体においては、当該登録有形文化財の管理状況を把握し、管理団体の指定が必要な場合には遅滞なく申出を行うことが望ましい。

なお、当該登録有形文化財の保存・管理が他の公益あるいは安全に密接に関係する場合（例えば、都市計画、河川管理、道路管理等に関係のある場合）において関係地方公共団体が管理団体の指定につき申出を行い、又は意見を述べようとする際には、教育委員会は、関係部局と十分調整を図ることとされた。

(5) 登録有形文化財の滅失又はき損（法第56条の2の5関係）

登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部省令で定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならないこととしたこと。

(注) ① 「滅失」とは、災害等によって登録有形文化財としての価値が完全に失われることである。また、「き損」とは、登録有形文化財が相当程度破損又は損傷することである。

② 滅失又はき損の届出書の記載事項を定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年8月30日文部省令第29号）第10条を参照されたい。

(6) 登録有形文化財の修理（法第56条の2の6関係）

ア 登録有形文化財の修理は、所有者が行うこととしたこと。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うこととしたこと。

イ 管理団体が修理を行う場合には、法第32条の2第5項、第32条の4及び第34条の3第1項の規定を準用することとしたこと。

(7) 登録有形文化財の現状変更の届出等（法第56条の2の7関係）

ア 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする

る者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、届出を要しないこととしたこと。

イ 維持の措置の範囲は、文部省令で定めるところとしたこと。

ウ 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができることとしたこと。

(注) ① 「現状を変更する」とは、登録有形文化財に対し、その文化財としての価値を有する部分に直接的かつ物理的に変化を加えることである。

現状変更の届出書の記載事項等について定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成8年8月30日文部省令第29号)第12条から第14条までを参照されたい。

② 「維持の措置」とは、現状変更のうち、物理的直接的な変化を生じる範囲が小規模にとどまるため、文化財としての価値に影響を及ぼすことがないものをいう。

なお、「維持の措置」については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成8年8月30日文部省令第29号)第15条を参照されたい。

③ 「他の法令による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とは、登録有形文化財の所有者等に対し、他法令による命令が発せられ現状変更を内容とする所要の措置をとらなければならない義務が生じ、その結果、現状変更の30日前に届出を行うことが困難である場合が想定されるため、届出を要しないものとしたものである。

④ 本条に規定する届出を必要とする現状変更を行ったため登録有形文化財が滅失又はき損した場合は、法第56条の2の5に規定する届出を行う必要はない。

なお、非常災害のために必要な応急措置や他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執った場合でその結果、当該登録有形文化財が滅失又はき損

した場合は、法第56条の2の5に規定する届出が必要となる。

⑤ 現状の変更をしようとする者に対して文化庁長官が行う必要な指導、助言又は勧告は、当該現状変更によって登録有形文化財としての価値が明らかに失われると認められる場合に、その事態を未然に防ぐことを目的としている。

(8) 登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導(法第56条の2の8関係)

登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求ることができることとしたこと。

(注) 技術的指導を求める場合の書面の記載事項に関しては、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成8年8月30日文部省令第29号)第17条を参照されたい。

(9) 登録有形文化財の公開(法第56条の2の9関係)

ア 登録有形文化財の公開は、所有者が行うこととしたこと。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うこととしたこと。なお、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではないこと。

イ 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、法第47条の2第3項の規定を準用することとしたこと。

ウ 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができることとしたこと。

(注) 登録有形文化財である建造物の外観が公共空間から通常望見できれば、適正な公開が行われているものと考えられる。

(10) 登録有形文化財の現状等の報告(法第56条の2の10関係)

文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求ることができることとしたこと。

(注) 本規定により報告を求める場合は、例えば、災害が発生した場合において、登録有形文化財の状況を確認する必要がある場合、滅失、き損が生じ、又は現状変更が行われたにもかかわらず所要の手続がとられておらず、状況確認の必要がある場合、登録有形文化財の管理が適切に行われてい

るかどうかを確認する必要がある場合などである。

(11) 所有者変更に伴う登録証の引渡し(法第56条の2の11関係)

登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならないこととしたこと。

(12) 審議会への諮問(法第94条の2第1項第1号の2関係)

文部大臣は、登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(法第56条の2の3第1項の規定による登録の抹消を除く。)については、あらかじめ文化財保護審議会に諮問しなければならないこととしたこと。

(13) 登録有形文化財についての国に関する特例(法第97条の2～第97条の5関係)

国の所有に属する有形文化財で建造物であるものについて登録有形文化財に登録したときの通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対して行うこととする。関係各省各庁の長が登録有形文化財を取得したときの通知等、登録有形文化財についての国に関する特例を定めたこと。

(14) 文化財登録制度における地方公共団体の事務

今回の法改正による文化財登録制度の導入により、地方公共団体においては、次の事務を新たに行うこととなるので、その円滑・適正な執行に配慮されたい。

ア 文部大臣が登録を行おうとする際の関係地方公共団体としての意見に係る事務(法第56条の2第2関係)

イ 当該地方公共団体の区域内における登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の文化庁長官への関係地方公共団体の申出及び意見に係る事務(法第56条の2の4第3項関係)

ウ 管理団体に指定された場合においては所定の管理義務に係る事務(法第56条の2の4第3項及び第5項関係)

エ 登録有形文化財の所有者等が文部大臣又は文化庁長官に提出すべき届出書の都道府県教育委員会の経由及び意見具中に係る事務並びに登録有形文化財の所有者等に対して文部大臣又は文化庁長官が発する勧告等の都道府県教育委員会の経由に係る事務(法第103条関係)

2 指定都市等への権限の委任等及び市町村の役割の明確化

今回の法改正においては、近年における地方公共団体の文化財保護に係る体制の充実及び地方分権の推進等の状況に対応し、従来都道府県の教育委員会に対してのみ行われていた文化庁長官の権限の委任等のうち、その一

部については、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会に対しても行うことができるとした。また、従来都道府県の教育委員会についてのみ置かれていた、文化財の保存及び活用に関する文部大臣又は文化庁長官への意見具申及び文化財保護審議会の設置に関する規定について、市町村(市町村の組合及び特別区を含む。)の教育委員会に関して規定を整備することとした。

(1) 指定都市等が、発掘調査により発見した文化財の取扱いの特例(法第98条の3関係)

指定都市等の教育委員会が行った発掘調査により文化財を発見した場合については、指定都市等は、法第59条第1項及び第62条の規定の準用により、当該文化財の所有者が判明している場合の所有者への返還、所有者が判明しない場合における文化財を発見した旨の警察署長への通知及び所有者から返還の請求があった場合における当該文化財の警察署長への引渡しを行うこととしたこと。

(注) 従来、都道府県教育委員会の行った発掘調査により発見された文化財に関し、都道府県教育委員会について認められていた特例を、指定都市等の教育委員会にも認めることとしたものである。

(2) 次に掲げる文化庁長官の権限の指定都市等への委任(法第99条関係)

ア 国が補助金を交付した重要文化財等の管理・修理等の指揮監督(法第99条第1項第1号関係)

イ 重要文化財等の現状変更等の許可・許可の取消し・現状変更行為等の禁止命令(法第99条第1項第2号関係)

ウ 所有者等による重要文化財等の公開の停止・中止命令(法第99条第1項第3号関係)

エ 所有者等以外の者による重要文化財の公開の許可・許可の取消し・公開の停止命令(法第99条第1項第4号関係)

オ 重要文化財等の保存のための調査・史跡等の調査のため必要な措置の施行(法第99条第1項第5号関係)

カ 発掘調査の停止命令(法第99条第1項第6号関係)

(注) 従来、今回の改正前の文化財保護法第99条第1項の規定に基づく告示(昭和29年9月15日文化財保護委員会告示第38号、昭和39年6月27日文化財保護委員会告示第43号及び昭和50年10月9日文化庁告示第14号)により、各都道府県の区域内に所在する文化財につき各都道府県教育委員会に委任することとされている事務を、各指定都市等に対しても委任することができることとしたものである。

具体的な事務の委任については、別途、官報に告示するとともに事務処理に関して通知する

- こととしているので、それらに即して円滑かつ適切な事務の執行に当たることとされたい。
- (3) 埋蔵物として提出された物件の鑑査の事務等の委任(法第100条の2関係)
- 指定都市等の区域内において発見され、遺失物法(明治32年法律第87号)第13条で準用する同法第1条の規定により埋蔵物として提出された物件に係る法第61条の規定による文化庁長官の鑑査、文化財であると認めた場合の警察署長への通知及び文化財でないと認めた場合の当該物件の警察署長への差戻しの事務を、各指定都市等へ委任することができることとしたこと。
- (注)従来、今回の改正前の文化財保護法第100条の2第1項の規定に基づく告示(昭和46年9月10日文化庁告示第15号)により、各都道府県の教育委員会に委任することとしている事務を、各指定都市等に対しても委任することができることとしたものである。
- 具体的な事務の委任については、別途、官報に告示するとともに事務処理に関して通知することとしているので、それらに即して円滑かつ適切な事務の執行に当たることとされたい。
- (4) 文化財保護審議会への諮問(法第84条の2第2項第16号関係)
- 重要文化財等の現状変更等の許可・許可の取消しの権限の委任については、都道府県教育委員会への委任に加えて、指定都市等への委任についても、文化庁長官はあらかじめ文化財保護審議会に諮問しなければならないこととしたこと。
- (5) 指定都市等への権限の委任に伴う関係規定の整備(法第80条第4項及び法第80条の2関係)
- 史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関する文化庁長官の許可の権限について、指定都市等の教育委員会へ委任することができることとされることに伴い、関連する規定の整備を行ったこと。
- (6) 文部大臣又は文化庁長官に対する意見具申(法第104条の2関係)
- 都道府県の教育委員会と同様に、市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会について、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができることとしたこと。
- (注)市町村の区域内の文化財の保存及び活用について、文化財に最も密接な関わりを有する市町村の意向を国の施策に反映させていくことが、我が国の文化財保護を充実させていく上で重要であり、市町村教育委員会からの積極的な意見具申が期待される。なお、この意見については、法第103条

の規定により、都道府県教育委員会を經由することとなり、都道府県教育委員会には広域的な観点からの意見を具申することが期待される。

- (7) 地方文化財保護審議会(法第105条関係)
- 都道府県の教育委員会と同様に、市町村の教育委員会について、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができることとしたこと。
- (注)この規定は、相当数の市町村において文化財保護審議会が設けられている状況を踏まえ設けられたものであるが、この規定により、必ずしも各市町村に地方文化財保護審議会の設置を義務付けるものではない。また、当該審議会の名称・所掌については、各地方公共団体の条例の定めるところによる。

3 重要文化財等の活用の促進

今回の法改正においては、手続を簡素化するなどにより、公開等による重要文化財等の活用をより一層推進することとした。

- (1) 重要文化財の所有者等による公開(法第51条第7項関係)

国庫負担により、重要文化財をその所有者又は管理団体が公開しようとする場合について、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないこととしたこと。

(注)今回の改正前の文化財保護法第51条第7項の規定においては、所有者等が重要文化財の公開のため国庫による費用負担を求めるには、まず、文化庁長官に対しその旨の申出を行い、その承認を得た後に、さらに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく交付申請を行い、その交付決定を待てることとなっており、二重の手続が必要とされているところである。

今回の法改正においては、所有者等による重要文化財の公開の一層の促進を図るため、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないこととすることによって手続を簡素化し、これに伴い、国庫負担を行うに際して、文化庁長官による指示や公開の停止命令・中止命令も行わないこととするものである。

また、重要無形文化財及び重要有形民俗文化財の公開(法第56条の7第2項、法第56条の16)、並びに、重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術の記録の公開(法第56条の7第3項、法第56条の19第2項、法第83条の11)についても同様の観点から改正を行うこととした。なお、重要有形民俗文化財の公開について規定する法第56条の16及び選定保存技術の記録の公開について規定する法第83条の11については、それぞれ法第51条、法第56条の19の規定を準用しているこ

とから、同様の改正が行われることとなるものである。

なお、国庫負担による重要文化財の所有者等による公開の際の文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないこととしたことから、行政手続法第5条の規定に基づく審査基準及び同法第6条の規定に基づく標準処理期間が該当しないこととなるので、先に通過した「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について」(平成6年11月25日付け庁保伝第141号)のうち、別紙2の「5 重要文化財の国庫の費用負担による公開の承認(文化財保護法第51条第7項)に係る審査基準について」及び別紙3の「5 国庫の費用負担による重要文化財の公開の申出に対する承認(文化財保護法第51条第7項)に係る標準処理期間について」は廃止する。

- (2) 重要文化財の所有者等以外の者による公開(法第53条第1項及び第2項関係)

重要文化財の公開について、文化庁長官以外の国の機関及び地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(公開承認施設)において展覧会その他の催しを主催する場合に加えて、当該公開承認施設の設置者が主催する場合にも、重要文化財の公開について許可を要しないこととし、観覧に供した期間の最終日の翌日から20日以内に文化庁長官に届け出ることとする。

(注)なお、公開承認施設の承認の基準等については、先に告示した「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」(平成8年8月2日文化庁告示第9号)及び先に通知した「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程について」(平成8年8月2日付け庁保伝第3の3号)並びに「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」(平成8年8月2日付け庁保伝第3の3号)並びに「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」(平成8年8月30日文化庁告示第12号)及び「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程の一部を改正する規程」(平成8年8月30日付け庁保伝第166号)を参照された。

また、所有者等以外による公開の許可に係る行政手続法第5条の規定に基づく審査基準及び同法第6条の規定に基づく標準処理期間は先に通過した「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について」(平成6年11月25日付け庁保伝第141号)のとおりであるが、公開承認

施設の承認については、先に通過した「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程について」(平成8年8月2日付け庁保伝第3の3号)のとおり、当該規程のうち第3条(承認の基準)の規定が行政手続法第5条の規定に基づく審査基準となり、また、同法第6条に基づく標準処理期間については、申請後1か月となる。

- (3) 重要無形文化財の公開(法第56条の7第2項及び第3項関係)

重要無形文化財の保持者若しくは保持団体が重要無形文化財を国庫負担により公開しようとする場合について、及び重要無形文化財の記録をその所有者が国の補助を受けて公開しようとする場合について、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないこととしたこと。

- (4) 重要有形民俗文化財の公開(法第56条の16関係)

国庫負担により、重要有形民俗文化財をその所有者又は管理団体が公開しようとする場合について、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないこととしたこと。

- (5) 重要無形民俗文化財の記録の公開(法第56条の19第2項関係)

国庫負担により、重要無形民俗文化財の記録をその所有者が公開しようとする場合について、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないこととしたこと。

- (6) 重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開(法第56条の15関係)

重要有形民俗文化財の公開について、国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館等の施設(公開事前届出免除施設)において展覧会その他の催しを主催する場合、又は公開事前届出免除施設の設置者が展覧会その他の催しを主催する場合には、従来は事前の届出が必要であったのを、観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文化庁長官に届け出ることをもって足りることとしたこと。

(注)なお、公開事前届出免除施設の事前の届出の免除の基準等については、別途文化庁告示で定め、通知することとする。

- (7) 選定保存技術の記録の公開(法第83条の11関係)

国庫負担により、選定保存技術の記録をその所有者が公開しようとする場合について、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないこととしたこと。

- (8) 重要文化財の輸出についての文化財保護審議会への諮問(法第84条の2第2項第3号関係)

重要文化財の輸出について、文化庁長官の許可に際

して文化財保護審議会への諮問を要しないこととした。

4 その他

(1) 罰則関係（法第106条～第111条関係）

罰金、科料及び過料の額の最高額について、50万円を100万円に、20万円を30万円に、10万円を20万円に、5万円を10万円に引き上げることとしたこと。

また、登録制度に関し、次に掲げるものについて過料を新たに設けたこと。

ア 10万円以下の過料（法第110条第5号関係）

登録有形文化財の現状等の報告義務違反、虚偽の報告

イ 5万円以下の過料（法第111条関係）

- ① 登録有形文化財の登録証の返付義務違反、引渡し義務違反
- ② 登録有形文化財の管理責任者の選任・解任の届出義務違反、虚偽の届出
- ③ 登録有形文化財の所有者又は管理責任者の変更の届出違反、虚偽の届出
- ④ 登録有形文化財の滅失・き損の届出違反・虚偽の届出
- ⑤ 登録有形文化財の現状変更の届出違反・虚偽の届出
- ⑥ 登録有形文化財の管理団体が行う管理又はその管理のために必要な措置に対する所有者等の拒否等

(2) 附則関係

ア 法の施行期日（第1項関係）

今回の法改正においては、新たな制度を設ける等の措置がとられているため、法施行の準備と地方公共団体及び国民への周知を図るための必要な期間を見込み、公布の日から起算して9か月以内で政令で定める日としたこと。本規定に基づき制定された「文化財保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成8年政令第261号）により、法の施行期日は、平成8年10月1日とすることとしたこと。

イ 重要文化財等の公開の届出に関する経過措置（第2項から第4項関係）

① 法の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第53条第1項の規定による許可を受け、又はその申請を行っている法第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であって当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第2項の規定による届出を行ったものとみなすこと。

② 法の施行前に旧法第53条第1項ただし書の規定による届出を行った文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であって、法第53条第1項ただし

書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第2項の規定による届出を行ったものとみなすこと。

③ 文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であって法第56条の15第1項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において展覧会その他の催しを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であって当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するものうち、法の施行前に旧法第56条の15第1項の規定による届出を行ったものは、法第56条の15第1項ただし書に規定による届出を行ったものとみなすこと。

ウ 罰則に関する経過措置（第5項関係）

法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

エ 検討（第6項関係）

政府は、法の施行後10年を経過した場合において、法の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

（注）今回の法改正による登録制度の導入に当たり、平成6年2月閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」及び平成7年3月閣議決定「規制緩和推進計画」を踏まえ、法の附則に見直し条項を置くこととした。これは、今回の法改正により導入する登録制度において、登録有形文化財の保存を図るため、所有者等に対して、現状変更、滅失・き損、所有者等の変更等の場合の届出義務や登録証の返付義務等一定の規制を課すこと、規制の新設を行うことに伴う措置である。

第2 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則関係

1 文化財登録原簿及び登録証

(1) 文化財登録原簿の記載事項について定めたこと。（登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（以下「第2」において「省令」という。）第1条関係）

(2) 登録証の記載事項及び形式について定めたこと。（省令第2条及び第3条関係）

(3) 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えて、その再交付を申請することができることとしたこと。（省令第4条関係）

2 管理に関する届出書

(1) 管理責任者選任の届出書の記載事項について定めた

こと。（省令第5条関係）

(2) 管理責任者解任の届出書の記載事項について定めたこと。（省令第6条関係）

(3) 所有者変更の届出書の記載事項等について定めたこと。（省令第7条関係）

(4) 管理責任者変更の届出書の記載事項について定めたこと。（省令第8条関係）

(5) 所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項について定めたこと。（省令第9条関係）

（注）所有者又は管理責任者の住居表示が変更となった場合においても、本条の規定による届出を行うこととなる。

(6) 滅失又はき損の届出書の記載事項について定めたこと。（省令第10条関係）

(7) 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面の記載事項等について定めたこと。（省令第11条関係）

3 現状変更に関する届出書等

(1) 現状変更の届出書の記載事項について定めたこと。（省令第12条関係）

(2) 現状変更の届出書の添付書類等について定めたこと。（省令第13条関係）

(3) 文化庁長官に提出した現状変更の届出書又は添付書類等の記載事項又は表示事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと。（省令第14条関係）

(4) 現状変更のうち次のいずれかに該当する場合は、法第56条の2の7第2項の維持の措置の範囲に該当することとしたこと。（省令第15条関係）

ア 登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）

イ 登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合（注）① 内装に限定される模様替え・修繕は、その規模・内容にかかわらず、「維持の措置」に該当する。また、外装についても、形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当する。

② 「通常望見できる外観」とは、例えば建築物の場合では、四周の垂直投影面積をいうが、ただし、当該建築物を建設した当初にその隣隣が他の建築物と接していた等の理由により通常望見できる外観の範囲に限られているものについては、当該範囲に限

る。

③ 増築の場合については、増築部分の通常望見できる外観の範囲が当該増築前の通常望見できる外観の4分の1を超える場合も、法第56条の2の7第1項の規定による届出を行うこととなる。

④ 「応急の措置」とは、非常災害のために必要な応急措置以外の応急措置であり、登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、所有者等（公物管理関係法令に基づき適正に施設を管理する者を含む。）が、当該き損の拡大又は発生を防止するために、緊急に行う必要があると判断して実施する行為をいう。

(5) 国の機関による現状変更を行う場合について、通知の書面の記載事項及び維持の措置の範囲等について定めたこと。（省令第16条関係）

(6) 技術的指導を求める場合の書面の記載事項について定めたこと。（省令第17条関係）

第3 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部を改正する省令関係

国宝、重要文化財以外の有形文化財の技術的指導に関する規定から登録有形文化財を除くものとしたこと。（国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部を改正する省令第2条関係）

第4 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開の届出及び費用負担に関する規則の一部を改正する省令関係

(1) 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開の届出及び費用負担に関する規則（以下「第4」において「省令」という。）の題名を「国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則」に改めること。

(2) 法第51条第7項の開催負担により重要文化財を公開する場合の文化庁長官への届出及び文化庁長官の承認を要しないものとしたことに伴い、公開の届出に関する事項を削除したこと。

(3) 所有者又は管理団体以外の者が、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設で重要文化財を展覧会その他の催しにおいて公衆の観覧に供した場合に行う届出の書面の記載事項を定めたこと。（省令第5条関係）

（注）なお、重要有形民俗文化財の公開の届出については、「重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則」（昭和50年9月30日文部省令第30号）第7条の規定による。

第5 登録有形文化財登録基準関係

有形文化財を文化財登録簿に登録する場合の基準を、建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

のいずれかに該当するものとしたこと。

(注)① 「建設後50年を経過」とは、当該建造物が竣工した期日から50年を経過したことをいう。

② 「原則として建設後50年を経過」とは、着工から竣工まで長期間を要する複合施設等でその竣工期日を施設全体の竣工又は利用開始の期日としている場合において、当該施設のうち登録の対象となる建造物については施設全体の竣工期日以前の期日（当該建造物の竣工期日）から50年を経過をもって50年を経過に代えることをいう。

③ 「国土の歴史的景観に寄与しているもの」とは、国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているものをいう。
例えば、絵画、写真、映画、文学、歌謡等にその存在が引用されているもの、地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているものである。

④ 「造形の規範となっているもの」とは、現在又は過去の一時点において、建設行為を行うに当たり、規範として認識されるものをいう。

例えば、建造物を構成する各部の比例や意匠が優れているもの、建設に名のある設計者又は施工者等が携わったもの、後に類型化するものの初期の作品であるもの、各時代又は類型に特色的にみられる性格を有しているものである。

⑤ 「再現することが容易でないもの」とは、建設後相当の年数（100年を目途とする。）を経過したことにより、現在同様のものを建設するには多大な経費が必要なもの又は同様のものを建設することが困難であるものをいう。

例えば、建設する際に採用された技術や技能の水準が高いもの、現在において希少な技術や技能を用いているもの、形態や意匠が特

殊又は特異で類型が少ないものである。

別紙〔省略〕

④文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について

(平成12年3月10日 庁保岳第14号
文化庁次長から 各都道府県教育委員会あて通知)

平成11年7月16日に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第37号。以下「地方分権一括法」という。）及び平成12年2月16日に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令」（平成12年政令第42号）により、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）の一部改正が行われ、平成12年4月1日から施行されることとなりました。

今回の法及び令の改正は地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）に基づいたものであり、国と地方公共団体との役割分担の在り方の見直しや、機関委任事務の廃止、地方公共団体に対する関与の見直しなどを主な内容としています。主要な改正点は次のとおりです。

○ 法関係

① 埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査等の事務を都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行うこととしたこと（法第60条から第62条まで）。

② 所有者不明の出土文化財の所有権の帰属先を原則として都道府県としたこと（法第63条の2）。

③ 文化庁長官の権限に属する事務（土地の発掘及び遺跡の発見に関する事務を含む。）を、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができることとしたこと（法第99条第1項）。

④ 文化庁長官の勧告又は命令により出品された重要文化財等の管理の事務を、政令で定めるところにより、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行うこととすることができることとしたこと（法第100条第1項）。

⑤ 機関委任事務に関する文化庁長官の指揮監督及び当該事務の処理に要する経費の国庫負担を廃止したこと（旧法第104条）。

⑥ 聴聞、不服申立て等に関する規定を整理したこと（法第85条から第85条の8まで）。

○ 令関係

① 法第99条第1項の規定により委任する事務の範囲及びその委任先を定めたこと（令第5条）。

② 法第100条の規定により管理の事務を都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行うこととす

る場合の要件等を定めたこと（令第6条）。

この改正については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律における文部省関係法律の改正について」（平成11年8月11日付文教地第203号文部事務次官通知）及び「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令について」（平成12年2月23日付文教地第249号文部省教育助成局長通知）をもって既にその概要を通知したところですが、改正内容の詳細は下記のとおりですので、十分にご了承の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、市町村の教育委員会等に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、今回の法及び令の改正に伴う関係省令の改正については別途通知する予定ですので、あらかじめご承知お願います。また、関係告示等の取扱いは別紙1のとおりとなります。

記

第1 重要文化財及び重要有形民俗文化財関係

1. 重要文化財の現状変更等の許可等

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事務は、次のとおり、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が法定受託事務として行うこととしたこと（法第99条第1項第2号並びに令第5条第1項第2号及び第3項第1号）。

○ 重要文化財の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない（法第85条の3）（第8 2. 参照）。

○ 都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行った重要文化財の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第99条第4項）（第8 4. 参照）。

(i) 重要文化財の現状変更等の許可等

重要文化財の現状変更のうち、次に掲げるものの許可及びその取消し並びに停止命令（法第43条）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内における現状変更等については、当該指定都市又は中核市）の教育委員会が行う（法第99条第1項第2号及び令第5条第3項第1号）。

(i) 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

○ 「土地その他の物件（建造物を除く。）」とは、土地（民家の屋敷地、社寺の境内地、茶室の露地等）及び資料（棟札、絵図、設計図、取り外した建築部材等）を指しており、いわゆる附を含め、重要文化財に指定されている建造物に含まれた

い。

なお、委譲対象となる現状変更等の例としては、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定されている土地の区域内に所在する建物の新築や水路の復原、当該土地の形質変更や掘削、当該土地の直近や地下の掘削、資料の保管方法の変更などが挙げられる。

(ii) 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

○ 「型取り」とは、粘土、石膏、寒天、シリコンラバーなどを使用する方法により、直接実物に触れて、型を取ることをいう。

○ 都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会がこの現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（地方分権一括法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「新地方自治法」という。）第245条の9）については、追って定める予定である。

(2) 文化庁長官が許可した重要文化財の現状変更等の停止命令

文化庁長官が許可した重要文化財の現状変更等の停止命令（法第43条第4項）は、都道府県の教育委員会が行う（法第99条第1項第2号及び令第5条第1項第2号）。

2. 重要文化財又は重要有形民俗文化財の所有者等による公開等の停止命令

重要文化財又は重要有形民俗文化財の所有者等による公開の停止命令（法第51条第5項（法第51条の2（法第56条の16において準用する場合を含む。）及び第56条の16で準用する場合を含む。）（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令（法第56条の15第2項において準用する法第51条第5項）は、都道府県の教育委員会が法定受託事務として行うこととしたこと（法第99条第1項第3号及び令第5条第1項第3号）。

○ 所有者等による公開については、公開される重要文化財又は重要有形民俗文化財が、当該公開が行われる都道府県の区域内に存するものである場合には当該都道府県の教育委員会が、当該都道府県の区域外に存するものである場合には文化庁長官が停止命令を行う。なお、重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開については、すべての場合において当該公開が行われる都道府県の教育委員会が停止命令を行う。

3. 重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可等

重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可等（法第53条）は、次のとおり、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行うこととしたこと（法第99条第1項第4号並びに令第5条第1項第4号及び第3

項第2号)。

- (1) 重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可等
重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(法第53条)は、公開に係る重要文化財が、当該公開が行われる都道府県の区域内に存するもののみである場合には、都道府県(指定都市又は中核市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市又は中核市の区域内に存するもののみである場合には、当該指定都市又は中核市)の教育委員会が自治事務として行う(法第99条第1項第4号及び令第5条第3項第2号)。

○ 公開地と公開される重要文化財の所在の場所に応じ、本件事務を行う者は次のとおりとなる(別紙2参照)。

- ① 指定都市又は中核市の区域内において公開が行われ、かつ、公開される重要文化財が当該指定都市又は中核市の区域内に存するもののみである場合は、当該指定都市又は中核市の教育委員会
 - ② 指定都市又は中核市の区域内において公開が行われ、かつ、公開される重要文化財の中に当該指定都市又は中核市の区域内に存しないものが含まれる場合は、当該指定都市又は中核市の存する都道府県の教育委員会(ただし、公開される重要文化財の中に当該都道府県の区域外に存するものが含まれない場合に限る。)
 - ③ 指定都市又は中核市の区域外において公開が行われ、かつ、公開される重要文化財が公開が行われる都道府県の区域内に存するもののみである場合は、当該都道府県の教育委員会
 - ④ 公開が行われる場所を問わず、公開される重要文化財の中に当該公開が行われる都道府県の区域外に存するものが含まれる場合は、文化庁長官(ただし、停止命令については、下記(2)のとおり都道府県の教育委員会が行う。)
- (2) 文化庁長官が許可した重要文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令
文化庁長官が許可した重要文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令(法第53条第4項)は、法定受託事務として都道府県の教育委員会が行う(法第99条第1項第4号及び令第5条第4号)。

4. 重要文化財の保存のための調査

重要文化財の現状等の報告徴収(法第54条(法第95条第5項において準用する場合を含む。))又は立入調査(法第55条)(上記1.(1)に掲げる現状変更等の許可の申請に係るものに限る。)は、都道府県(上記1.(1)の許可を指定都市又は中核市の教育委員会が行う場合は、当該指定都市又は中核市)の教育委員会が法定受託事務と

して行うこととしたこと(法第99条第1項第5号及び令第5条第3項第3号)。

- 立入調査を行うときは、公開による意見の聴取を行わなければならない(法第85条の2)(第82.参照)。
- 都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行った法第55条の規定による立入調査については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない(法第99条第2項)。
- 都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行った重要文化財の立入調査によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる(法第99条第4項)(第84.参照)。

5. 出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理
文化庁長官の命令又は勧告(法第48条(法第56条の16において準用する場合を含む。))に基づき出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務を当該出品に係る公開が行われる施設に存する都道府県(当該施設が指定都市又は中核市の区域内に存する場合は、当該指定都市又は中核市)の教育委員会が行うこととする場合には、文化庁長官は、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならないこととしたこと(法第100条及び令第6条)。
- 公開が行われる施設が指定都市又は中核市の区域内に存する場合であっても、当該施設が都道府県の設置するものである場合には、当該指定都市又は中核市の教育委員会ではなく、当該施設を設置する都道府県の教育委員会が管理の事務を行う。

○ なお、旧法第100条第1項の規定により管理の事務の委任を行ってきたものについても、改めて所要の手続を行う必要があるため、別途文化庁長官より同意を求めることとなる。

第2 埋蔵文化財関係

1. 土地の発掘及び遺跡の発見に関する事務

土地の発掘及び遺跡の発見に関する事務(法第57条から第57条の3まで、第57条の5及び第57条の6)は、次のとおり、都道府県又は指定都市の教育委員会が、それぞれ自治事務として行うこととしたこと(法第99条第1項第6号並びに令第5条第1項第5号及び第2項)。

○ 埋蔵文化財に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

(1) 調査のための発掘

埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令(法第57条)は、都道府県の教育委員会が行う(法第99条第1項第6号及び令第5条第1項第5号)。

○ 発掘の禁止又は中止命令(法第57条第2項)を行うおうとするときは、聴聞を行わなければならない(法第85条)(第82.参照)。

(2) 土木工事等のための発掘

国の機関等以外の者が行う土木工事等のための発掘に関する届出の受理及び指示(法第57条の2)は、都道府県(指定都市の区域内における土地の発掘については、当該指定都市)の教育委員会が行う(法第99条第1項第6号及び令第5条第2項)。

○ 土木工事等のための発掘の届出に関し、「当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施」を指示することができることを法律上明記した(法第57条の2第2項)。

(3) 国の機関等が行う土木工事等のための発掘

国の機関等が行う土木工事等のための発掘に関する通知の受理、協議を求めらるべき旨の通知、協議及び勧告(法第57条の3)は、都道府県の教育委員会が行う(法第99条第1項第6号及び令第5条第1項第5号)。

○ 都道府県の教育委員会がこれらの事務を行う場合には、法第57条の3第5項の規定は適用しない(法第99条第3項)ことから、これらの通知等は文部大臣を通じないで行うこととなる。

(4) 遺跡の発見

国の機関等以外の者による遺跡の発見に関する届出の受理、命令、意見の聴取、期間の延長及び指示(法第57条の5)は、都道府県(指定都市の区域内における遺跡の発見については、当該指定都市)の教育委員会が行う(法第99条第1項第6号及び令第5条第2項)。

○ 法第57条の5第2項の規定による命令を都道府県又は指定都市の教育委員会が行った場合には、当該事務が自治事務であることから、同条第9項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定都市の教育委員会が補償の額を決定して道発生すべき損失を補償し、また、当該補償額に不服のある者による増額の請求の訴えは、当該事務を行った都道府県又は指定都市を被告とすることとなる(法第99条第4項から第7項まで)(第84.参照)。

○ 遺跡の現状を変更する行為の停止命令若しくは禁止命令(法第57条の6第2項及び第7項)又はこれらの命令の期間の延長(同条第5項及び第7項)をしようとするときは、聴聞を行わなければならない(法第85条)(第82.参照)。

(5) 国の機関等による遺跡の発見

国の機関等による遺跡の発見に関する通知の受理、協議を求めらるべき旨の通知、協議及び勧告(法第57条の6)は、都道府県の教育委員会が行う(法第99

条第1項第6号及び令第5条第1項第5号)。

○ 都道府県の教育委員会がこれらの事務を行う場合には、法第57条の6第5項の規定は適用しない(法第99条第3項)ことから、これらの通知等は文部大臣を通じないで行うこととなる。

2. 文化庁長官による事務の処理

我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、都道府県又は指定都市の教育委員会が行うこととした文化庁長官の権限に属する事務(届出の受理及び通知の受理を除く。)を自ら行うことを妨げないこととしたこと(令第5条第1項ただし書及び第2項ただし書)。

○ 文化庁長官が自らこれらの事務を行う場合には、書面により、当該事務を行うこととされている都道府県又は指定都市の教育委員会に通知する(新地方自治法第250条の6)。

3. 出土文化財に関する事務

警察署長から提出された物件の受領(法第60条)、当該物件の鑑査並びに通知及び差戻し(法第61条)並びに警察署長への引渡し(法第62条)は、次のとおり、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が自治事務として行うこととしたこと(法第60条から第62条まで)。

- (1) 埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、当該物件を都道府県(当該物件の発見された土地が指定都市又は中核市の区域内に存する場合は、当該指定都市又は中核市)の教育委員会に提出する(法第60条)。

- (2) 警察署長から提出された物件が文化財であるかどうかについての鑑査、物件を文化財と認めた場合の警察署長への通知及び文化財でないとした場合の警察署長への物件の差戻しは、当該物件の提出を受けた都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行う(法第61条)。

- (3) 都道府県若しくは指定都市若しくは中核市による発掘調査により発見された文化財(法第59条第2項)又は都道府県若しくは指定都市若しくは中核市の教育委員会の鑑査を経た文化財(法第61条第2項)の所有者から警察署長に返還の請求があったときは、当該文化財の警察署長への引渡しは、当該発掘調査又は鑑査を行った都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行う(法第62条)。

○ 文化庁長官による発掘調査により発見された文化財(法第59条第1項)については、従来どおり、文化庁長官が引渡しを行う。

4. 所有者不明の出土文化財の所有権の帰属

所有者が判明しない出土文化財の所有権は、次のとお

り、国又は都道府県に帰属することとしたこと（法第63条及び第63条の2）。

- (1) 文化庁長官による発掘調査により発見された文化財（法第59条第1項）又は国立博物館、国立文化財研究所、国立大学その他の国の機関による発掘調査により発見された文化財で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する（法第63条第1項前段）。この場合においては、文化庁長官は、土地の所有者にその旨を通知し、かつ、当該文化財の価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する（法第63条第1項後段。）ただし、報償金の支給にかえて、当該文化財を譲与することができる（法第64条）。
 - 国立博物館及び国立文化財研究所については、独立行政法人化後も引き続き、その発見した文化財で所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属することとなる（独立行政法人国立博物館法（平成11年法律第178号）附則第9条及び独立行政法人文化財研究所法（平成11年法律第179号）附則第8条による改正後の法第63条第1項）。
 - (2) 都道府県若しくは指定都市若しくは中核市による発掘調査により発見された文化財（法第59条第2項）又は都道府県若しくは指定都市若しくは中核市の教育委員会の審査を経た文化財（法第61条第2項）（上記(1)で国庫に帰属するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する（法第63条の2第1項前段）。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及び土地の所有者にその旨を通知し、その価格に相当する額の報償金を支給する（法第63条の2第1項後段）。ただし、報償金の支給にかえて、当該文化財を譲与することができる（法第64条の2）（下記5、参照）。
 - 報償金の額は当該都道府県の教育委員会が決定し（法第63条の2第3項）、報償金の額に不服のある者による増額請求の訴えは当該都道府県を被告とすることとなる（法第63条の2第4項において準用する法第41条第3項及び法第63条の2第5項）。
5. 都道府県帰属の出土文化財の譲与
 - 都道府県の教育委員会は、当該都道府県に帰属した出土文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が報償金を支給して保有する必要がある場合を除いて、発見者又は土地の所有者に、その者が受けるべき報償金の額に相当するもの範囲内で譲与することができることとしたこと（法第64条の2）。
 - 都道府県に帰属した出土文化財は、都道府県の物品（地方自治法第239条）となるものであり、都道府県の財産を発見者又は土地所有者以外の第三者に譲与又は譲渡することについては、地方自治法第237条第2項

の規定による条例又は議会の議決の定めるところによる。

6. 出土文化財の帰属及び報償金の支給に関する経過措置
 - 出土文化財の帰属及び報償金の支給については、次のとおり、経過措置を設けたこと（地方分権一括法附則第58条及び第59条）。
 - (1) 地方分権一括法の施行の日（平成12年4月1日。以下「施行日」という。）前に発見された文化財で、警察署長に差し出されてから公告後6か月満了までの期間中であるため施行日の時点で所有者が判明していないものの所有権は、所有者が判明しないまま公告後6か月を経過したときに、文化庁長官又は国の機関による発掘調査により発見されたものについては国庫に帰属し、その他のものについては都道府県に帰属する（地方分権一括法附則第58条、遺失物法（明治32年法律第67号）第13条及び民法（明治29年法律第89号）第241条）。
 - この場合の通知及び報償金の支給については、国庫に帰属した文化財については文化庁長官が、都道府県に帰属したものについては当該都道府県の教育委員会が行う。
 - (2) 旧法第63条第1項の規定により国庫に帰属した文化財のうち、施行日に現に地方公共団体において保管しているものの所有権は、国が保有し物品管理官又は分任物品管理官が管理しているもので、地方公共団体に貸し付けているものを除き、当該文化財を保管している地方公共団体に帰属する（ただし、施行日の前日（平成12年3月31日）までに当該地方公共団体から別段の申出があった場合は帰属しない）こととした（地方分権一括法附則第59条）。
 - この経過措置により、施行日において「現に地方公共団体において保管しているもの」及びその所有権の帰属の取扱いは以下になる。
 - ① 都道府県又は市町村が、国庫に帰属した出土文化財そのものを保管している場合には、その所有権は当該都道府県又は市町村に帰属する。
 - ② ①の場合を除き、都道府県又は市町村による発掘調査（旧法第98条の2等）により発見された出土文化財で国庫に帰属したものの所有権は、それぞれ当該都道府県又は市町村に帰属する。
 - ③ ①の場合を除き、都道府県若しくは市町村の設立に係る埋蔵文化財の調査を目的とする法人又は都道府県若しくは市町村が主体となって組織した調査会その他の発掘調査組織による発掘調査により発見された出土文化財で国庫に帰属したものの所有権は、それぞれ当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県又は市町村に帰属する。
 - ④ ①から③までにより都道府県又は市町村に帰属

したものの以外の出土文化財は、引き続き国庫に帰属する。

- 地方公共団体が地方分権一括法附則第59条ただし書の規定による申出を行う場合の手続については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第59条ただし書の規定に基づき地方公共団体からの別段の申出の手続を定める省令」（平成11年文部省令第33号）において定められている。
7. その他の規定整備
 - 地方公共団体による発掘の施行の規定（旧法第98条の2）を文化庁長官による発掘の施行の規定（法第58条）の次に移動したこと（法第58条の2）。その他所要の規定の整備を行ったこと（法第57条の6、第59条及び第64条）。
- 第3 史跡名勝天然記念物関係
 1. 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等
 - 史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第80条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が法定受託事務として行うこととしたこと（法第99条第1項第2号並びに令第5条第1項第2号、第4項第1号、第5項及び第6項）。
 - 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第245条の9）については、追って定める予定である。
 - 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。
 - 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければならぬ（法第85条の3）（第8 2、参照）。
 - 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第99条第4項）（第8 4、参照）。
 - (1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等
 - (i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市の教育委員会が行う（法第99条第1項第2号及び令第5条第4項第1号イからイまで））。
 - ① 3か月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。②において同じ。）の新築、増築、

改築又は除却（同号イ）

- ② 指定面積が150〜クマール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第1種及び第2種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後50年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却（同号ロ）
 - ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i) 建築物以外の工作物の設置若しくは設置後50年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii) 道路の舗装若しくは修繕（同号ハ）
 - ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却（同号ニ）
 - ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修（同号ホ）
 - ⑥ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。）（同号ヘ）
- (ii) 天然記念物に関し、次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（①及び③にあっては、市の区域内における現状変更等については、当該市。②にあっては、譲受け又は借受けを行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合については、当該市の教育委員会が行う（法第99条第1項第2号及び令第5条第4項第1号トからリまで））。
 - ① 天然記念物に指定された動物の一定の理由（当該動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止）によるi) 捕獲、ii) 捕獲及び飼育又はiii) 捕獲及び標識若しくは発信機の装着（令第5条第4項第1号ト）
 - ② 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け（同号チ）
 - ③ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたものうち、繁殖に使用されていないものの除却（同号リ）
 - (iii) 上記のほか、史跡名勝天然記念物の管理のための計画を定めた都道府県又は市の教育委員会が出発し、現状変更等の懸念、顔面その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域における現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県の教育委員会（指定区域が市の区域内に存する場合は当該市の教育委員会）が行う（法第99条第1項第2号並びに令第5条第4項第1号ス、第5項及び第6項）。
 - 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の指定地域内の一定の区域において、包括的に現状変更等の許可等の事務を行う場合には、これまでいわゆる個別委任を受けていた場合でも、平成12年4月1日以降改めて令第5条第4項第1号スによる

区域の申出をする必要がある。

- 申出をする区域については、文部省令で定める記載事項を記載した「管理のための計画」を定める必要がある（令第5条第6項）。

この「管理のための計画」の記載事項としては、「史跡名勝天然記念物の管理の状況」、「管理に関する基本方針」、「現状変更等の許可の基準及びその適用区域」等を定めたとある（「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則等の一部を改正する省令」（平成12年文部省令第8号）による改正後の「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第6条）。

- 管理のための計画は、町村の区域については都道府県の教育委員会が、市の区域については市の教育委員会が定める必要がある。

このため、従来のいわゆる保存管理計画については、権限委譲を受けることとなる都道府県又は市の教育委員会が定めたものとする必要がある（例えば、都道府県が定めた管理のための計画を市の区域内においても適用することする場合であっても、市の区域内については当該市の教育委員会が定めたこととする必要がある）。

- 上記(1)及び(4)の場合を除く現状変更等の許可等については、指定区域内においては都道府県又は市の教育委員会が、指定区域外においては文化庁長官が行うこととなることから、現状変更等の許可申請先を一般に明らかにするため、文化庁長官は、指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示する（令第5条第5項）。
- (2) 文化庁長官が許可した史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令

文化庁長官が許可した史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令（法第80条第3項で準用する法第43条第4項）は、都道府県の教育委員会が行う（法第99条第1項第2号及び令第5条第1項第2号）。

2. 史跡名勝天然記念物の保存のための調査

史跡名勝天然記念物の現状等の報告徴収（法第82条（法第95条第5項において準用する場合を含む。）又は立入調査若しくは調査のため必要な措置の施行（法第83条）（上記1. (1)に掲げる現状変更等の許可の申請に係るものに限る。）は、都道府県の教育委員会（上記1. (1)の許可を市の教育委員会が行う場合は、当該市）が法定受託事務として行うこととしたこと（法第99条第1項第5号及び令第5条第4項第2号）。

- 立入調査又は調査のため必要な措置の施行を行おうとするときは、公開による意見の聴取を行わなければ

ならない（法第85条の2）（第8 2. 参照）。

- 都道府県又は市の教育委員会が行った法第83条の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない（法第99条第2項）。

- 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の立入調査又は調査のため必要な措置の施行によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第99条第4項）（第8 4. 参照）。

3. 史跡名勝天然記念物の仮指定

都道府県の教育委員会が行う史跡名勝天然記念物の仮指定（法第70条第1項）、仮指定の報告（同条第2項）、仮指定の解除（法第71条第1項）、仮指定又はその解除の告示及び通知（法第70条第3項及び第71条第4項において準用する法第69条第3項）並びに仮指定又はその解除の掲示（法第70条第3項及び第71条第4項において準用する法第69条第4項）を法定受託事務としたこと（法第105条の3）。

4. その他の規定整備

法第99条第1項の規定により、法第80条の規定による現状変更等の許可等を都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行ったこと（法第80条第4項及び第80条の2）。

第4 伝統的建造物群保存地区関係

都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正により、市町村の都市計画の決定に当たり必要とされる都道府県知事の「承認」が「同意」に改められたことに伴い、伝統的建造物群保存地区に係る市町村の都市計画の都道府県知事による「承認」を「同意」に改めたこと（法第83条の3第3項）。

第5 共通事項（重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物）

国が補助金等を交付した場合の次に掲げる指揮監督は、都道府県の教育委員会が法定受託事務として行うこととしたこと（法第99条第1項第1号及び令第5条第1項第1号）。

- ① 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理についての指揮監督（法第35条第3項（法第56条の14、第73条の2、第75条及び第95条第5項において準用する場合を含む。））
- ② 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理に関する文化庁長官の命令又は勧告に基づいてする措置についての指揮監督（法第36条第3項（法第56条の14、第76条第2項（法第95条第5項において準用する場合を含む。）及び第95条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第35条第3項）

- ③ 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理団体による買取りについての指揮監督（法第46条の2第2項及び第81条の2第2項において準用する法第35条第3項）

第6 罰則関係

機関委任事務の廃止に伴い、法第99条第1項及び令第5条の規定により都道府県又は市の教育委員会が文化庁長官の権限に属する事務を行う場合についても罰則の適用があることを明確にしたこと（法第107条の3及び第110条並びに令第5条第7項）。

第7 事務区分

次に掲げる事務を第一号法定受託事務（新地方自治法第2条第9項第1号）としたこと（法第105条の3及び令第7条）。

- ① 史跡名勝天然記念物の仮指定及びその解除に関する事務（法第70条及び第71条）
- ② 国が補助金等を交付した重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理又は買取りの指揮監督（法第35条第3項等及び令第5条第1項第1号）
- ③ 文化庁長官が許可した重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令（法第43条第4項（法第80条第3項において準用する場合を含む。）及び令第5条第1項第2号）
- ④ 重要文化財の現状変更等の許可及びその取消し並びに停止命令（法第43条及び令第5条第3項第1号）
- ⑤ 重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の所有者等による公開又は重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令（法第51条第5項等及び令第5条第1項第3号）
- ⑥ 文化庁長官が許可した重要文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令（法第53条第4項及び令第5条第1項第4号）
- ⑦ 重要文化財の保存のための調査（法第54条（法第95条第5項において準用する場合を含む。）及び第55条並びに令第5条第3項第3号）
- ⑧ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及びその取消し並びに停止命令（法第80条及び令第5条第4項第1号）
- ⑨ 史跡名勝天然記念物の保存のための調査（法第82条（法第95条第5項において準用する場合を含む。）及び第83条並びに令第5条第4項第2号）

第8 その他の事項

1. 文化財保護審議会への諮問

文化庁長官は、法第99条第1項第2号に掲げる事務（重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等）に係る政令の制定又は改廃の立案については、あらかじめ文化財保護審議会に諮問しなければならないこととしたこと（法第84条の2第2項第16号）。

2. 聴聞及び意見聴取

機関委任事務の廃止に伴い、次に掲げる事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、(1)及び(2)については聴聞を、(3)については意見の聴取を行わなければならないことを明示したこと（法第85条及び第85条の2）。

- (1) 発掘調査の禁止又は中止命令（法第57条第2項）
- (2) 遺跡の現状を変更する行為の停止命令若しくは禁止命令（法第57条の5第2項及び第7項）又はこれらの命令の期間の延長（法第57条の5第5項及び第7項）
- (3) 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の立入調査又は調査のため必要な措置の施行（法第55条第1項又は第83条第1項）

3. 不服申立て

- (1) 機関委任事務の廃止に伴い、都道府県又は市の教育委員会が法第99条第1項の規定によってした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分等」という。）のうち法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとしたこと（法第99条第8項）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が法第99条第1項の規定によってした処分等であっても、自治事務に係るものについては、文化庁長官に対する審査請求をすることはできず、当該処分等をした都道府県又は市の教育委員会に対する異議申立てのみをすることができる。

- (2) 次に掲げる不服申立て（審査請求又は異議申立て）に関する手続は、文化庁長官に対する異議申立てだけでなく、文化庁長官又は都道府県若しくは市の教育委員会に対する不服申立て全般について適用されるよう規定を整備したこと（法第85条の3から第85条の8まで）。

- ① 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに係る意見の聴取（法第85条の3から第85条の5まで）
- ② 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る不服申立てに関する公審等調整委員会との協議（法第85条の6第1項）及び不服申立てに係る事案についての関係各行政機関の長の意見陳述（法第85条の6第2項）
- ③ 手続の省令委任（法第85条の7）及び取消訴訟との関係（法第85条の8）

4. 損失補償

機関委任事務の廃止に伴い、都道府県又は市の教育委員会が法第99条第1項の規定によってした次に掲げる事務により損失を受けた者に対しては、当該事務が自治事務である場合には、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと（法第99条第4項から第7項まで）。

- (1) 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（法第43条又は第80条）
- (2) 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状等の立入調査又は調査のため必要な措置の施行（法第55条又は第83条）
- (3) 遺跡発見の場合の現状を変更する行為の停止命令又は禁止命令（法第57条の5第2項）
上記事務のうち、(1)及び(2)は法定受託事務とし、(3)は自治事務としたため（令第7条）、都道府県又は市の教育委員会が当該事務を行った場合、(1)及び(2)については(3)については都道府県又は市が損失補償を行うこととなる。

5. 関与の見直し等

- (1) 都道府県の教育委員会が、所有者（管理団体がある場合は、管理団体）又は管理責任者の求めに応じて重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導をする場合に必要とされていた文化庁長官の承認を廃止したこと（法第102条第1項）。
 - (2) 機関委任事務の廃止に伴い、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会に対する文化庁長官の指揮監督を廃止したこと（旧法第104条第1項）。
 - (3) 機関委任事務の廃止に伴い、旧法第99条から第101条までの規定による事務を処理するために要する経費の国庫負担の制度を廃止したこと（旧法第104条第2項）。
- 従来交付されていた文化財保護事務費交付金は、平成11年度限りで廃止されることとなるが、これに替わる一般財源措置として、地方交付税交付金による普通交付税措置が取られる予定である。

(II) 関係法令

①銃砲刀剣類所持等取締法（抄）

(昭和33年3月10日法律第6号)
改正 昭和37年4月5日法律第72号
同 37年9月15日同 第161号
同 38年3月22日同 第23号
同 40年4月15日同 第47号
同 41年6月7日同 第80号
同 43年6月15日同 第99号
同 46年4月20日同 第43号
同 52年6月1日同 第57号
同 53年5月24日同 第56号
同 53年5月20日同 第76号
同 55年5月21日同 第56号
平成2年6月5日同 第26号
同 3年5月2日同 第52号

同 5年6月15日同 第66号
同 5年11月12日同 第89号
同 7年5月12日同 第89号
同 11年7月16日同 第135号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「銃砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）をいう。

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡り5センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び45度以上に自動的に開閉する装器を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5センチメートル以下の飛出しナイフで、開閉した刀体をさやと直線に固定させる装器を有せず、刀先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

(所持の禁止)

第3条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

- 一 法令に基づき職務のため所持する場合
- 二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、第5条の3第1項若しくは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ4第3項の講習の教材の用に供するため、若しくは第5条の4第1項の技能検定（第3号の2並びに第3条の3第1項第2号及び第5号において「技能検定」という。）の用に供するため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合
- 二の二 前2号の所持に供するため必要な銃砲又は刀剣類の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該銃砲又は刀剣類を当該職務のため所持する場合
- 三 第4条又は第6条の規定による許可を受けたもの（許可を受けた後装薬銃砲刀剣類（つえその他の銃砲又は刀剣類以外の物と誤認させるような方法で変装された銃砲又は刀剣類をいう。以下同じ。）としたものを除く。）を当該許可を受けた者が所持する場合
- 六 第14条の規定による登録を受けたもの（装薬銃砲刀剣類を除く。）を所持する場合
- 十 第18条の2第1項の規定による承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作したものを製作の目的に従つて所持する場合

第3章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認

(登録)

第14条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基づいてしなければならない。

4 都道府県の教員委員会は、第1項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第1項の登録の方法、第3項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の手続及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部省令で定める。

(登録証)

第15条 都道府県の教育委員会は、前条第1項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合においては、文部省令で定める手続により、速やかにその旨を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

3 登録証の様式及び再交付の手続は、文部省令で定める。（登録証の返納）

第16条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、速やかに登録証（第3号の場合にあっては、回復した登録証）を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に返納しなければならない。

- 一 当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合
- 二 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合
- 三 亡失し、又は盗み取られた登録証を回復した場合

2 都道府県の教育委員会は、前項第1号又は第2号の規定により登録証の返納を受けた場合には、速やかにその旨を登録証を返納した者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管の委託の届出等）

第17条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸付若しくは保管の委託をした者は、文部省令で定める手続により、20日以内にその旨を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届

け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

3 都道府県の教育委員会は、第1項の届出を受理した場合においては、速やかにその旨を当該届出に係る銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第18条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。（刀剣類の製作の承認）

第18条の2 美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は、製作しようとする刀剣類ごとに、その住所の所在する都道府県の教育委員会（政令で定める場合にあっては、文化庁長官。第3項において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、文部省令で定める手続により、承認の申請をしなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、第1項の規定による承認をした場合においては、速やかにその旨を承認を受けた者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

4 第1項の承認に関し必要な細目は、文部省令で定める。（教育委員会への委任）

第19条 削除

第20条 削除

（所持の態様についての制限）

第21条 第10条（第2項各号を除く。）の規定は、第14条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第10条第1項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「正当な理由に基づいて使用する」と、同条第4項及び第5項中「第2項各号のいずれかに該当する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

②銃砲刀剣類所持等取締法施行令（抄）

(昭和33年3月17日政令第33号)

(文化庁長官が刀剣類の製作の承認を行う場合)

第8条 法第18条の2第1項の政令で定める場合は、同項の承認を受けたことがない者が同項の承認を受けようとする場合とする。

(平11政令321・全改)

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（昭和33年4月1日）から施行する。

③接収刀剣類の処理に関する法律

(平成7年12月8日法律第133号)

接収刀剣類の処理に関する法律をここに公布する。

接収刀剣類の処理に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、連合国占領軍に接収された刀剣類（刀、剣、やり及びなぎなたをいう。以下同じ。）でこの法律の施行の際現に東京国立博物館に保管されているもの（以下「接収刀剣類」という。）の処理につき必要な事項を定めるものとする。

(接収刀剣類の公示)

第2条 文化庁長官は、接収刀剣類ごとに、その種類、形状その他文部省令で定める事項を官報で公示しなければならない。

(返還の請求)

第3条 接収刀剣類を連合国占領軍に接収された者（その包括承継人を含む。）は、前条の公示の日から起算して1年以内に、当該接収刀剣類について、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、その種類、形状その他当該接収刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

(返還等の手続)

第4条 文化庁長官は、前条の規定により接収刀剣類について返還の請求があったときは、返還請求者がその請求をすることができる者であるかどうかを審査しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者であると認めるときは、その旨を、遅滞なく、書面により当該返還請求者に通知するとともに、当該請求に係る接収刀剣類を当該返還請求者に返還しなければならない。

3 文化庁長官は、第1項の審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者であると認められないときは、その旨を、遅滞なく、書面により当該返還請求者に通知し

なければならない。

(返還されない接収刀剣類の帰属等)

第5条 前条第2項の規定により返還することができない接収刀剣類は、国に帰属する。

2 前条第2項の通知をした場合において、当該返還請求者が、当該通知を受けた日から5年以内に当該接収刀剣類を受け取らないときは、当該接収刀剣類は、国に帰属する。

3 前2項の規定により国に帰属することとなった接収刀剣類の保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成8年政令第17号で平成8年2月1日から施行)

④美術品の美術館における公開の促進に関する法律

(平成10年6月10日法律第99号)

(目的)

第1条 この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会を拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産をいう。
- 二 美術品 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。
- 三 登録美術品 次条第1項の登録を受けた美術館をいう。
- 四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であって、次の要件を満たすものをいう。

イ 5年以上の期間にわたって有効であること。
ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。

五 公開 公衆の観覧に供することをいう。
(美術品の登録)

第3条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

2 文化庁長官は、前項の登録の申請があった場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものであること。
二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

3 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部省令で定める。
(契約美術館の設置者の義務)

第4条 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者（以下「契約美術館の設置者」という。）は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。
(承継)

第5条 登録美術品の所有者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録美術品の所有者から第3条第1項の登録の取消しの申請があったときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならない。

- 一 登録美術品が第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
- 二 登録美術品の所有者が、第3条第3項の規定による通知を受けた日から3月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。
- 三 登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。
- 四 登録美術品公開契約が終了したとき（その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。）。
- 五 登録美術品の所有者が不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)

第7条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 登録美術品（第3条第2項第1号に該当するものを除く。）を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 二 登録美術品公開契約を締結したとき。

(契約美術館の設置者の報告等)

第8条 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 登録美術品の引渡しを受けたとき。
- 二 登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。
- 四 登録美術品公開契約が終了したとき。

2 契約美術館の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 契約美術館の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

(美術館の設置者のあつせん)

第9条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第10条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会を拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(登録美術品の公開等に関する指導等)

第11条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(国が所有権を取得した登録美術品の公開)

第12条 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第13条 第8条第2項の規定による変更の届出があったときは、

その変更後のもの。次項において同じ。に從つて契約美術館の設置者が行う登録美術品（第3条第2項第1号に該当するものに限る。次項において同じ。）の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、当該計画又はその変更の届出があったことをもつて、同法第53条第1項本文の許可があったものとみなす。この場合において、同条第3項中「第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に」とあるのは「契約美術館の設置者（美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号）第4条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ。）が同法第8条第2項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出（同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。）をした場合において、当該届出に」と、同条第4項中「第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に」とあるのは「契約美術館の設置者が前項の指示に」と、「許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すこと」とあるのは「公開の停止を命ずること」とする。

2 契約美術館が文化財保護法第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設である場合において、第8条第2項の規定により届け出た公開及び保管の計画に從つて当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第53条第2項の規定は適用しない。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成12年5月31日法律第91号抄）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日から施行する。

⑤アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

（平成9年5月14日法律第92号）

（目的）

第1条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るた

めの施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

（施策における配慮）

第4条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

（基本方針）

第5条 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
- 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、次条第1項に規定する関係都道府県の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第1項の規定する関係都道府県に送付しなければならない。

（基本計画）

第6条 その区域内に社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であ

ると認められる政令で定める都道府県（以下「関係都道府県」という。）は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針
 - 二 アイヌ文化の振興を図るための施策の実施内容に関する事項
 - 三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項
 - 四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを北海道開発庁長官及び文部大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。（指定等）

第7条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法（明治29年法律第99号）第34条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を北海道開発庁長官及び文部大臣に届け出なければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第8条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。
- 二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。
- 三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。
- 四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

（事業計画等）

第9条 指定法人は、毎事業年度、総理府令・文部省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、総理府令・文部省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第10条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改訂命令）

第11条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人の第8条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第12条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。（罰則）

第13条 第10条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成9年6月政令218号により、平成9年7月1日から施行）